

政府關係機關

第一章 公 団

第一節 公団の設立過程

戦後新たに設立された最初の政府関係機関は公団である。この公団は、戦時統制機構が司令部の指令によって解散されたあと、これに代わって戦後の物資統制を実施する政府関係機関として登場する。

一 「臨時物資需給調整法」と新統制方式

司令部は昭和二二年八月六日、戦時統制機構の解散について次の覚書を発した。⁽¹⁾

統制会の解散並に特定産業内に於ける政府割当機関及び所要統制機関の設置認可に関する件

(一九四六年八月六日SCAPIN一一〇八)

一、産業を一定の戦時統制から解放し、平和経済の再建に必要な不可欠の資材及び物資の生産を増強すべく、一層民主的な方策を

設定するため日本帝国政府は本覚書の日附から九〇日以内に次の各項を達成するのに必要な措置をとるやう指令される。

a 現存する統制会を解散しそれに関する凡ての法律、命令規則及び省令を廃止すること。

b かかる統制会の記録を現在統制会を監督してゐる政府のそれぞれの部局内に保存すること。

c 上記 a の規定条項に従つて取られる措置と同時に、経済安定本部内又はその下に同本部の統一的指導、監督を受け、特定の関係諸省と共同し、重要な資材及び物資の生産確保のため同本部によつて選ばれた特定産業に対する割当及びその内部に於ける割当を実施し、且つその割当が所要生産計画に適合する様調整するに必要とされる公的機関、局課及び手続を設定すること、又経済安定本部によつて選ばれた特定産業部門内に於ける必需原料及び半加工材料の割当のため、それら産業部門内に於て一時的の安定方策として用ゐられる民主的に組織運営される同業組合の設立及び運営を監督すること。

二、日本帝国政府は本覚書の日附以降九〇日以内に次の各項の報告五通を英文で8×11吋用紙にタイプして連合国最高司令部に提出しなければならない。(a—e 項省略——引用者)

三、選定された産業部内に於て一時安定策たる凡ての同業組合、及び本覚書の条項に従ひ日本帝国政府によつて設立された公的機関の存置期間は特に連合国最高司令官によつて認可された場合を除き本覚書日附の日から一ケ年の期間に限られる。

四、本覚書は連合軍最高司令部発日本帝国政府宛の覚書 A G 三三四 (四五年一月九日) SCAPIN 二五六「民間商船委員会の任命」に関する件によつて設立された民間商船委員会の機能継続に対しては一切影響を与へない。

政府は右の覚書を受けて、「国家総動員法」、「輸出入品等臨時措置法」、「戦時緊急措置法」等を中心とする一連の戦時統制方式を払拭する必要に迫られ、これに代わる戦後の新しい統制方式を樹立することが政府の緊急課題となつた。このため政府はまず戦後の物資統制の基本法として、「臨時物資需給調整法」(昭和二年法律第三二号)を制定し、昭和二年一〇月一日に公布・施行した。

「臨時物資需給調整法」の制定事情については、本財政史第一〇巻「物価」編に述べられているので、本巻では同

法の実施過程をとりあげることにする。

「臨時物資需給調整法」では、まず「主務大臣は、産業の回復及び振興に関し、経済安定本部総裁が定める基本的な政策及び計画の実施を確保するために」次の事項について必要な命令をなすことができる、としている(第一条)。それは経済安定本部総裁が定める方策に基づく、①物資の割当てまたは配給、②供給不足物資の使用の制限または禁止、③供給不足物資の生産、出荷、工事施行またはそれらの制限もしくは禁止、④供給不足物資または遊休設備の譲渡、引渡または貸与、の各事項である。

同法はこのように政府による物資の直接統制を規定したものであるが、この法律の具体的運用に当たっては、民間の産業団体による自治的統制方式をとりいれていた。すなわち同法第二条は、物資の割当ての実施については、主務大臣が必要かつ適當と認めた場合、「民主的に組織された産業団体に、その構成員の議決に基づいて、その構成員及びその構成員以外の同業者で物資の割当てを請求する者に対する物資の割当てを行はせることができる。」と定めている。もっとも産業団体の決定に対しては、第一に、産業団体から割当てを受けたものが、その決定に不服をもつ場合、物資需給調停委員会に申し出て、適正な決定を求めることができる。第二に、産業団体が右の委員会の決定に従わない場合、または産業団体のおこなう割当てを経済安定本部総裁の決定する方策に適合させる必要がある場合、主務大臣は産業団体に対して決定の変更を命ずることができる(第二条第三、五項)と規定して、政府の物資割当権限を上位においている。しかし、同法は物資統制の基本となる割当てについて民間団体の活用を図ろうとする点では、同法制定以前に考えられていた「戦後産業臨時措置令案」(昭和二年五月五日)の考え方と基本的には変わっていない。終戦後の日本における物資統制方式は戦時の方式をひき継ぎ、統制の実施は戦時中の統制会・統制組合の性格をひき継いだ民間の統制団体に委ねられていた。これに対し司令部は、前掲覚書において統制会の解散と特定産業における公的割当

機関の設立を指令してきたのであるが、「臨時物資需給調整法」は官僚統制的性格を一掃することを主眼とし、統制実施機構については内部を民主化し、産業界の自主的統制による自治的統制方式をとらせるといふ構想をもってこれに対応したのである。

以上のような内容をもった「臨時物資需給調整法」が第九〇回臨時帝国議会で成立したのに伴って、政府は「国家総動員法」による命令で統制を実施されている物資についてひとまず同法に基づく命令に切り換えることを容認し、さしあたり同法を適用する物資につき約四五の省令を準備した。そのうえで政府は、一〇月初旬から同法の意図する統制方式に関して、司令部と折衝を開始した。しかし、司令部は最初から日本政府側の意図する自治的統制方式に対して反対の意を表明し、全面的な修正を要求した。司令部の主張した論点は次のとおりであった。⁽⁴⁾

- (1) 需給の調整をおこなう場合はすべて政府の責任においておこない、自治統制方式は原則として認容しない。
- (2) 割当機関としての産業団体の利用は、これが独占的な運営に陥ることをさけるために十分の注意を要する。
- (3) 従来の統制会社の変身のごとき私企業による一手買取販売方法は、過去の実状に鑑みて絶対に認められない。
- (4) 販売機構は自由競争を原則とし、政府による販売店の指定や配給方法の指示などは、需要者に対する切符制の厳正な実施をすれば必要を認めない。

- (5) もしなんらかの理由により、どうしても一手買取販売を必要とするものについては、政府が直接これに当たればよい。すなわち、専売とするか、または全額政府出資の営団あるいは公社を設立して民有民営を排除し、政府機関として運営すべきである。

これらの意見に対して経済安定本部および関係各省は、司令部の考えを実現することは困難であることを説明して交渉を続けたが、司令部は民間の自治統制方式には強硬な態度を示した。統制方式をめぐる問題の交渉相手は経済科である。この課は当時日本の財閥解体・独占禁止や企業の経済力集中排除を担当している部局であった。私的独占の禁止という観点からすれば、自治的方式のもとで私的カルテルが政府の権能をもつことは望ましくない独占状態をつくり出すので、民間の産業団体に統制の権限を与えるべきではなく、政府自身が責任をもつべきだというのが、同課の見解であった。⁽⁵⁾

政府は割当配給機構に関して、生産資材と生活必要物資を区別して二種の配給調整規則案を一〇月下旬に司令部に提出した。このうち生産資材の配給割当については、司令部との了解がつき、割当手続を経済安定本部の命令として公布するよう指示をうけた。それは内閣訓令の形式をとり、「指定生産資材割当手続規程」(昭和二十一年一月二〇日内閣訓令第一〇号)として公布された。このときの司令部との合意の要点は次のとおりである。⁽⁶⁾

- (1) 資材需給調整の最高責任官庁は、経済安定本部である。
- (2) 安定本部は部門別割当てをおこない、主務省は安定本部の指示にしたがい、需要別割当てをおこなう。
- (3) 割当機関として地方庁や産業団体は認められない。
- (4) 一手買取制度はもちろん、指示配給制度も認めず、ただ販売業者に対して割当切符を交付することが認められるのみで、指定物資の授受はすべて切符引換えでなければおこなわれない。
- (5) 需要者(販売業者は含まない)は主務省に需要申請書を提出しなければ、割当てを受けられない。
- (6) 主務省は毎期の開始一カ月前に、部門別需要表を安定本部に提出することを要する。
- (7) 決定された割当てはすべて公表され、これに不服ある者は安定本部に申し立てることができる。
- (8) 主務省は割当てに関する諮問委員会を置くことができる。

この時到達した合意内容ははっきりと地方庁や産業団体を割当機関として認めないことを明示している。自治統制を規定した「臨時物資需給調整法」第二条および産業団体の組織ならびに調停委員会に関する二勅令（昭和二年勅令第五二一、五二二号）は死文化することになった。また、この時まで実施されていた統制会社または組合による買取販売制度や配給指示方式による制度も、全面的に廃止せざるをえなくなった。そこで政府としては、配給公社方式を採用する方向に進まざるをえなくなったわけである。

右の内閣訓令が公布されたあと、司令部は同年一月一日付覚書「臨時物資需給調整法による統制方式」(SCA PIN二九四)を発し、改めて司令部の基本的方針を明らかにした。この覚書の内容は次のとおりである。

- (1) 日本政府は民間産業から配給統制の権限を回収しなければならない。指定された私的会社または組合が、一手購入・販売の方法によって物資の配給を統制することは、廃止されなければならない。
- (2) 政府は政府機関としての配給公団 (a Government distribution corporation) を通じて、配給機能を実施する計画を司令部に提出しなければならない。この公団の目的は、通常の配給ルートによっては適切な配給がおこなわれない場合に、必要な統制機能を行使用するにある。

- (3) 経済安定本部は司令部の許可なしに「臨時物資需給調整法」によっていかなる機関をも指定してはならない。
- (4) 上述の項目によって設立もしくは指定された機関または団体の役員は、その統制下にある会社または企業の株主、職員となり、もしくはいかなる利益関係をもつことも許されない。

この覚書によって、司令部は最終的に民間産業団体の活用を拒否し、政府自身の手による統制を命じたのである。この時から政府は、本格的になんらかの政府機関の設立に取り組むこととなった。なお、この結果「臨時物資需給調整法」の第二条は覚書の線に合わなくなったので、昭和二年三月の改正（昭和二年三月二九日法律第二三三号）によっ

て削除された。ただし、従来民間の統制団体が果たしてきた機能を直ちに廃止することは混乱を招くので、配給統制の機能をもつ政府機関が整備されるまでの間、暫定的に従来の機関を利用するという理由から、同改正法附則では、経済安定本部総務長官は一カ月ごとの期間を限って、特定の産業団体を指定し、またこれに統制権限を与えることができるとし、その場合には第二条は有効とされた。

二 公社・公庁案

「臨時物資需給調整法」による物資の割当配給をいかなる機関がおこなうかについて、司令部の具体的意向が最初に示されたのは、昭和二年一月二五日付覚書「石油製品の配給」(SCA PIN二九四)であった。ここでは石油について配給公社を設立すべきことが指示されていた。これを受けて政府は「株式会社石油配給公社」案を同年一月一日に提出、さらに石油以外の統制必要物資についても公社の設立を進める方針を固めた。一月二九日、それまでに商工・農林両省で検討された見解をまとめて経済安定本部の案として司令部に提出されたものは、次のようなものであった。⁽⁸⁾

- 一、厳格公正な配給確保の為政府は一手買取を行ふ公社を設立する
- 二、公社は甚しく供給の不足し厳格な蒐荷配給計画を必要とする物資毎に設置する
- 三、公社設立の為特別法の立法手続を必要とするが暫定措置として会社法に基く株式会社の形態で公社を設立する
- 四、政府は原則として資本金全額を出資する、出資は復興金融公庫に行はしめる、資本金は最少限度に止め、運転資金及施設は之を借入れる

五、公社の役員及業務の監督は株主権により政府の名に於て復興金融庫が之を行ふ、尚定款に重要事項は政府の承認を要する規定を挿入する

六、公社は物調法に基く命令により、一手買取及政府の割当計画に基く販売を実施する

七、公社は原則として最終需要者に対する配給を行ふ、必要あるときは卸商、小売商を指定して、公社の指令により販売を委託させることが出来る

八、公社は原則として、クーポンを発行するが、主務官庁の定める割当計画に基き指定出荷を行ふこともある

九、公社は各物資に付、全国を通じ一社を設立する、支社及出張所を設立することが出来る地方毎に、一種目の物資の公社を設立することはしない

十、主務官庁の責任ある官吏に公社の役員を兼ねさせる

十一、公社を設立する物資名は左の通り

(一) 石炭、コークス (二) 亜炭 (三) 石油製品 (四) 重要化学製品 (五) 重要油脂製品 (六) 重要金属製品 (七) 繊維及同重要製品 (八) 標準電気器具 (九) 重要生必物資 (十) 農業資材 (十一) 農産品 (十二) 重要副食物 (十三) 肥料

右の案に対して、経済科学局のケーブロン J. M. Capron (Exec. Secretary, Controls Coordinating Committee) は、司令部内の検討の結果として要旨次のような見解を示した。⁽⁶⁾

- (1) 第三項について、公社が株式会社形態をとることおよび復興金融庫（以下「復金」と略称することもある）の出資には反対であり、したがって公社設立の特別法を立法し、出資金は予算に計上すべきである。
- (2) 第五項の項目は、会計検査の対象とすべきである。
- (3) 第七項について、卸売商、小売商の指定はいけくない。したがって第八項の指定出荷は許されない。
- (4) 第一〇項については、司令部民政局 Government Section の意見をきく必要がある。

(5) 第一一項について、(一)石炭、コークス、(二)石油製品、(三)肥料、には公社を置く必要を認めるが、その他は検討を要する。ことに製品化されたものに公社を置くことは原則として反対する。

さらに「配給公社の概要（二一、二二、五、GHQ案）」⁽¹⁰⁾と題する文書によって、日本側に示された司令部の公社案をみると次のようなものであった。

物調法の規定により主務官庁は左の政策を実施するに必要な措置をとることを要する。

一、物資の蔽格にして公正な配給を確保する為石油製品、肥料及固体燃料（石炭、コークス、亜炭）の一手買取、販売を取扱ふ三つの公社を政府の責任に於て設立する。

二、公社は他の物資又は数物資に付て、その供給が特に不足し、適切な配給を履行するに必要な輸送、保管又は他の配給施設を統制会社が保有する場合でも正常な配給の「ルート」が適當でない場合に設立することが出来る。

三、公社は夫々議会の協賛を経た法律で設立されなければならぬ。法律案は十日以内に準備することを要する。尚法律案は物資調整法と期限を同じにするべきである。

四、公社の資本金及運転資金の総額は政府特別法に基く支出として政府が供給することを要する。

五、公社の職員の監査及業務の会計検査は法の規定により政府が行ふ。定款は公社の全事項は政府の責任であることを規定する。

六、公社は次の権限を有する。

物調法に基く命令により指定された物資の一手買取及政府の割当計画に依り物資を販売する権限

公社がとつて代る統制会社の施設設備を賃借によつて獲得する権限

七、当該統制会社は解散し、清算計画を安定本部に提出する。

八、公社はその設定する切符配給制度の下に需要する。

卸商・小売商は配給業務を行ふ。

九、政府は割当又は配給に関する安定本部令に基いて販売切符を発行する。公社は安定本部の割当計画に従つて正常な配給ル―トに物資を引渡すことのみを取扱ふ。

一〇、一物資又は数物資に付て一公社を日本全部に付て設立する。

一物資又は数物資別に数公社を設立することは許されない。

一一、主務大臣は公社の主要な職を兼ねる。公社の職員及傭人はすべて政府の官吏である。そして統制下にある物資の生産又は配給に従事する会社の株主その他一切の利益関係人を含む者と業務上の関係を保持する事を厳禁される。

本項の規定するところにより現存する該当統制会社の職員及傭人は公社への就職に優先権を有する。右の者の就職の条件の決定に當つて主務官庁は本人に対する統制会社時代の奉職年限についての年金、養老年金、退職資金又は賜暇を考慮に入れて右諸権利を許容する様にすべきである。

この司令部の公社案を基準にして、経済安定本部は直ちに「配給公社設立要領」⁽¹⁾を作成し、これを二月一日に司令部に提出している。この日はちょうど司令部から覚書「臨時物資需給調整法による統制方式」(二五〇ページ参照)を受け取った日であった。この案では、当初に提出した株式会社形態の公社構想にかえて、政府全額出資の特殊法人として公社を設立することとしていた。ただ司令部の公社案が石油製品、肥料および固体燃料を取り扱う三公社を中心にし、公社の設立範囲を限定していたのに対し、安定本部案では公社の設立範囲も業務内容も拡げようとしていたことが看取される。安定本部案の内容は次のようなものである。

物資の厳格適正且つ公正な配分を図る目的をもつて配給公社を設立する場合には左の要領による。

- 一、配給公社は、左に掲げる要件のすべてに該当するものについてこれを設立する。
- (一) 国民生活の安定並びに産業の回復及び振興を図るために必要な物資であること。

(二) 供給が特に不足してゐる物資であること。

(三) 通常の配給経路によつては、その物資の厳格適正且つ公正な配分を図ることができないこと。

(四) 左の各号の一に該当すること。

(イ) 生産者が極めて多数且つ分散してゐるために、一元的に集荷配給するのてなければ生産品の把握が困難なこと。

(ロ) 国民生活必需物資等の如くであつて、时期的場所に計画をたてて多数需要者に公平に配給する必要があるものであること。

(ハ) 適切な集荷及び配給を行うために必要な輸送保管其の他の配給施設を、配給統制会社が現に所有してゐること。

(ニ) 価格の調整及び運賃の均一を図るため特に買取プール制を行う必要があること。

二、公社は法律に基いた特殊法人とする。

法律は、石炭肥料等相当長期にわたつて配給統制を行う必要があるものについては、特別法による。他は各物資を通じて共通のものとし、経済安定本部総裁が提案し、各省はその施行の任にあたり、臨時物資需給調整法の失効のときにその効力を失ふ。

三、公社の資本金は、全額政府の出資とする。

四、公社の職員の監督及び業務の会計検査は、法の規定により、政府がその責任においてこれを行ふ。

五、公社は左に掲げる業務を行ふ。

(一) 臨時物資需給調整法に基く命令により指定された物資の一手買取及び政府の割当計画による販売

(二) 前号の物資の保管又は加工

(三) 前二号に附帯する業務

(四) 其の他主務大臣の特に必要と認めたる業務

六、公社は、必要により、旧統制会社その他の者の保有する施設設備を譲り受け又は賃借することができる。

七、公社は、主務官庁の発行する割当証明書を提出する卸商小売商又は需要者に対し配給を行ふ。但し必要な場合は公社はこれに対し現物の出荷調整を行ふことができる。

八、同種の物資について一公社を日本全部について設立し支店又は代理店はこれを設けることができる。同種の物資について地方別に数公社を設立することは、特別の事情がある場合に限る。(例石炭)

九、主務省の官吏は、公社の主要な職を兼ねることができる。公社の役員及び職員は、これを公務員とみなす。役員及び職員は営利を目的とする他の事業に従事することができない。

旧統制会社の職員及び備人は、公社設立に伴ひできる限りこれを収容するやうに措置する。

右の「配給公社設立要領」に対して、司令部は二月一八日再度「配給公社の概要」⁽¹²⁾を示し、司令部見解を示した。この案は、安定本部提出の「設立要領」で提案された事項を多少採り入れて、二月五日の当初案を若干修正したものであるが、基本線は当初案とはほとんど変わっていない。すなわち、公社の運転資金に復金からの借入れを認めていること、公社に配給に伴う物資の保管・検査・選別の権限を加えていることなどは安定本部案をとり入れた点であるが、公社の設立を依然として前と同じ範囲に限り、とくに業務内容を厳しく限定している。また安定本部案が同一物資につき特別の事情がある場合は地方別に数公社を設立するとしていたのに対し、司令部案は「地域別に多数の公社を設立してはならない」としてこれに否定的である。全体として日本政府には、従来の業種別統制会社の組織をそのまま公社形態に衣更えしようという意向が強いものに対して、司令部の公社案は政府機関としての色彩を強く出している点で異なっていた。二月一八日付の「配給公社の概要」は五日付のものと重複する点があるが、これが後の公団制度の骨格となるもので、次にその全文をのせておこう。

配給公社の概要 第七号(二二、一二、一八GHQ案)

主務官庁は物調法の規定に従ひ左の方針を実行するに必要な措置をとるべきである。

- 一、厳格、公正な配給を図る為、石油製品、肥料及固体燃料(石炭、コークス及亜炭)の一手購入及販売を行ふ三公社を政府の責任に於て設立する。
- 二、特に供給の不足するその他の物資又は物資群について統制会社が製品の適切な配給に必要な輸送、保管その他の施設を保有し、且通常の配給ルートによることが適当でない場合には、公社を設立することが出来る。
- 三、各公社は議会の協賛する法律によつて設立されなければならぬ。法律案は十日以内に準備することを要し、その法律は物調法と有効期間を等しくすべきである。
- 四、公社の全資本金は政府が特別法により支出すべきである。運転資金は復興金融金庫から借入れることが出来る。
- 五、役職員の監督は主務官庁が行ふ。事業の会計検査は政府の予算上の支出の当然の結果として政府の会計検査院が之を実施する。定款は公社の全事項は政府の責任であることを規定する。
- 六、公社は次の権能を持つ。

物調法の命令による特別法の指定する物資の一手購入及政府の割当計画に基く物資の販売の権限

配給に伴ふ物資の保管、検査、選別の権限

公社が、とつて代る統制会社の設備施設を賃借する権限

権限は厳に上述のものに限られる。使用された文字はすべて明白に定義されねばならない。

七、当該統制会社は解散すべきであり、その清算計画は安定本部に提出すべきである。

八、公社は卸商、小売商又は消費者に対する配給業務を行ふ。

彼等は安定本部の割当及配給方式に従ひ需要し、その需要は公社が応ずる。

九、政府は割当又は配給に關し安定本部令に従つて販売の為のクーポンを發給する。公社は安定本部の割当計画により通常の配給ルートに物資の引渡(delivery)のみを取扱ふ。

十、各物資群について全国に一つの公社が設立される。支店又は出張所は之を設立することが出来る。一つの物資群について地域別に多数の公社を設立してはならない。

十一、主務官庁の大臣は公社の主要役員のプロストを兼ねる。役員、職員のすべては官吏であつて、その俸給は法律によつて定められる。

そして公社の統制下にある物資の生産又は配給に従事する会社の株主となること又はその他恩恵を受ける関係をもつことを含み一切の業務上の連繫を持つことを厳禁される。

本項の規定に従ひ、現在の当該統制会社の技術的又は事務的職員は就職に関し優先権が与へられる。彼等の採用条件の決定に当り統制会社での以前の奉職に関して発生すべき、恩給、養老年金、退職資金又は休暇を考慮し当該権利を許与するように措置する。

この司令部案に見られるように、公社の機能を物資の割当・配給機関に限定して、従来の配給機構を政府による統制として再編成する意向には、日本の業界も現存の配給組織に混乱をまねくものとして危惧の念をいだいていた。政府もまた公社に割当配給よりもさらに広い政策的機能をもたせようと考えていたから、司令部の公社構想をそのまま受け入れることには積極的でなかった。一二月下旬に安定本部が作成した「配給公社法案要綱」⁽¹³⁾では、配給公社は「国民生活の安定並びに産業の回復及び振興を図るために必要な物資の適正且つ公正な配給を実施し、且つその価格の適正化を図ることをその目的とする」ものとされた。他方、司令部に対しては、安定本部は「日本経済の実状に鑑み今日迄事務当局に示された指導方針をそのまま、忠実に実行することは日本政府として充分の責任をとりえない点もある」⁽¹⁴⁾として、次のように要望事項をまとめて再考を求めた。⁽¹⁵⁾

一、配給公社制度を採り得る物資としては、石炭、石油、肥料の外には配給に必要な輸送保管その他の施設を統制会社が保有してゐることが必須条件となつてゐるが、この外に次の様な場合も公社設立を認められたい。

- a 生産者が多数且つ分散してゐて、一元集荷の必要な場合
 - b 国民生活必需物資の如く多数消費者に时期的場所に計画配給を必要とする場合
 - c 価格又は運賃の調整均一化の爲め買取プールを行ふ必要がある場合
 - d 統制会社が輸送保管等の施設を保有するか、又は保有してゐなくとも、これらの施設の運用を一元的に行つてゐて、配給技術上この組織を利用することが最も適当な場合
- 二、配給公社の業務は指定物資の買取、販売に限定することを原則とするが、次の如き業務も必要に応じ認めることにしたい。
- a 価格、又は運賃のプール制度
 - b 取扱物資の加工其の他の附带的業務
- 三、配給公社法の形式（法律を単一共通のものとするか個別に制定するか）其の他技術的な運用の問題（社長を主務大臣とするや否や、地方公社を認めるや否や等）は日本政府に一任せられたい。
- 四、配給公社を設けた場合たと否とを問はず販売業者の指定（許可制）と販売先（地域又は用途）の指定を認め、且つ任意的な共同荷受機関としての協同組合の活用を認められたい。

ところで、現実の経済情勢は二一年末から二二年にかけて闇物価の上昇が激しくなり、生産も停滞して危機感が高まってきた。経済運営をめぐる危機に対処して、安定本部は総合的な経済政策の立案を迫られ、二二年に入って早々「直面する経済危機を打開する総合対策要綱」⁽¹⁶⁾（二二年一月一六日）を作成した。この文書では、重点的生産の拡大、財政金融の圧縮および配給機構の強化の三点が対策の焦点とみなされた。このうち配給機構の強化については、配給庁の設立が検討されている。この配給庁の構想は、二二年一月七日付で司令部から示された「石油配給公庁法案」を受けて前年までの公社組織に代わつて考えられたものである。ここでは特殊法人形態とは異なり、特別な行政機関として配給庁を設立し、政府の一手買取・販売に必要な配給資金を特別会計で経理する政府事業として業務を実施しよう

としている。はじめ司令部案に基づいて石油配給庁が検討されたが、石油に限らず他の統制物資についても配給庁の設立要領がつくられた。もっとも、この案でも配給庁の下部機構としては、「他の機関や企業を活用すること」が想定されている。次に「配給庁設立要領」⁽¹⁷⁾の全文をかかげておこう(傍点筆者)。

配給庁設立要領(二二、二、一)

物資の適正且つ公正な配分を図る目的を以て配給庁を設立する場合には、左の要領による。

一、組織

(一) 配給庁は政府機関とする。即ち特別な行政官庁であつて特殊法人ではない。

(二) 配給庁は、これを左の区分に従つて設立する。

- 1 石油配給庁——石油及び石油製品
- 2 固体燃料配給庁——石炭、亜炭、コークス
- 3 肥料配給庁——硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰等
- 4 金属配給庁——鉄、鋼材、主要非鉄金属、主要鉄鋼二次製品
- 5 繊維配給庁——各種糸、一定の織布及び基礎的衣料品
- 6 化学製品配給庁——カーバイト、タール製品、硝酸、硫酸、セメント、板硝子等
- 7 日用品配給庁——紙、靴類、石鹼、電球、マッチ、その他重要日用品、煉炭等家庭燃料
- 8 食糧配給庁——主食、主要調味料(醬油、味噌、食用塩、甘味剤、砂糖)、缶詰、ミルク、バター、チーズ等の加工食品、油脂

配給庁は、その主たる取扱物資の所管大臣(以下主務大臣という)の管理に属し、その職制は、主務大臣がこれを定める。

(三) 配給庁の職員

- 1 配給庁の職員は、すべて官吏又はこれに準ずる政府職員とする。
- 2 配給庁の職員は、その職務に必要な学識経験を有する者の中からこれを任命することができる。右の者に支給する俸給に関しては、俸給令の例外を認めることができる。
- 3 職員は、その属する配給庁の取扱物資の生産、配給、保管、加工又は輸送に個人として従事し、若しくはこれ等の事業を営む会社の営業につき一切の利害関係を有してはならない。但し、配給庁の職員としての地位に伴うものはこの限りでない。
- 4 配給庁の長は、次官待遇とする。

(四) 配給庁は、経済安定本部総裁の定める方策に従い主務大臣の監督下に左の業務を行う。

- 1 取扱物資の一手買取及び販売
- 2 取扱物資の保管、加工又は輸送
- 3 前二号に附帯する業務
- 4 その他、経済安定本部総裁が特に必要と認めた業務

(四) 主務大臣が必要と認める地に、支庁、出張所、配給所等の下部組織をおくことができる。又取扱物資の実情により、指定商、農業者、協同組合、消費組合等を下部機構として活用することができる。

二、会計

(一) 資金及び特別会計

- 1 各配給庁の取扱物資の買取販売を実施する資金として、配給資金をおき、その歳入歳出は、これを一般の会計と区分して特別会計を設置する。(前例、貿易資金特別会計)
- 2 配給資金は、これを取扱物資の買取、販売、管理及び輸送並びにこれに必要な施設の賃借又は所有に運用する外、主務

大臣の承認を得た用途に運用することができる。

3 配給資金に関しては、予算制度上の拘束を受けない。

4 配給資金の額は、主務大臣が経済安定本部総裁及び大蔵大臣と協議の上これを定める。

配給資金は、これを一般会計から繰り入れる。

配給資金に不足を生じたときは、大蔵省預金部、日本銀行又は復興金融金庫から借入金をして一時これを補足することができる。

5 配給資金の運用によつて利益を生じたときは、これを特別会計の翌年度の歳入に繰り入れ、損失を生じたときは、これを特別会計の翌年度の歳出を以て補う。

6 配給資金支弁の経費を除き、人件費、事務費、その他の諸費を支弁するための資金に関する歳入、歳出は、これを特別会計とする。

7 右の特別会計の負担で大蔵省預金部又は日本銀行から借入金をする事ができる。

8 配給資金及び特別会計は、これを物資所管の各省におく。

(二) 検査及び監督

配給庁は、毎事業年度前期後期別に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作製し、これを主務大臣、大蔵大臣及び経済安定本部総裁に提出して承認を受けなければならない。

最終的承認は経済安定本部総裁の責任とする。

配給資金に関する会計経理の監督及び検査は、経済安定本部及び会計検査院が行う。

三、運営

(一) 配給庁は、その取扱物資について、全般的な一手買取を行うことを原則とするが、経済安定本部総裁の指定する物資については、一定の時期又は地域を限つて一手買取を行うことができる。

(二) 配給庁は、政府の発給する割当公文書を提出する卸売商、小売商又は需要者（農業会、協同組合、消費組合等を含む。）に対しその取扱物資の売渡を行う。

前項の場合において、経済安定本部総裁が必要と認めたときは、配給庁は現物の出荷調整を行うことができる。

(三) 配給庁の長は、下部機構として他の機関や企業を活用するときは、これに対して需給調整上必要な命令又は指示を行うことができる。

(四) 配給庁は、業務開始の際業務の方法を、又毎事業年度開始の際その事業計画及び概算経費予算を、主務大臣、大蔵大臣及び経済安定本部総裁に提出してその認可を受けなければならない。

最終的決定及び認可は経済安定本部総裁の責任とする。

(五) 配給庁の業務及び経理は、これを公開しなければならない。

(六) 配給庁は、必要により、旧統制会社その他の者の保有する施設、設備を譲り受け又は賃借することができる。

安定本部内では以上のような「配給庁設立要領」を準備していたが、他方では「石油配給公庁」案について、「公庁を公法人とする」「公庁の事務に従事する官吏の俸給は公法人たる石油配給公庁から支給する」「公庁法による認許可等は主務大臣をして行わせる」の三点を司令部案の修正案として提出している。⁽¹⁸⁾ この修正案は司令部も認めることになり（二二年二月四日）、以後法人形態の公庁構想が各省で検討されていった。まず物価庁が「価格調整公庁法案要綱」（二二年二月四日）を作成して公庁制度の採用を表明し、その後配炭公庁、石油配給公庁、肥料配給公庁、主食配給公庁、需品公庁、食糧配給・油糧配給・飼料配給・酒類配給・金属配給・繊維配給・化学製品配給・日用品配給および産業復興の各公庁法案が各省でそれぞれ準備された。これらはすべて全額政府出資の公法人として設立を予定されたもので、内容も結局最初の公社案をひき継いだ形となっている。⁽¹⁹⁾

このように、各省でそれぞれ準備されたいくつかの公庁案のうち、石油配給・配炭・価格調整・産業復興の四公庁

の法案ないし要綱が三月十一日の閣議で決定された。このうち「石油配給公庁法案要綱」⁽²⁰⁾をとり上げておこう。

石油配給公庁法案要綱(昭和二年三月十一日閣議決定)

- 一 経済安定本部総務長官の定める方策に基き、石油類の適正な配給を実施するため石油配給公庁を設立すること。
- 二 石油配給公庁は、これを法人とすること。
- 三 石油配給公庁の基本金は、六千万円とし政府が全額これを出資すること。
- 四 石油配給公庁の役員その他の職員は、官吏その他の政府職員を以つてこれにあてること。
- 五 石油配給公庁の役員及び職員は、主務大臣がこれを定めること。
- 六 石油配給公庁の役員及び職員は、官吏に関する法令に従うこと。
- 七 石油配給公庁の役員その他の職員の給料は、国庫からこれを支給すること。
- 八 石油配給公庁の役員その他の職員の給料、その他の事項に関しては、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を得て特例を定めることができること。

四 石油配給公庁は、左の業務を行うこと。

- 一 物価庁の定める価格による石油類の一手買取及び売渡
- 二 石油類の保管、加工
- 三 石油類の配給及びこれに附帯する業務
- 四 輸送、施設の配置及び使用に関する法令に基き、石油類の適切な輸送を行うために必要な措置
- 五 石油類の販売業者の指定
- 六 石油配給公庁は、一定の課税を免除されること。
- 七 石油配給公庁は、経済安定本部総務長官及び主務大臣の行う監督に服すること。
- 八 石油配給公庁は、その業務を行うため必要な施設に関して、その施設の所有者占有者其の他の関係者から、これを賃借すること。

とができること。

八 石油配給公庁は臨時物資需給調整法の失効又は経済安定本部総務長官の命令によつて解散すること。

備考

- 一 石油配給公庁の運営資金は、復興金融金庫から借入れること。
- 二 石油配給株式会社は本公庁の設立と同時に解散するものとする。

これらの公庁法案のほかに、三月十一日には運輸省は「船舶公団法案要綱」⁽²¹⁾を作成して、産業復興公庁から船舶部門を独立させ、三月一八日には原材料・鋳工品・繊維・食糧の四貿易公団を規定した「貿易公団法案要綱」⁽²²⁾が閣議で決定される。ここではじめて「公団」という名称が登場するわけである。そしてこれらの法案が第九二議会に提出された時には、すべて「公団」という名称で統一されたのである。

三 公団の発足

(一) 公団法の制定

上述のような経過をたどつて新しい統制機構は公団という形で結実することになった。そして従来構想されていた諸公団のうち、まず生産設備・生産資材を取り扱う公団および貿易に関する公団が設立されることになり、次の六公団法案が第九二議会に提出され、二二年四月中に制定・公布された。すなわち、「船舶公団法」(昭和二年四月八日法律第五二号)、「石油配給公団法」(昭和二年四月一五日法律第五五号)、「配炭公団法」(同法律第五六号)、「産業復興公団法」(同法律第五七号)、「貿易公団法」(同法律第五八号)、「価格調整公団法」(同法律第六二号)である。このほか、「肥

料配給公団令」が同年四月三〇日にポツダム勅令第一七一号により公布された。また、公団と同様の性格をもつ特別調達庁の設立を定めた「特別調達庁法」(昭和二年四月二八日法律第七八号)も同時に公布されている。

各公団法の施行に伴って、産業復興公団が二年五月一日に設立されたのを皮切りに、船舶公団が五月二二日、原材料・鉱工品・食糧・繊維の四貿易公団が五月二七日、石油配給・配炭・価格調整の三公団が六月二日、肥料配給公団が七月一五日にそれぞれ設立され、業務を開始した。特別調達庁も九月一日から業務を開始している。

(二) 公団制度の骨子

各公団の業務内容については後述することにして、まず各公団法が新しい統制機構として共通に規定している公団制度の特徴を列記しておこう。公団制度は、物資統制を実施する機構として戦時よりひき継いだ統制会社方式が司令部から拒否されたあと、物資統制の公共性と企業性を調整するため、従来の統制会社方式、営団方式、専売その他の政府直営事業方式などの短所を補う新たな機関として考えられたものであると説明されているが、ここでは「価格調整公団法」および「同定款」を例として取り上げ、なお当時の政府資料「公団の解説」⁽²³⁾によって補足説明することとする。

(1) 公団の性格

公団は政府全額出資の公法人であり(「価格調整公団法」第三条)、政府そのものとは一応別人格の政府機関である。公団設立後公団の政府機関としての性格について司令部から問題が投げられたが、その際作成された前述の「公団の解説」は、「その役職員は、国庫から給与の支給を受ける官吏その他の政府職員である点、事務所、業務用施設等の固定資産は公団自体としては所有し得ず、政府がこれを確保して(国有財産となる。)公団がこれを使用することとなつている点等、政府機関的色彩が強く加味されて居り、法人とした実益は、業務運営上経理的活動が財政法上及び

会計法上の拘束を受けぬという点にのみ存すると云つてよい。即ち、法人という形式には余りウエイトが置かれてなく、政府代行機関(government agency)として、実質上、広義の政府機関としての取扱を受けているのである。」と説明している。公団の政府機関としての性格については後節でも述べる。

また、公団は臨時的存在であるとされ、経済安定本部総務長官の命令によって解散することが規定されている(第七條)。これについて「解説」は「この性格は、我国の経済憲章ともいふべき『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律』の底流をなす自由主義的経済理念から派生し、附与された色彩である。即ち、経済統制の必要という現実と、私的独占禁止の要請との融合点として、政府の責任において、政府の手による統制の方式——公団——を已むを得ず選んだのであるが、これは飽く迄、我国民経済の自由競争経済への還元に奉仕するものでなくてはならない。現在の、跛行的な産業経済が『ハ、ハ、マル』な状態に恢復するに至る迄の臨時的な危機克服策でなければならぬとされるのである。このことは、それに基いて、公団(配給公団)の行為法が規定される『臨時物資需給調整法』の臨時的性格と軌を一にする。」と説明している。

(2) 公団の機構および役職員

公団は主たる事務所を東京に置き、主務大臣の認可を受けて必要の地に従たる事務所を設けることができる(第二條)。

役員として、理事長、副理事長各一人、理事二人以上および監事一人以上を置き、主務大臣がこれを任命する(第一〇、一一條)。

役職員は官吏その他の政府職員とし、原則として官吏に関する一般法令に従うが、給与、服務等に関しては特例を定めることができる(第一四條)。すなわち、役職員の給与は国庫から支給され、服務については「文官分限令」、「文

官懲戒令」、「官吏服務規律」の適用をうける。

また、役職員の関係企業への兼務は禁止され、その営業につき一切の利害関係を有してはならないと規定されている（第一三条）。

ただし官吏以外の者から任命される役職員は、服務については「公団職制に関する件」（昭和二年五月一三日経済安定本部訓令第一号）で、給与基準については閣議決定で、特例がみとめられる。公団の役職員の身分を政府職員とし、給与も国庫から支給するとしたことは、新しい公団制度の特色であった。

(3) 基本金および運営資金

公団が政府から受け入れる出資金は基本金とし、基本金は全額国の出資とされ、また公団の運営資金は、必要あるときに復興金融金庫（貿易公団については貿易資金特別会計所属の貿易資金）から借り入れることができる（第三條）。

(4) 会計

公団の事業年度は毎年四月から翌年三月までとし、これを前期と後期に分ける（第一八條）。

毎事業年度の前期と後期の初めに、六カ月毎の事業計画および資金計画を作成して、経済安定本部総務長官に提出してその認可を受けなければならない（第一七條）。

公団は各期毎に財産目録、貸借対照表および損益計算書を作成して、毎期間経過後二カ月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出して、その承認を受けなければならない。総務長官はこの承認をおこなうときには、主務大臣および大蔵大臣にはからねばならない（第一九條第一、二項）。

財産目録、貸借対照表および損益計算書は、承認を受けた後公告し、かつ会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない（同条第三、四項）。

公団は、決算上の剰余金を国庫に納付しなければならない（同条第五項）。

剰余金の国庫納付に関しては、政令又は省令等によって「剰余金とは、当該事業年度の損益計算において収入と支出との差引勘定上生じた剰余金額」を言い、主務大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならないとされている。

(5) 監督

公団は主務大臣による常時一般的な監督を受けるほか、経済安定本部総務長官の監督に従うものとされ、総務長官はその定める基本的な政策および計画に関して各公団を指導監督する（第二〇條）。

(三) 各公団の業務概要⁽²⁴⁾

(1) 価格調整公団

同公団は経済安定本部総務長官の定める基本的な政策および計画に基づいて物価庁長官の指揮監督に従い、①価格調整のための資金の受入れまたは交付、②買取りおよび売戻し、③前二項に付帯する業務、をおこなうことになっており、配給公団取扱物資以外の重要物資（鉄鋼、セメント、苛性ソーダ、化学品等主として基礎的生産資材）を取り扱う。価格調整の方法としては、①価格平準制、②運賃平準制、③価格差補給制、を実施する。価格平準制とは、①自然的条件その他やむをえない生産諸条件の相違あるいは生産方法の相違によって生産費の差異の著しい場合、②一般物価水準に比して価格が著しく騰貴している国内品と、同種の輸出品との間の価格の平準化が必要な場合、③生産者価格が二つ以上設定され、それらの価格を平準化した販売価格を設定する必要がある場合に、それぞれおこなう価格調整方法である。運賃平準制とは運賃の価格に占める割合が比較的大きな場合、生産者には実際運賃を支払い、需要者には輸送距離その他輸送条件の相違にかかわらず平準運賃を負担せしめることにより、需要者価格の調整をはかるもの

である。価格差補給制とは重要な基礎物資であつて生産費が著しく高く、これを物価体系の安定の見地より引き下げることのある場合、または現在の操業度は異常に低い、近い将来その向上が見込まれるような場合に、原価計算を基礎として決定された生産者価格と需要者価格の差額を補償して価格の調整を図るものである。

同公団は他の配給公団と異なり配給業務をおこなわず、一部の物資を除いて通常の見取り売戻しをおこなう場合にも、常に同一生産者を対象とし、需要者との関係で売買等の商行為をおこなうものではない。

(2) 産業復興公団

同公団は経済安定本部総務長官の定める基本的な産業政策および産業計画に基づいて、①産業設備の建設およびその貸付け、売渡し、②産業設備または資材の買受けおよび貸付けまたは売渡し、③その他総務長官の指定する業務、をおこなうものであり、戦時以来の産業設備営団を改組してその事業を承継した公団である。

産業設備関係の業務は当時の民間企業力で自発的建設を期し難い基礎産業、輸出産業および民生産業の各種設備の建設と計画をおこない、設備完成後民間業者に貸し付け、進んで国内経済の安定したところで売却しようとするものである。重要資材の買受け、配分をおこなう資材関係の業務は、戦時中の軍または統制会社の保有物資、軍需会社の遊休化した手持ち資材、統制違反物資、一般的な供給過剰物資等の特殊遊休資材のプール機関として、資材の転活用による資材の需給調整を図るものである。

(3) 船舶公団

同公団は経済安定本部総務長官の定める基本的な政策および計画に基づいて、運輸大臣の監督の下に、①船舶・船舶用機関および機装品の製造の注文並びに船舶の改造・修繕または解体の注文、②船舶・船舶用機関・機装品および船舶用資材の買受けまたは売却、並びに船舶の保有または貸付け、③政府の委託による船舶の管理、の業務をおこな

う。同公団の業務は産業復興公団の機能と似ており、産業設備営団がおこなっていた船舶関係の業務を承継している。戦後自己資金によって船舶建造をおこなうことが困難となった民間業者に資金と資材を提供して、商船隊の再建を図ることが公団の設立目的であつて、その業務は金融機能的な色彩が強いのが特色である。

(4) 貿易公団（鉱工品・繊維・食糧・原材料）

貿易公団の業務は、①輸出品の発注、買取り、保管および輸送並びに政府に対する売渡し、②輸入品の引取り、保管、輸送および引渡し、③輸出入に関する原材料および包装材料の取得および配分、④以上に付帯する業務、とされ政府貿易に関する輸出入の実務はすべて貿易公団で担当される。取扱品目により鉱工品・繊維・食糧・原材料の四公団が設立されたが、このうち原材料貿易公団は、現に生産の過程にある輸出品の生産に必要なまたは主務大臣の認められた在庫に必要な資材の数量に限ってこれを買入れることができることとされている。

輸出入に関する業務のうち輸入の場合には公団は物資の引取り、保管、輸送および引渡しをおこない、代金取立ての実務をも担当するが、物資の所有権は払下げを終わるまで政府に属する。したがって国内消費者より徴収した代金は、公団経理上単に通り返けて貿易資金特別会計に納入される。輸入諸掛りは一時公団において負担のうえ、消費者より徴収される。これに対して輸出の場合は、貿易庁の指図に基づいて公団自ら集荷、買上げをおこない船積み渡しでこれを政府に売り渡す。したがって業者から物資を買い上げてから船積みによって政府から代金の支払いを受けるまでに必要となる運転資金は、貿易資金特別会計から借り入れる。また、輸出不適格品の国内放出も公団の業務に属する。

貿易公団の経理上の特色は、人件費、事務費、借入金利子等の経費はすべて特別会計より交付されるので、他の公団のように取扱手数料を徴収しないことである。

(5) 石油配給公団

同公団は経済安定本部総務長官の定める割当計画および配給手続並びにこれらに関する指示に基づき、商工大臣の監督に従い次の業務をおこなう。①貿易庁の定める価格による石油類の一手買取りおよび一手売渡し、②石油類の保管および加工、③石油類の配給およびこれに付帯する業務、④輸送設備の配置および使用に関する法令に基づき石油類の適切な輸送をおこなうために必要な措置、⑤石油類の販売業者の指定、である。

石油配給公団の業務内容は既存の統制会社である石油配給株式会社⁽²⁵⁾の業務をひきついだものであり、公団設立と同時に石油配給株式会社は解散された。

(6) 配炭公団

同公団は経済安定本部総務長官の定める割当計画および配給手続並びにこれらに関する指示に基づき、商工大臣の監督に従い、次の業務をおこなう。①物価庁の定めた価格による石炭およびコークスの一手買取りおよび売渡し、②石炭およびコークスの保管、検査および輸送、③以上に伴う業務、である。

配炭公団は以上の業務によって適正配給の機能を果たす以外に、次のような機能も同時に営んだ。①山別個別価格によって買い取り、一本の需要者価格で売り渡すことによる価格調整、②標準等級および規格による銘柄の整理と配給事務の円滑化、③特別産業に対する値引販売による価格差の補給、である。

同公団の業務は日本石炭株式会社、全国八地区の石炭販売株式会社および日本亜炭株式会社等の機能を吸収したものであって、これらの統制会社は配炭公団の設立により解散された。

(7) 肥料配給公団

公団令による同公団の業務は、①物価庁の定める価格による国内産肥料および輸入肥料（硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰、加里塩、硝安、トーマス燐肥、骨粉）の一手買取りおよび売渡し、②肥料の保管および輸送、③肥料販売業者の指定、④肥料の配給および価格に関する法令の施行に対する協力、⑤緊急用農薬の買取り、保管および売渡し、⑥肥料の一手買取り・売渡し・保管に付帯する業務とされている。すなわち、同公団は農林省の割当計画に基づいて、各製造工場より肥料を買い取り、工場から直接消費地の指定販売業者に輸送して売り渡すのを主要な業務としている。指定販売業者は農業協同組合が大部分である。

同公団の設立によって、その前身であった日本肥料株式会社は解散された。

(8) 特別調達庁

公団法とともに成立した「特別調達庁法」に基づいて法人として設立された特別調達庁は、①主務大臣の指定する連合国または政府の需要する建造物の建設、建造物および設備の修理、②連合国または政府の需要する物資または役務の調達、③安定本部長官の指定する連合軍の需要するその他の業務（「特別調達庁法」第一五条）をおこなう機関であった。同庁は特殊な公団方式をとり公法人として設立されたが、その組織は公団より政府部局に近い地位と権限をもっている。すなわち、基本金または運営資金は保有せず、一切政府予算をもって支弁する。総裁、副総裁、理事および監事は内閣総理大臣が任命し、役職員は官吏またはその他の政府職員とする。会計についても人件費および事務費を政府の予算をもって支弁することは公団と同じであるが、業務に伴う代金等の支払いは、本庁より代金受領者に証明書を発行してこれに基づき政府より支弁すること、また借入金は認められないことが定められている。

なお、同庁は前述のように設立当初は法人組織であったが、二四年度からは「総理府設置法」（昭和二四年五月三一日法律第一二七号）により総理府の外局となり、政府部局に入れられた。

次に各公団の取扱物資一覧表をのせておく。⁽²⁵⁾ここでは二三年度に設立された公団の分も表のなかに入れてある。

公団取扱主要物資一覽

公 団 名	取 扱 物 資
配炭公団	石炭及びコークス(半成コークスを含む)、指定亜炭及び亜炭コークス
石油配給公団	揮発油、燈油、軽油、重油、機械油及び半固体機械油、石油副製品(アスファルト、石油ピッチ、パラフィン)
肥料配給公団	硫酸アンモニア、石灰窒素、過燐酸石灰、トーマス燐肥、輸入硝酸アンモニア、輸入加里塩、化成肥料
価格調整公団	鉄鉄、普通圧延鋼材及び其の半製品、銅地金(電気銅、上型銅)、鉛地金、高度亜鉛地金(電気亜鉛、精錫亜鉛)及び並亜鉛地金(蒸餾亜鉛)、砒酸鉍(但し非鉄金属製錬用熔材として使用するものに限る)、硫化鉄鉍、含銅硫化鉄鉍及び硫黄鉍中の硫黄分、精鍊塊状硫黄、石綿(但し温石綿であつて、「カナダ」石綿標準規格五区以上の品質のものに限る)、螢石、アルミニウム地金、アルミニウム再生塊、軽合金再生塊、苛性ソーダ、ソーダ灰、塩酸、晒粉、液体塩素、硝酸アンモニア、液体アンモニア、硫酸、カリ塩、セメント、タール製品(ベンゾール類並びにコールタール及びその製品)、タール中間物、合成染料、人工甘味剤(溶性サッカリン、サッカリン錠、ズルチン、サッカリン・ズルチン混合錠剤)、火薬(膠質ダイナマイト、硝安系爆薬、開懇爆薬、カーリット黒色爆薬、工業雷管、電気雷管、導火線、猟用無煙火薬、猟用黒色火薬、猟用雷管)、カーバイド、アセトン(医薬及び写真フィルム)の製品に供せられるもののみ)、砂利、砂、玉石、切石(花崗岩切石、安山岩切石、凝灰岩切石、砂岩切石)、間知石、割石、割栗石、軌道敷舗装用板石、碎石、小鋪石、大玉石
産業復興公団	指定生産資材割当規則による指定生産資材(石炭、コークス、原油及び石油製品を除く)、鉄鋼、非鉄金属及び同製品、鉍物、化学製品、紙又は油紙製品にして前号に該当しないもの、毛骨、角齒、芽甲、穀類、薬材、顔料、塗料(油脂製品を除く)、繊維及び同製品、澱粉、木蠟、竹材、薬工品、アンペラ及び木毛
船舶公団	主要食糧、飲食料品、油脂、飼料、肥料、農林畜水産物
原材料貿易公団	
食糧貿易公団	

鉍工品貿易公団	金属及び其の他の鉍物及びそれらの製品、陶磁器、ガラス及び同製品、時計、学術器、車輛、船舶、その他機械器具類、染料、塗料、填充料、薬品(加工を加えざる農林畜水産物を除く)及び化学製品、鉍油、蠟及びそれらの製品、紙及び同製品、セルロイド及び同製品、ゴム及び同製品、皮革及び同製品、塩、美術工芸品(繊維製品を除く)、雑品(繊維、食糧両貿易公団で取扱わぬ物品を含む)繊維及び同製品(繊維製美術工芸品を含む)、蚕糸、蚕種及び桑苗、パルプ、アンペラ、花苳、野草、苳及び製帽用真田
食糧配給公団	米穀、大麦、裸麦、小麦、甘藷(其の加工品たる食糧を含む)、馬鈴薯(其の加工品たる食糧を含む)、雑穀其の他政令を以て定める食糧
食料品配給公団	みそ、しょうゆ、アミノ酸(グルタミン酸ソーダを含む)、砂糖、缶詰、乳製品その他命令で定める食料品
飼料配給公団	命令で定める飼料
油糧配給公団	命令で定める油脂、油脂原料、油かす等
酒類配給公団	清酒、合成酒、甘酒、味淋、焼酎、麦酒、果実酒、雑酒等

- (1) 農林大臣官房渉外課(同課『司令部覚書集』、二二一―二三ページ)。
- (2) 大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一〇卷「物価」、二九四―三〇八ページ。
- (3) 経済企画庁所蔵資料。案の内容は、前掲書、第一〇卷「物価」、二九七―九八ページを参照されたい。
- (4) 「臨時物資需給調整法による統制方式」昭和二年一月一五日(経済企画庁所蔵資料)。
- (5) 同前。
- (6) 同前。
- (7) 前掲『司令部覚書集』、二八一―三〇ページ所収。
- (8) 「公社設立に関するG・H・Qの見解」昭和二年一月二九日(大蔵省資料Z五〇一―一四九)。
- (9) 同前。
- (10) 大蔵省資料Z五〇一―一四九。
- (11) 経済企画庁所蔵資料。

- (12) 同前。
- (13) 同前。
- (14) 「配給機構に関しG・H・Qへ要望する事項」昭和二十一年二月二三日(同前)。
- (15) 同前。
- (16) 経済企画庁所蔵資料。大蔵省財政史室前掲書、第一〇巻「物価」、三一六―一七ページを参照されたい。
- (17) 経済企画庁所蔵資料。
- (18) 「石油配給公庁法案に関する要望」昭和二十二年二月二日(同前)。
- (19) 経済企画庁所蔵資料。
- (20) 大蔵省資料Z六二〇―四三。
- (21) 経済企画庁所蔵資料。
- (22) 大蔵省資料Z六二〇―四二。
- (23) 経済安定本部官房指導課「公団の解説」昭和二十二年一月一日(経済企画庁所蔵資料)。
- (24) 各公団の業務の説明は、大蔵省主計局『国の予算』昭和二十四年度、を参照した。
- (25) 経済企画庁所蔵資料。

第二節 公団制度の変遷

一 公団の整備(昭和二二・二三)

(一) 「流通秩序の確立」と公団制度

前節で述べたように、公団制度は戦時統制方式に代わる新しい経済統制の基本法として制定された「臨時物資需給調整法」の実施機関として構想されたのであるが、昭和二十二年三月二二日付のマッカーサー元帥から吉田首相宛の書簡が、「現情勢の要求する総合的な一連の経済金融統制を展開実施する為急速且強力なる措置を採ることが絶対必要である」と指示して、総合政策の立案と有効な経済統制を行政に求めるに及び、計画的な経済統制の実施機構の一つとして、公団制度の重要性は一層高まってきた。しかし吉田内閣は前述の公団法令を公布して、先発一〇公団(産業復興公団、船舶公団、原材料・鉱工品・食糧・繊維の四貿易公団、配炭公団、石油配給公団、価格調整公団、肥料配給公団)と特別調達庁の設立を決定した段階で、選挙に敗れて退陣したので、公団方式を活用して経済統制機構を強化する役割は次の片山内閣に負わされることになったのである。

片山内閣は、組閣早々の六月一〇日、当面の危機的な経済情勢を乗り切るために八項目からなる総合対策を、「緊急経済対策」として閣議決定し発表した。「緊急経済対策」の内容については本財政史「物価」編(第一〇巻)で詳しくとり上げられているのでここでは省略するが、このなかでとくに重点が置かれたのは、第二項の「食糧の確保、物

価の安定その他凡ての経済安定施策のかなめである物資の流通秩序を確立する」という項目であった。この流通秩序確立対策は単なる流通面における施策にとどまらず、物資および物価統制のもとで資源の割当配分の仕組みを総合的に見直そうとするもので、具体的に次のような点があげられている。

- 一、基礎的な生産資材、重要生活物資、主要食糧など徹底的な統制を必要とする重要物資は公団方式によって配給を確保する。
- 二、統制の必要が右に次ぐ物資については、現在の割当切符制を継続又は新に適用するものとし、割当物資の流れを最後までつかんでその経路と使用実績を明らかにするように切符制度の運用に改善を加える。
- 三、割当の制度は、実績主義、能力主義を排し、能率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助成するように改める。
- 四、隠匿物資の摘発活用を強力に推進する。
- 五、取締の重点を経済行政の監査と大口の経済違反行為及び闇ブローカの摘発に置く。
- 六、輸送統制を強化して、闇物資の移動を抑圧する。

公団制度は片山内閣が吉田前内閣からいわばひき継いだ形になったものであるが、この内閣が「流通秩序確立」を最も重視する政策をうち出した結果、重要物資の公団方式による一手買取販売という流通管理システムは、流通秩序確立の根幹と考えられるようになり、公団制度の整備拡充はこの内閣により積極的に進められた。

一方、司令部の方でも新しい内閣のうち出した八項目の緊急対策を好感し、これを促進する意図もあって、新内閣に非公式覚書を送っている。経済科学局長マーカーは経済安定本部総務長官宛に二年六月二十四日付で「物価安定計画」⁽³⁾と題する書信を送って新物価安定計画を支持したのについて、七月九日には同じく総務長官宛に「配給統制計画」⁽⁴⁾に関する長文の非公式覚書を発した。この覚書は、二一項目に及ぶ具体的指摘をおこない、これを考慮して「公的流通制度を実質的に改善し、他方闇市場を最小限度に圧縮するように企画された具体計画」を七月一六日迄に司令部に提出するよう求めたものである。この二一項目のなかでは「公団計画」にふれられていて、次の三点を教示している。

- a 現行諸公団の確立と能率的運営をたすける。
- b 緊急の消費物資、産業資材及食糧について厳格な配給制を実施するためには、必要とあれば更に公団を増設する。
- c 各公団に対してはその担当する物資の不正配給を摘発する為に行う監察についての責任を確定する。

この覚書の要請にこたえる形で、政府は七月二九日、「流通秩序対策要綱」⁽⁵⁾を閣議決定し、このなかで統制方法の改善策の第一に「公団制度の改善と強化」をとり上げている。この「対策要綱」は新価格体系との関連で決定されたものである。つまり、政府は二一年三月の物価体系による公定価格の維持は困難になったとの認識のもとに、この時期に非現実的となった公定価格を引き上げて、二二年七月価格体系といわれる新物価体系を確立した。この場合価格を引き上げるだけにとどまらず、物価と賃金を安定化するためにはどうしたらよいか強く意識され、実質賃金を維持して新価格体系の安定を図るために、配給統制に力を入れることになった。こうした観点から公団制度に新たな期待がかけられたわけである。

(二) 公団の新設をめぐる折衝

公団方式を採用するに当たって、政府は物資の割当配給システムを二つに分類し、徹底的な統制を必要とする重要物資については公団制度、その次に統制の必要な物資については割当切符制度によって配給統制を実施する考えであった。そこでいかなる物資を公団方式によって統制するかが問題となる。政府はすでに公団構想を立案する段階で主要統制物資別にそれぞれ公団を設ける方針をとっていたので、石油製品、化学製品、重要油脂製品、重要金属製品、繊維製品、電気器具、日用品、農産品などの農工業製品類についても公団方式を採用する案をもっていたが、先発一

○公団の設立以後も割当切符制度では十分な統制ができないとして公団方式の拡大を希望していた。片山内閣がいかに公団方式による配給制度に期待をかけていたかは、商工省が司令部に提出した次の意見書に明らかである。⁽⁶⁾

配給公団を設置せずして割当制度のみを実施したる場合経済統制及産業界に及ぼす影響(二二、九、三、商工省)

第一、物資配給統制に及ぼす影響

(1) 物資の割当即ち個々の生産業者に対する生産割当計画の樹立は原則としては割当切符の還流高即ち物資の出荷高に応じて行ふべきものなるも割当切符の還流は断続的に行はれ生産割当計画樹立の基礎として不適當なるのみならず、個々の生産業者は切符の還流を促進する為大口需要、近接地域の需要への販売に専念し、小口需要、遠距離需要への販売を回避する傾向を誘致す。

(2) 生産割当計画の策定に当つては品種別寸法別等の詳細なる需要を予め把握する必要ある処之が為には需要の要請を一元的に取纏めることを要し、需要切符の還流のみに依存することを許さず。

(3) 割当切符の現物化について何等の保障なし。

(4) 資材の重点的配当を確保すべき手段なし。

第二、輸送統制に及ぼす影響

(1) 輸送計画の立案が不可能になる。

(2) 生産地より遠距離の需要者は輸送上の隘路に悩まされ現物化が甚だしく困難になる。

(3) 小口需要は殆んど輸送手段の裏付けが出来なくなる。

(4) 輸送単位の細分化を誘致し輸送能率を低下せしめる。

(5) 交錯輸送を誘致し輸送能率を低下せしめる。

(6) 輸送容器の効率的使用が極めて困難になる。

第三、金融統制に及ぼす影響

生産者及販売業者は切符の還流する迄製品を手持ちすることを要し、之が為金融の逼迫を来す。

第四、価格統制に及ぼす影響

価格及運賃のプール制度が出来なくなる。

第五、闇取引の取締に及ぼす影響

闇取引の取締は殆んど其の効果を期し得ざるのみならず逆に却つて闇取引を刺激する惧あり。

要之 公団制度は流通秩序確立の根幹にして、而も流通秩序の確立は今般の経済緊急対策の中核なるも、仮りに公団制度が否認されんか、経済緊急対策の実施は到底不可能なりと云はざるを得ず。

尚公団の設置が経済の民主化を妨げるとの見解あるも、仮りに公団を認めざる場合に於いては物資、資金等極度に其の需給関係の逼迫せる我国の現状に於いては此等の供給源を掌握する一部事業家が徒に其の優位を濫用し他の者を抑圧する傾向を誘致し、却つて経済の民主化を阻害するのみならず、独占禁止法の精神に悖るが如き情勢を結果に於て齎す惧あり、此の意味に於いて公団制度は現下の異常なる経済状態のもとに於いては、却つて経済の民主化を防衛する役割を果すものとする思考せらる。

こうした考え方に立って、政府は最初に鉄鋼、化学薬品、ゴム、皮革、日用品、石炭採掘の六公団の設立を司令部に申請した。しかし前年の公団新設をめぐる折衝以来、公団の性質について司令部との間に理解のくい違いがあり、また既設公団の運営についても問題があったところから、司令部はこの申請には消極的な態度をとり、九月三日付の和田長官宛の非公式覚書⁽⁷⁾で、申請した八公団の設立を拒否した。同覚書によれば、司令部が六公団の設立を不許可とした理由は次のようなものであった。

イ 提案にかかる公団増設は公団制度活用の範囲に関する最初の了解を越えるものである。特に石炭公団に関してはその企図してある活動範囲は配給機構としての公団の任務に関する本来の概念を遙に越えるものである。化学薬品及日用品に付ては種類

も甚だ多く且その相当部分は性質上重要性のないものもあるが其等が公団制度により配給統制を行ふべき品目として提案されてゐる。かくの如き種々雑多なる品目を公団を以て一元的配給を確保せんとすれば不必要に膨大なる査察陣容を必要とするものと考へられる。かかる強行的活動は如何なるものに於ても不当に些細な検査や捜索が行はれる危険の伴ふ惧のあることが予想される。

ロ ゴム、皮革及び鉄鋼等新公団を要請されてゐる多くの場合、其等物資の現在に於ける割当及配給統制が有効に具体化されて居らない事を指摘し得る。割当証書が配給可能量を超過して発行せられるのが常である。此の難点は公団新設によつて解決出来ない。右は唯単に割当量を供給量に相等しからしむる様調整することによりてのみ解決することが出来るのである。

いづれの場合に於ても現在の統制を相当程度強化することの方が、新公団の為に必要とする処より遙に少い人員を以て実施することが出来得るといふのが私の意見である。提案にかかるが如き種類の公団増設の必要は現行の統制法規を強化することによつて大部分除かれ得るものと信ぜられる。

ハ 従来の統制諸団体、組合及び財閥会社の役員や社員を使用して公団を広範囲に亘り発展せしめる事は明かに新しい別の仮面の下にしかも政府の保護の下に之等の不都合な機関を恒久化せしめる脅威をつくるものである。

仮令之等の公団は一時的性質のものとして考案せられたのではあるが、恐らくこころばらくの間は経常的に更新せらるべく且絶えず監視して居なければ所要の統制の適用に深く根を下し過ぎて了つて之等を解体せしめることが最も困難なものとなるに至るであらう。

事情かくの如くであるから政府が公団をして営ましめんとする機能が実際に於ては利己的な特殊の利益の為に逆用せられる真の危険がある。

ニ 提案にかかる公団の相当な複雑であり且その範囲広汎であるが故に正規の政府官吏に対し行はれてゐる統制には服従しない膨大なる数の行政上及取締上の職員を必要とする。現在の正規官吏のそれよりも遙かに越ゆる給与額を設けることは種々の困難を惹起するであらう。最後に公団の運営資金に充つる為に政府財源よりの相当多額の基金を必要とすることは正しく「イン

フレ」の危険を造るものである。

この不許可の回答をうけて政府は大いに困惑した。七月の覚書では公団計画に積極的であつた司令部が、今回の覚書で消極的になつたことについてその真意が図りかねたからである。そのため政府は和田安定本部長官と水谷商工大臣を経済科学局に出向かせて、今後公団の新設について折衝する余地を残すよう要望した。これに対してマークト代将は閣対策として公団制度を活用する安定本部の考えを評価し、公団計画を原則的に否定するわけではなく、品目毎に検討する方針を示した。しかしいづれにせよ、この覚書によつて司令部が無条件に公団計画を支持してゐるのではないことが分かり、日本側は当初の公団新設計画を縮小せざるをえなくなった。

(三) 政府機関的性格の明確化

九月三日付覚書が公団の新設に許可を与えなかつた理由のなかで述べているように、司令部が公団計画に消極的態度をとつた背景には、公団が旧来の統制機関の後継者に化してしまふのではないかという危惧の念があつた。司令部側にこのような警戒心を起こさせたのは公団制度に対する日本国内の対応にあつたと思われる。

司令部側が公団制度に期待していたものは、経済民主化のために戦時統制機関を完全に解体し、民主化された政府機関による物資統制機構を確立することであつた。ところが、公団制度に対する国内の受けとめ方はそれとはかなり異なつたものであつた。産業界では公団方式による統制を経済民主化に逆行する官僚統制の強化と受けとり、「石油配給公団法」など五公団法案が提出された第九二議会の審議においても、公団制度への批判が強く表明された。そして、公団法を提案する政府側も、公団の内部機構には従来統制事務に経験ある民間統制団体の役職員を採用して、公団の実質的運営に当たらせると説明していた。実際、各公団の設立にはこのような議会や産業界の意向が反映され、「本公団の役員及び職員は官吏その他の政府職員となつてゐるが、現職の官吏で役職員となつた例はない。したがつ

て役員員の全部は統制会社、またはその他の会社、団体等の役員を糾合して任用または採用したものである。⁽⁸⁾という実情であった。そして前節で述べた公団役員員の給与服務等に関する特別規定がこれら旧統制機関の役員を政府職員に転換するために適用された。⁽⁹⁾従来の統制機構から公団制度への切替えがこのような形でおこなわれたことが、司令部に「新しい別の仮面の下にしかも政府の保護の下に之等の不都合な機関を恒久化せしめる脅威をつくるものである。」との危惧をいだかせたわけである。そのため先発公団が設立され業務が開始された時期になって、司令部の旧統制団体に対する態度は厳しさを加えてきた。経済安定本部は交渉の過程で、司令部から次のような方針を受けていた。⁽¹⁰⁾

- (1) 統制機関（統制会、統制組合、統制会社等）の後継者たる団体、会社は業界において事実上の統制力を有しているから解体すべきである。
- (2) 「臨時物資需給調整法」の指定団体、会社は指定せられた期間は閉鎖期間に指定されることはないが、指定取消し後閉鎖機関に指定する。
- (3) 事実上の拘束力を業界に及ぼす新産業団体を組織することは望ましくない。
- (4) 「臨時物資需給調整法」による指定団体を除き、統制に必要な調査を産業団体に委託することは望ましくない。
- (5) 物資の割当て、配給に民間団体および会社を利用することは早急に廃止すべきであって、政府の体制が整備されるまでの過渡的期間は「臨時物資需給調整法」による指定を認める。

安定本部も、直ちに「統制機関に関するG、H、Qの方針に則して民間団体及び会社を統制のために活用することを止めて新統制機構を至急整備する」⁽¹¹⁾措置を講ずることにした。この時の直接のねらいは、「臨時物資需給調整法」によって指定生産資材の割当補助機関あるいは指定配給物資の買取販売機関として指定されている民間団体または会

社の指定を取り消して、これに代わる新統制機構を整備するというものであったが、この影響は新統制機構の中核である公団にも及ぼざるをえない。この際公団は旧統制機関とは実質的にも異なった機構であることを示すことは、今後公団の増設・公団制度の拡充のためにも必要であった。

公団設立当初には旧統制機関の陣容と機構が公団組織にもちこまれたため、これを基盤とした運営がおこなわれてきたが、司令部の意向が反映されて、以後は政府機関としての性格をより明らかにするような措置が徐々にとられてゆく。

公団運営のこうした変更はまず、公団会計の面にあらわれる。二二年一月から公団設立当初にさかのぼって実施された公団国庫交付金制度は公団会計を政府予算によって制約しようとするものである。公団法は会計に関して役員員の給与は国庫が支給し、剰余金が出た場合には国庫に納付するという制度を定めていたが、設立当初には経常経費（人件費および事務費）は公団の手数料収入によりまかなわれるものであるから、公団は実質的には独立採算制によって運営されると説明されていた。⁽¹²⁾これによって公団の人件費・事務費には政府予算上の制約はなく、役員員の給与基準は特例によって公団に特別の配慮が加えられていた。⁽¹³⁾しかし国庫交付金制度の実施によって、人件費や事務費はもっぱら国庫交付金から支弁されることになり、公団役員員の給与や経常経費は一般行政経費と同様に政府が直接定める方式がとられた。これにより「価格調整公団の剰余金の国庫納付に関する規則」（昭和二二年一月四日総理庁令第二〇号）が制定され、続いて同様の省令が各公団について公布され、定款を始め会計処理上の諸規程は官庁会計方式に改められた。とくに給与については「取扱要領」が改正され、主務大臣が給与制度の決定、変更を公団総裁の意見を徴して決めること、官庁における給与制度および体系を準用することなどが一二月二七日閣議決定された。⁽¹⁴⁾

国庫交付金制度の実施は、会計経理面から公団の政府機関的性格を強めたものといえるが、後続の五公団（酒類・食

料品・飼料・油糧・食糧の各配給公団)の設立に当たって、それまで判然としなかった公団の性格が改めて問題となった。とくに公団よりもさらに政府直営的色彩の強い組織として設立された特別調達庁の業務開始(二二年九月一日)の後、二二年一月二五日に司令部覚書「公団および特別調達庁の性質等に関する件」⁽¹⁵⁾が発せられ、公団および特別調達庁はいずれも政府の一部であると解釈すること、この旨を主務大臣が関係庁に訓令することなどを指示したところから、公団の主管省庁は、公団と特別調達庁とは性格が異なる機関であるとして異論を唱えた。このため政府は昭和二三年一月、「公団は政府の一部」⁽¹⁶⁾であるとする統一見解を閣議決定した。その内容は次のとおりである。

公団の性質に関する件(昭和二三年一月二七日閣議決定)

公団及び特別調達庁の性質等に関し、今回、連合国最高司令部より別紙のような指示があつたので、政府は、公団に関し、左の通り決定する。(別紙省略——引用者)

- 一、公団は連合国最高司令官覚書第一三九四号第三項に記載されてゐる Government Corporation に該当するものであるので、この覚書の趣旨に鑑み、公団は、政府の一部であると解釈すること。
- 二、公団に関する主務大臣は、関係庁に対して、遅滞なく前項の旨を訓令すること。

訓令参考案

公団の性質に関しては、今回連合国最高司令部よりの指示もこれあり、且つ又、公団が、連合国最高司令官覚書第一三九四号第三項に記載された Government Corporation に該当するものであることに照らし、政府においては、公団は、それぞれの法律に従つてその特殊性を保持發揮するものであることは勿論であるが、従来の方針通りこれは政府の一部たる性格のものであると解釈することに閣議決定した。よつて関係各庁にあつては今後諸般の問題を処理するに当つては、右の趣旨によつて取り扱うこととせられたい。

右訓令する。

(四) 五配給公団の新設

これまで述べてきたように、公団の増設計画は司令部の厳しいチェックを受けて、当初の予定は大幅に縮小された。公団方式による統制品目についても業種についても厳選され、必要最小限に限定されて、結局食料品、油糧、飼料、酒類、食糧の五配給公団の設立が司令部から許可されることになった。政府は食料品、飼料、酒類、油糧の四配給公団についてはそれぞれ単独の公団法を制定し、食糧配給公団については「食糧管理法」の一部を改正する方法によつて設立することとした。これらの法案は第一国会に提出されたうえで、二二年一月中旬に制定公布された。五公団の組織と制度は先発公団と全く同じであるが、各公団の業務内容を次に略述しておこう。

- (1) 食料品配給公団(公団法は昭和二二年一月一七日法律第二〇一号)

同公団は翌二三年二月一日から業務を開始、主務官庁は農林省である。

味噌、しょうゆ、アミノ酸、砂糖、缶詰、乳製品その他副食品の一手買取りおよび売渡しを主たる業務とする。同公団の設立によつて次の統制会社が解散された。全国味噌統制株式会社、全国醤油統制株式会社、日本罐詰株式会社、日本アミノ酸株式会社、都道府県の各味噌醤油統制株式会社。

なお同公団は昭和二四年四月一日または経済安定本部廃止の時のいずれか早い時期に解散すると規定された(附則第三一条)。

- (2) 飼料配給公団(公団法は昭和二二年一月一七日法律第二〇二号)

同公団は二三年二月二日に業務を開始、主務官庁は農林省である。

飼料の一手買取りおよび売渡しを主たる業務とする。同公団の設立によつて日本飼料株式会社は解散された。この公団の解散に関する規定は、食料品配給公団と同じである(附則第三二条)。

(3) 油糧配給公団（公団法は昭和二二年一月一七日法律第二〇三号）
 本公団も二三年二月二日より業務開始、主務官庁は農林省である。
 油脂、油脂原料、油かす等の一手買取りおよび売渡しを主たる業務とする。この公団の設立によって、帝国油糧株式会社は解散する。公団の解散時は前二公団と同じである。

(4) 酒類配給公団（公団法は昭和二二年一月二日法律第一七二号）
 本公団は二三年三月一日に業務を開始、主務官庁は大蔵省である。

清酒、合成酒、甘酒、味淋、焼酎、麦酒、果実酒、雑酒等、酒類の一手買取りおよび売渡しを主たる業務とする。
 本公団の設立によって酒類販売会社および組合は解散する。公団の解散時は前公団と同じである。

(5) 食糧配給公団（公団法は「食糧管理法」第十四条以下に規定、昭和二二年一月三〇日法律第二四七号）

本公団は「主要食糧の集荷及び配給制度要綱」⁽¹⁷⁾（昭和二二年一月二八日閣議決定）によって設立を決定されたもので、主として従来主要食糧の配給機構であった食糧営団と諸類並びに澱粉の統制事業をおこなっていた統制会社の業務を合併して、これに主要食糧包装用資材取扱事業をも併せて本公団が設けられた。業務開始期日は二三年三月二〇日、主務官庁は農林省である。

本公団の業務は、米穀、大麦、裸麦、甘藷（その加工品たる食糧も含む）、馬鈴薯（加工品も含む）、雑穀などの主要食糧の一手買取りおよび売渡しを主とする。本公団の業務開始の日に地方食糧営団、日本甘藷馬鈴薯株式会社、日本澱粉株式会社は閉鎖機関に指定された（附則第九条）。

また本公団の解散時は昭和二四年三月三十一日または経済安定本部長官の命令のあった日とされた（第二〇条）。以上五公団の業務開始により、一五の公団が活動することになった。

(五) 解散時期の延長

ところで、「臨時物資需給調整法」は重要物資の需給状態が回復するまでの期間物資統制の権限を政府に付与する時限立法であり、「この法律は、昭和二三年四月一日又は経済安定本部の廃止の時の何れか早い時期に、その効力を失ふ。」（同法附則）と定められていた。したがって同法の実施機関として設立された配給公団の解散時期も形式的に同法の有効期間に合わされて規定されたものが多く、石油、酒類、肥料、食料品、油糧、飼料、配炭の各配給公団法は、昭和二三年三月三十一日をもって解散すると定めていた。しかしこの時期には物資の統制撤廃を実施する経済情勢ではなかったため、「臨時物資需給調整法」の効力はとりあえず一年間延長され、同時に前記七配給公団の解散時期も一年延長されることになった（昭和二三年三月三十一日法律第一六号）。

二 公団の整理・解散

(一) 公団の整理統合方針

二三年度は公団が最も活発に業務をおこなった時期であるが、他方では公団の整理が始まった時期でもあった。二年から二三年にかけて生産水準は徐々に回復し、公団が取り扱う統制物資もしだいに増産されてきた結果、公団の取扱数量も増大した。それは同時に従来の統制物資のなかにも需給状態が緩和し始めた品目が出てきたことにもなるわけで、政府は二二年一〇月頃から一部品目の統制撤廃を実施し、重要品目への集中的統制の方向をうち出している⁽¹⁸⁾。この時期には統制の縮小ないし解消の方向に向かったのではなかったけれども、二三年末からは公団方式による統制の縮小あるいは公団の整理が日程に上ってくる。

公団の整理は、まず行政整理の観点からとり上げられる。二三年一月二七日の閣議決定「行政整理に関する件」⁽¹⁹⁾のなかですでに公団は各省各庁に準じて整理を実施する方針が示され、同年五月二五日の同件の閣議決定⁽²⁰⁾では、公団・特別調達庁に対しても一般行政官庁と同様に、「昭和二三年四月一日現在における機構及び人員について徹底的検討を行い、速かにその整理案を作成して内閣に提出する」ことを要請している。この方針では公団をも含めた行政整理をうち出しているが、公団はこれによって機構の拡充および定員の増加が抑制されたにとどまっていた。

公団の整理・統合が具体的に検討され始めたのは、二四年一月以降のことである。前年の一〇月に芦田内閣に代わって登場した第二次吉田内閣は、経済統制の撤廃を施策の目標にうち出し、政策上も自由化を志向していたが、二三年度当初から日程にのぼっていた行政整理が、経済九原則の発表によって財政収支の均衡を迫られるに至ったため、収支を均衡させる重要な一環として緊急の課題となり、その観点からも公団制度の検討が必要となってきた。吉田内閣は二四年一月四日に行政機構刷新審議会を発足させたが、その基本方針の一つには、「公団の制度はこれを全面的に再検討し、今日において、特に存続せしむべき必要のあるものを除くの外、これを廃止し又はできるだけこれを統合すること」という項目があげられている。この方針を受けて具体的に廃止すべき公団、統合されるべき公団および公団方式による統制品目の整理などが政府部内で検討され、次のような試案が行政機構刷新審議会に提出されている。⁽²¹⁾おそらくこれが公団の整理統合案の最初の試案ではないかと思われる。⁽²²⁾

公団及物資調整官整理案（二四、一、二二）

船舶公団

廃止する。船舶建造及び艤装関係資金は復金融資に振替える。

価格調整公団

石砂部を廃止し、その他の取扱品目も安定帯物資程度に限定する。

配炭公団

亜炭公団の整理を終了する（山元炭戻制度を考慮する）。

石油配給公団

油槽所の全面的民間移譲に伴い全面的に廃止する。

産業復興公団

建設部門を廃止し、既存の設備貸付は復金に肩替する。

肥料配給公団

取扱品目の整理を行う（例……炭酸カルシウム）。

飼料配給公団

取扱品目に再検討を加え、極力縮小する。

食料品配給公団

取扱品目を味噌、醤油、アミノ酸、砂糖に限定し機構の重複を整理する。

油糧配給公団

取扱品目を整理し、進んで廃止を考慮する。

酒類配給公団

取扱品目を整理する。

貿易公団

四公団を政府貿易を取扱う一公団に整理するか、又は貿易庁に直接実務を行わせ廃止する。

食糧配給公団

末端配給部を代位配給所として分離し、且つ本部、支局、支部機構を簡素化する。更に包装資材局の廃止を考慮する。

物資調整官

統制品目を整理し、指定生産資材割当事務は民間団体に事務の一部を委託することにより五割程度縮減する（商工省以外は地方公共団体に委譲する）。

指定配給物資割当事務は原則として地方公共団体に委譲する。

二四年一月に入ってから本格的に進められた二四年度予算編成でも、公団の整理統合は織り込まれており、ドッジ Joseph M. Dodge 来日前に大蔵省でまとめられた予算編成方針案のなかにもすでに、「従来の公団組織ならびに業務内容に再検討を加え、公団の徹底的整理を行うと共に、残存する公団については責任ある自主的運営を図らしめるものとする⁽²³⁾」という項目がかかげられている。二四年度には公団の整理・統合は予算面からも具体化されることが予算編成の当初から考えられたわけである。

これに次いで、二四年二月からは経済安定本部の内部で各配給公団の整理および配給公団による配給制度について検討が始められた。この時期に安定本部の原局および公団所管省で作成された文書は多く残っている。⁽²⁴⁾「配給公団の功罪、運営の実態及び存続の可否について」（二四、二、四）、「飼料配給公団に関する諸問題について」（二四、二、四生産局）、「配給公団制度改革に関する一般事項」（二四、二、一四）、「公団制度改革に関する要望」（二四、二、一二）、「飼料配給公団を存続せしめることの必要なる理由」（二四、二、一八、畜産局）、「飼料配給公団を他の公団に合併させることの不可なる理由」（二四、二、一八）、「食糧関係配給公団の整理について」（日付不明）、「配給公団別に改正すべき点」（日付不明）などがそれぞれである。これらの文書では、「公団取扱物資の需給事情の緩和、財政金融の健全化の要請等の客観状況の推移に順応し、公団の本来の目的をより能率的に遂行する」という観点から各公団毎に改革事項を

検討する、「経済九原則に基く総合政策が確立されていない現在、これらの公団の存続の可否を決定することは政策の全体性を欠く危険性があり俄かに結論を出すことは困難である」などの見解が示され、具体的にどの公団を統合整理するかについて部内で意見がまとまっていはいない。むしろ従来の公団制度をどのように改正するかに関する意見が積極的に述べられている。今後復興金融金庫の公団への融資が削減され、財政の均衡を得る為財政資金と公団との関係が切り離され、配給統制の簡素強化が要請される等の事態を想定して、各公団の基本金の使途制限を緩和する、国庫交付金制度を廃止して独立採算制を採用し、剰余金のある場合は国庫納付制度を廃止して積立金とする、運転資金の融資を市中銀行に切りかえる、役員員に対しては「公共企業体労働関係法」を適用するなどの制度改革をより強く求めている。

公団の整理統合の具体案は二四年度予算編成と並んで進められ、二四年三月一九日の閣議決定「公団制度改革に関する件」⁽²⁵⁾で一応の成果がまとめられた。これは現存の八つの配給公団を四公団に統合する処置が中心になっているが、同時にこれを機会にして従来から懸案とされていた公団制度全般の改革をおこなう方針を決めたものであった。閣議決定の内容は次のとおりである。

公団制度改革に関する件（昭和二四年三月一九日閣議決定）

一、考え方

- (一) 物資配給統制等の行政事務の簡素化、合理化に伴い実施機関たる公団の業務内容を極力簡素化するとともに事務の合理化を目指し行政整理の一環として機構の簡素化と人員の整理を行う。
- (二) 右の業務内容の簡素化に伴つて公団の統合乃至廃止を行う。
- (三) 従来公団制度に存した各種の不合理（金融上、人事上の拘束等）はこの機会に是正してその運営の円滑を期する。

二、配給公団の処置（石油、配炭、肥料、食糧、食料品、飼料、油糧、酒類の八公団を、配炭、肥料、食糧、食品の四公団に）
 (一) 配給公団の任務は物資の配給を公正適確に行うことを主眼とする。
 (二) 需給状況の好転した物資、物資の性質上必ずしも買取販売を必要としない物資は、この際徹底的に取扱品目から除外する。

(三) 以上の見地から次の通り措置する。

- (1) 石油配給公団 三月末を以て廃止する。
- (2) 配炭公団
 - (イ) 存続期間を取あえずは延長するが受入体制整備後新体制と切替える。
 - (ロ) 格外炭、低品位コークス、無煙炭、燧石及び微粉炭を取扱品目より除外すること。
- (3) 肥料配給公団 存続する。開拓地用炭酸カルシウム、骨粉等を取扱品目より除外する。
- (4) 食糧配給公団は存置し、飼料配給公団はその取扱品目を大幅に整理してこれを吸収する。
- (5) 食料品配給公団と油糧配給公団とを廃止し、新たに食品配給公団を設立すること。尚取扱品目中味噌、カンヅメ、グルタミン酸ソーダ及び練粉乳以外の幼児食の買取販売を廃止すること。
- (6) 酒類配給公団は廃止し、別途租税徴収上必要な措置を考究すること。

三、価格調整公団

存続するが取扱品目を最少限度に止めること。

四、貿易公団の処置

- (一) 食糧貿易公団及び原材料貿易公団は三月末日を以て廃止し、その業務にして継続を要するものは、残存貿易公団その他政府機関に承継せしめる。
- (二) 鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団の人員機構を縮小整備する。

五、産業復興公団及び船舶公団 存続する。

六、公団制度の改正

- (一) 直接市中金融機関より融資する途を拓くこと。
- (二) 剰余金の国庫納付及び国庫交付金による職員給与支弁の現行制度はこれを廃止し、独立採算制を確立し合理化に資すること。
 但し事業計画、借入限度及び経費予算については政府の認可事項とする。
 (三) 役員はその増減に政府の認可を要するに止めこれを政府職員とせず公共企業体たる公団の職員として取扱うこと。従つて国家公務員法は適用しないが公共企業体労働関係法を適用すること。
- (四) 公団監督の責任者は、各省大臣とし、経本長官の認可事項を極力整理すること。
- (五) 配給公団がその事業運営上通常必要な財産は基本金によらずしても買入れることを認めること。

七、当面の措置

- (一) 以上の方針を実現するため各省においては、その実施策を考究すること。
- (二) 以上の措置をとることを前提として配炭公団、肥料配給公団、食糧配給公団、食料品配給公団、油糧配給公団、飼料配給公団及び酒類配給公団については取りあえずその存続期間を三ヶ月延長する法律を所管各省より提出すること。
- (三) なお各公団について復金よりの融資が不可能となる惧があるのでこの際各公団につき四月一日より直接市中金融機関からも融資する途を拓く旨の法律の改正を行うこと。

(二) 公団制度の改正

右の閣議決定は「公団制度改革に関する件」という件名が示すように、公団が整理段階に入ったのを機会に、従来から問題となっていた政府機関としての公団制度を再検討することを公団の整理統合方針と並んでもう一つの課題と

していた。この時期での公団制度の改正は、経済九原則の発表からドッジ来日に至る財政経済政策の転換を背景にして、財政収支の均衡のための負担軽減という観点から、「公団は政府の一部である」との解釈のもとにとられてきたこれまでの諸制度を改正する必要に迫られたものといえることができる。

(1) 公団予算制度の改正

最も大きな公団制度の改正は、二四年度から公団の全収支を国の予算に準じて国会に提出することにした改正である。従来公団の人件費、事務費が交付金として一般会計または特別会計予算に示され、あるいは出資金・交付金・補助金等が一般会計予算に示されるにすぎず、その全収支は明らかでなかった。しかし総合予算の均衡を図ることを第一とする二四年度予算において、一般会計、特別会計のみならず政府関係機関をも含めた総予算の厳格な収支の均衡を確保するために、政府関係機関についても総額予算主義をとることにした。このため「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」(昭和二四年四月一九日法律第二七号)が制定・公布され、各公団の全収支が予算化されることになった。

同法は、公団のみならず復興金融金庫、庶民金庫、船舶運営会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会および証券処理調整協議会にも適用されるもので(同法は二五年三月二九日の改正で住宅金融公庫、商船管理委員会にも適用された)、次のような事項を規定している。①公団等の事業年度は従来前期および後期の二期に分けていたのを、二四年度からは国の会計年度と同様、毎年四月から三月までの一会計年度とする(第二条)。②予算は公団等において作成し、参照書類を添えて主務大臣を経て大蔵大臣に提出することとし、大蔵大臣はこれを検討し、また、必要な調整を加えて閣議に提出し、その決定を経たうえ内閣から国会に提出して、その議決を経ること(第三条)。③予算の形式および内容は、公団等の性質に適合するように大蔵大臣が主務大臣と協議して定める点を除いては、概ね国の予算にな

らって款項に区分し、その実行科目も目節に区分すること(第四、五条)。④予算の実行については、国会において議決された各項に定めた目的のほか予算の使用はできないが、予算執行の必要に基づいて、あらかじめ予算をもって国会の議決を経た場合は、国の予算執行の場合と同様、一定の制限のもとにその移用流用ができる(第九、一〇条)。⑤決算報告書は公団等において作成し、主務大臣を経て大蔵大臣に提出し、大蔵大臣はこれを審査して内閣に送付し、内閣は会計検査院の検査を経たうえ、国の歳入歳出決算とともに国会に提出してその承認を経る(第六、七、八条)。なお、二五年三月二九日の法改正では公団等の予算の執行について、従来予算総則に規定されていた支出負担行為計画および支払計画承認制度が法文化され、また公団等の予算が成立したときは、手続として内閣が各公団等にこれを通知することが規定された(第一〇条の二、第四条の二)。

同法は、国庫交付金による公団職員給与支弁制度を廃止して総額予算主義を採ったもので、公団に独立採算性の建前をとり入れたものではなかったが、すでに二三年六月の物価改正に際して、費用項目の中に各種公団の人件費および事務費を公定価格に織り込む措置がとられていて、実質的には公団収入により人件費、事務費をまかなえる体制はできていた⁽²⁶⁾。また、公団の予算執行についても弾力条項が認められることになる。すなわち二五年度政府関係機関の予算総則(第一五条)では販売品目または販売数量の増加または販売品の価格等の変更で、収入が予算を上回ったときは、主務大臣を経由して大蔵大臣の承認を経て、これを販売品目、数量、価格等の変更のために使用しうることを規定し、独立採算制の企業体としての公団の性格を認めている。

(2) 資金調達方法の改正

公団の運転資金は、設立当初から貿易公団を除き公団法第三条により、「公団の運営資金は必要あるときには、復興金融金庫から借入れるものとする。」とされており、復金が唯一の調達機関となっていた。復金の公団に対する融

表 1-1 公団予算定員の推移 (単位 人)

公 団 名	昭和23年5月	24年10月	24年度末	25年度末
價格調整	1,205 (1,185)	964	690	108
食糧配給	84,965 (84,961)	81,834	84,034	79,994
肥料配給	4,954 (4,685)	3,754	4,454	4,454
飼料配給	1,065 (730)	816	936	—
食品配給	3,200 (1,057)	2,977	2,977	—
油糧配給	3,200 (575)	534	654	1,112
産業復興	1,150 (551)	1,400	1,296	1,013
鉱工業貿易	3,000 (2,744)	1,300	1,200	—
繊維貿易	2,583 (2,532)	1,500	1,450	—
船舶炭	215 (153)	171	171	—
配給	14,100 (13,782)	5,000	2,120	—
酒類配給	3,648 (3,510)	—	—	—
石油配給	3,294 (3,151)	—	—	—
原材料貿易	750 (687)	—	—	—
食糧貿易	1,600 (1,530)	—	—	—
合 計	128,929(121,833)	100,250	99,982	86,681

(注) 昭和23年5月のかつこ内は実員。

出所：大蔵省資料 Z501-19, 『国の予算』昭和25年度, 789ページ。

資については第三節で改めて詳述するが、すでに二三年一〇月頃より公団への融資は停止され、さらにドッジ・ラインに基づく司令部の方針によって二四年度からは公団への復金融資は不可能な状態になった。そのため食料品、飼料、油糧、食糧、肥料の各配給公団については、二四年五月三十一日の公団法第三条の改正により、「復興金融庫」の文字が削られて復金以外から借り入れることができるようになった。次いで「価格調整公団法」第三条も二四年一二月一二日改正され運営資金を「国の機関又はこれに準ずるものからの借入金によることができる。」と改められた。産業復興公団についても二五年四月一日の公団法改正により、復金および預金部から借り入れることができると改められた。これらの公団法改正により二四年度以降公団の運営資金は預金部資金あるいは市中金融機関の融資を受ける方式に切り替わっていった。

(3) 人員機構の縮小

公団制度改正の大きな眼目は「機構の簡素化と人員の整理」であるから、各公団を整理統合するのみならず、存続期間を延長した公団についても、二四年度以降各公団とも取扱品目の整理がおこなわれ、中央・地方を通じて機構が縮小された。各公団の機構縮小過程を予算定員の推移によって見てみよう(表1-1)。二三年度には各公団の機構は最も拡充され、二三年五月における一五公団の役員員の予算定員は合計一二万八九二九人に達していた(実員は一二万一八三三人)。二四年度予算では酒類、石油の二配給公団と原材料、食糧の二貿易公団が廃止を予定して全定員が削減されたのをはじめとして、最も多くの職員をかかえる食糧配給公団も地方末端機関の統廃合によって、二五年度末までに約五〇〇〇人の職員が整理された。また配炭公団でも二四年四月には亜炭、コークス、七月には無煙炭、燧石および低品位炭の統制が廃止されるに伴い、機構・人員は大幅に縮小された。価格調整公団では二四年八月に公団定員のなかばを占める石砂類の取扱いが廃止され、その後も取扱物資は逐次削減された。これに伴い地方機構が順次廃止され、定員も二四年度末には前年の約半数に減り、二五年度までにはわずか一〇八名を残すのみとなった。こうして公団役員員の定員総数は二四年度以降削減され、また二五年度中には大半の公団が廃止されて、二五年度末には最後までで存続した五公団の定員八万六六八一名(うち食糧配給公団が約八万人)を残すのみとなった。

(三) 公団の解散

二四年度以降公団は整理期に入り、二四年三月一九日の閣議決定「公団制度改革に関する件」で決められたスケジュールに従って、解散または統合がおこなわれてゆく。

まず石油配給公団については、その取扱品目たる石油類の需給が緩和してきたので、二四年初めから廃止が予定されていたが、「石油配給公団法」の規定どおり二四年三月末をもって廃止となった(「石油配給公団解散令」昭和二四年四月一日政令第六三三号)。同公団は解散後清算に入り、九月三〇日に清算を完了する予定であったが、完了期日は二回

延長され、二五年一月三十一日をもって清算を完了した。

次に貿易公団については民間貿易への移行の見通しがついてきたので、政府は四貿易公団を廃止し新たに民間貿易機構を再編する措置をとることとし、二四年二月一三日付で司令部に「貿易公団の廃止及び民間貿易機構再編の提案に関する件」なる覚書を提出した。しかし、この提案は司令部により拒否され（「貿易公団に関する件」一九四九年三月五日SCAPIN一九二六―四）、食糧貿易公団および原材料公団のみを二四年三月三十一日までに廃止し、繊維品・鉱工品の二貿易公団は存置することが指令された。これにより二四年四月二〇日、「食糧及び原材料貿易公団解散令」（政令第七三号）が公布され、資産および債務は貿易特別会計に承継された。

次いで二四年六月三〇日には「酒類配給公団解散令」（政令第二三七号）が、九月一六日には「配炭公団解散令」（政令第三三五号）が公布される。酒類配給公団は石油配給公団と共に公団廃止の第一順位にあげられていたものであるが、司令部は池田蔵相に対し、廃止すると酒税の減収になるとの理由で年度末または一二月末まで廃止を延期すべきであるとの意見を示した。⁽²⁷⁾しかしこの点について司令部は最終的に了解し、結局同公団は当初の存置期日を二四年四月一日から三カ月間延期されたものの、再延長されることなく六月三〇日に解散が決まり、遅くも二四年末までに清算を結了することとなった。

配炭公団は三月一九日の閣議決定では取扱品目を整理して、とりあえず存続期間を延長するものとされていた。これにより同公団の存続期間は二四年三月三十一日の法改正により同年七月一日迄延長され、さらに六月七日の法改正で二五年四月一日まで延期された。この間石炭の生産増加が続くとともに他方では需要が減退して、石炭の需給関係は著しく緩和され、貯炭の累増をきたすようになった。そのため、まず四月に亜炭およびコークスの統制が廃止され、これらの物資が公団取扱品から除かれ、次いで七月には無煙炭、煽石および低品位炭について、統制および公団取扱

いが廃止されるに至った。このような石炭の増産と配炭公団手持炭の増加に伴い、政府は八月に入り配炭公団の解散期日を早めることおよび配炭公団廃止に伴う金融措置を決め、司令部に申請した。これに対し司令部は八月二四日付で安定本部総務長官宛の非公式覚書「配炭公団の廃止並びに石炭の価格統制撤廃について」⁽²⁸⁾を発し、九月一五日以前に公団によるすべての石炭の買入れを中止し、同日までに清算事務を除いて配炭公団を廃止することを指令した。これにより八月三〇日には同公団を廃止する閣議決定がおこなわれ、⁽²⁹⁾九月一五日には「配炭公団解散令」（政令第三三五号）公布の運びとなった。なお同公団は二五年九月三〇日までに清算を完了した。

食糧品、飼料、油糧、肥料および食糧の五配給公団については、二四年三月三十一日の公団法改正（法律第三号）によってさきの閣議決定どおり、とりあえず存続期間が七月一日迄延長されたが、公団側からの強い要望もあって、二四年五月三十一日法律第一七一号をもって存続期間が再び延長され、二五年四月一日までとされた。その後も経済安定本部は五公団のうち食料品、飼料の二公団は二四年度末までに廃止するが、食糧、油糧、肥料の三公団は二五年度にも存続する方策を立てていた。⁽³⁰⁾しかし司令部は一月二五日、安定本部総務長官宛の非公式覚書「食料品、油糧及び食糧公団の廃止に関する件」⁽³¹⁾を発し、供給不足の食糧であって依然として中央の管理を必要とするものは、主要食糧、砂糖および油脂であるとして、食糧、食料品及び油糧の公団を二五年四月一日までに廃止して、これを現行の食糧管理特別会計の管理に移すことを指令した。これに対して経済安定本部は、一二月二七日付の陳述書で、①食料品配給公団は二四年度末をもって廃止する。②食糧および油糧配給公団は二五年度末をもって廃止する。③現在食料品配給公団によっておこなわれている砂糖の統制は、食料品配給公団の廃止と同時に、油糧配給公団に移す。④食糧配給公団の小売配給所は昭和二五年九月三〇日までに民間所有に移す。⑤食糧配給公団の卸売施設および機能は、昭和二六年三月三十一日までに民間経営に移す、との整理計画を申請し、司令部も二五年一月二七日付の非公式覚書「食料品、

油糧及び食糧配給公団の廃止に関する件⁽³²⁾」によって日本側の計画を承認した。この結果、二五年三月三十一日には「食料品配給公団解散令」(政令第四六号)、「飼料配給公団解散令」(政令第四七号)が公布され、両公団は二五年九月三日までに清算を結了した。また油糧配給公団は四月一日付の公団法改正によって油糧砂糖配給公団と改称され、取扱品目に砂糖が加えられた。

なお食糧関係公団の解散と時期を同じくして「船舶公団解散令」(二五年三月三十一日政令第六〇号)も公布された。同公団の清算は二五年九月三〇日をもって結了し、残余の財産は国庫に帰属するものとされた。

こうして一五公団のうち昭和二四年度末までに解散を決定したものは九公団を数えた。二五年度に入り、まず「肥料配給公団解散令」が七月三十一日に公布された(政令第二四三号)。同公団の解散期日は二四年度末と規定されていたが、肥料の一手買取販売機構の廃止には業界からも危惧の念が強く表明され、廃止までに相当の猶余期間を置く必要があるとの要請をうけて、解散期間は二五年度末まで延長されていたが、春肥完配期である七月をすぎて肥料の需給も緩和する見通しが立ったため、期間を早めて解散の段取りとなった。解散後同公団は二六年九月三〇日までに清算を結了することとなった。

次いで二五年一二月二九日には「鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団解散令」(政令第三七三号)が公布された。両公団は二四年度末に食糧貿易および原材料貿易の二公団が廃止された後、これら二公団のおこなっていた貿易実務をも吸収して、民間貿易への移行まで政府貿易の実務機関として存続してきた。両公団は解散後二六年九月三〇日までに清算を結了すると定められたが、この期限は延長され二七年一月一七日にまで及んだ。

そして最後に「食糧配給公団解散令」(政令第五九号)、「油糧砂糖配給公団解散令」(政令第六〇号)、「産業復興公団解散令」(政令第六一号)が二六年三月三〇日に、「価格調整公団解散令」(政令第八八号)が同年四月一日にそれぞれ公布され、これをもって二二年四月以来設置されてきた公団は、すべて解散されることになった。なおこれら四公団の清算は二七年一月末日までに一切結了した。

- (1) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一七巻「資料(1)」、四七ページ。
- (2) 同前、四八—五一ページ所収。
- (3) 同前、三二八ページ所収。
- (4) 経済企画庁所蔵資料。
- (5) 前掲書、第一七巻「資料(1)」、三三〇—三四ページ所収。
- (6) 経済企画庁所蔵資料。
- (7) マーケット代将発和田経済安定本部長官宛「公団新設問題に関する非公式覚書」一九四七年九月三日(同前)。
- (8) 価格調整公団『価格調整公団史料』、一一〇ページ。
- (9) 「配炭公団等各種公団法の施行に伴い政府職員となった者の給与の取扱方の要領」昭和二年五月六日閣議決定(大蔵省資料Z六二〇—四六)。
- (10) 経済安定本部「統制機関の措置に関する件」昭和二年八月一五日(経済企画庁所蔵資料)。
- (11) 同前。
- (12) 衆議院の委員会における石橋蔵相答弁(「第九二帝国議会衆議院石油配給公団法外四件委員会議録」第二回、九ページ、同第三回、二九ページ)。
- (13) 「配炭公団等各種公団法の施行に伴い政府職員となった者の給与の取扱方の要領」昭和二年五月六日閣議決定(大蔵省資料Z六二〇—四六)。
- (14) 「公団役職員の給与取扱要領」昭和二年二月二七日閣議決定(同前)。
- (15) 調達庁『占領軍調達史—占領軍調達の基調—』、三四二—四三三ページ。
- (16) 大蔵省資料Z六二〇—五八。特別調達庁については、この閣議決定と同文で二月五日閣議決定がおこなわれ、その備考に、「公団については関係各庁において協議の上改めて閣議において所要の措置を決定するものとする」の備考が付されて

いた(調達庁前掲書、二四三ページ)。

- (17) 大蔵省資料Z六二〇一五〇。
- (18) 前掲書、第一〇巻「物価」、三七六ページ。
- (19) 大蔵省資料Z六二〇一四四。
- (20) 同前。
- (21) 「行政機構刷新の基本方針」(大蔵省資料Z五一―一六)。
- (22) 大蔵省資料Z五一―一六。
- (23) 主計局「昭和二十四年度予算編成方針(案)」昭和二十四年一月三〇日(大蔵省資料Z五〇―一二六)。
- (24) 経済企画庁所蔵資料。
- (25) 大蔵省資料Z六二〇一七八。なお本件は、同年三月二五日閣議決定により、「二、の(三)の中、(5)の取扱品目中『味噌』を削る。七、の(三)を全文削る。」改正がおこなわれた。
- (26) 「公団人件費及び事務経費査定要領」昭和二十三年六月八日(物価庁『昭和二十三年六月価格補正に関する資料集』第一分冊、三四―三七ページ)。
- (27) 「補助金削減等に関する池田蔵相・マーケット局長定例会談記録」昭和二十四年四月二七日(大蔵省資料Z五二六―二一七)。
- (28) 大蔵省資料Z五二六―九一三二。
- (29) 大蔵省資料Z六二〇一七八。
- (30) 「公団の整理に関する方策」昭和二十四年一〇月四日(経済企画庁所蔵資料)。
- (31) 農林省大臣官房渉外課『総司令部覚書集』Ⅱ、八四ページ。
- (32) 同前、八九ページ。

第三節 公団予算の推移

一 昭和二十二年 度

(一) 昭和二十二年 度 予算における公団運営費

昭和二十一年八月以来検討されてきた公団機構は、二二年に入ってその構想が本決りの段階に達したので、政府は二二年度予算に公団設立に要する経費を計上することになった。この経費は二二年度予算の編成の最終段階で追加計上されることになったものである。すなわち二二年度総予算案は二月二八日の閣議で最終的に決定をみるのであるが、ここで配給公庁・価格調整公庁に対する出資金として八億円、公庁運営費として一五億円、物資の取扱事務費として七億円、合計三〇億円が新しい配給機構に係る経費に予定されていた。この経費は第九二議会に提出された二二年度本予算のなかでは、一般会計内閣所管の「物資配給公庁、価格調整公庁等に必要な経費並びに物資割当事務を処理するに必要な経費」二二億円、大蔵省所管「政府出資金」のうち物資及価格調整機関分八億円、船舶公団分三億円として計上された。そして「予算総則」第七条には、「物資配給公庁において徴収、納付する物資配給に関する手数料はその配給に関する国の経費を支弁することができるよう定めなければならない。」と規定され、歳入予算には公庁運営費と同額の一五億円が公団から国庫に返済される納付金として計上された。

当初予算で「公庁」という名称が出てくるのは、予算編成時には政府部内で公庁法案が準備されていたからであ

表 1-2 公団交付金・納付金予算・決算額 (昭和22年度)

(単位 千円)

公 団 名	交付金・納付金 予 算 (A)	事 業 年 度 交 付 金 (B)	本 年 度 不 足 分 (B-A)	納 付 金 決 算 額 (C)
価 格 調 整	30,901	85,967	55,066	30,901
酒 類 配 給	28,463	28,463	—	28,463
肥 料 配 給	168,728	256,804	88,076	184,867
食 料 品 配 給	28,105	28,105	—	
油 糧 配 給	5,324	5,324	—	
飼 料 配 給	9,022	10,434	1,412	
食 糧 配 給	326,476	558,423	231,947	238,940
産 菜 復 興	15,230	34,460	19,230	
石 油 配 給	88,990	216,150	127,160	—
配 炭	401,160	972,120	570,960	
鉄 工 品 貿 易	91,550	202,370	110,820	483,171
織 維 貿 易	73,750	168,230	94,480	
食 糧 貿 易	50,450	107,940	57,490	
原 材 料 貿 易	23,190	53,060	29,870	
船	8,660	12,531	3,871	—
合 計	1,350,000	2,740,381	1,390,382	

(注) 1. 交付金予算額 (A) と交付金決算額は同額。
 2. 事業年度交付金は、昭和22事業年度の交付金で主計局調。

出所：(A)(C)は「決算書」昭和22年度、(B)は「昭和二十二事業年度公団剰余金概定額調 (23.5.22)」(大蔵省資料 Z501-19)。

については二二年一月二八日の閣議決定⁽¹⁾で、官庁における給与制度および体系を準用し、公団特別手当として本俸総額の三割を超えない額を支給することが決められた。この決定をうけて各公団は、当時の国家公務員給与一八〇〇円ベースに準拠した基本給と公団特別手当を二二年七月に遡って支給することを決め、また予算定員も各公団の事業予算を作成した時点での実員によることとして、交付金所要額が決められた。事務費もまた二二年度中の騰貴により大幅に上昇したので、年度末近くに決められた各公団の事業予算では人件費・事務費とも前述の交付金予算を大きく上回る事となった。各公団の昭和二三事業年度の国庫交付金は表1-2(B欄)のとおり、総額二七億四〇三八万円と算定されたが、当初予算に対する不足分を二二年度補正予算に

る。また設立される公団の種類や規模も予算編成の段階では未確定であったから、公団運営費も公団別に配分されず一括計上された。したがって経費の細分も未定であり、これは大蔵大臣が定めるものとされていた(「予算総則」第一二条)。

当初予算で二二億円が計上された「物資及物価調整事務取扱費」は、補正第七号(二二年一月一日国会提出)では四億六〇〇〇万円の追加がおこなわれたが、その直後に提出された補正第八号では二億二〇〇〇万円の減額修正がおこなわれ、その結果補正後の予算額は二四億四〇〇〇万円となった。そして、この間公団に交付される公団交付金の総額は、当初予算の公団運営費一五億円より減額されて、一三億五〇〇〇万円とされ、また歳入中の公団納付金も同額に減額された。年度初めには先発一〇公団が発足したが、政府は年度中になお生活物資の配給公団を引き続き増設する予定で運営費が計上されていた。ところが八月以降続けられた公団増設をめぐる司令部との折衝のなかで、当初予定どおり公団を新設する見通しが立たなくなったため、当初計上された公団運営費が減額されることになったわけである。

(二) 公団交付金・納付金

前述のように二二年一月に至って国庫交付金制度が実施され、公団運営費は交付金によりまかなわれることになったが、交付金の総額は補正第八号により一三億五〇〇〇万円と決められた。これに基づいて各公団へ配分された交付金予算は表1-2(A欄)のとおりである。この交付金は当初暫定交付金として少額ずつ何回かに分けて各公団に交付されていたが、年度末近くになって各公団の年間事業予算が作成されたのに伴って、二二年度の交付金額が最終的に決められることになった。

ところで国庫交付金制度の実施によって公団人件費は交付金でまかなわれることになったが、公団職員の給与制度

組むことなく、予算額全額を支出してなお、一三億九〇三八万円が未交付分として残され、未交付分は二三年度予算から交付される措置がとられた。とくに二二年五月から七月にかけて設立された先発一〇公団および食糧配給公団においては、人件費・事務費は当初予算額より大幅に増加することになったので、未交付分として翌年度に回された交付金額が大きかったのが特徴である。

また、歳入予算には交付金額と同額の納付金収入を見込んでいたが、二二年度の決算期までに剰余金を納付したのは、価格調整・酒類配給の二公団で、農林省所管・商工省所管の各公団の納付金額は予算を大幅に下回り、船舶公団は年度中に納付をおこなわなかったため、納付金決算額の合計は、四億八三一七万円にとどまった(表1-2②)。

二 昭和二三年度

(一) 公団交付金・納付金予算

昭和二三年度の予算編成作業では、公団交付金は当初は前年度と同様に、内閣所管の予算として一括計上されていた。すなわち、二二年一二月に入って大蔵省は二三年度予算の概算推計をおこなっているが、そこでは内閣所管の「物資及物価調整事務取扱費」五〇億円のうち公団交付金三四億円が計上された。二三年度には公団交付金の予算要求は各所管別に提出されており、予算計上も各所管別にされるものと考えられていたが、この時点では一応二二年度予算の延長として推計されたものであった。

その後二三年二月一〇日に片山内閣が退陣し、代わって芦田内閣が三月一〇日になって成立したため、二三年度予算の年度内成立は困難となり、年度当初には暫定予算が組まれることとなった。暫定予算は四月から六月まで続けられ、この間公団交付金についても一カ月分ごとの暫定予算でつながれた。

二三年度の本予算は予算大綱が五月二八日に決まった後、政府案が第二国会に提出され七月二日には修正成立をみるのであるが、公団交付金予算は予算大綱で決められた大蔵原案がそのまま本予算として成立した。

この二三年度当初予算の公団交付金は、「物資及物価調整事務取扱費」および「価格補正等特別補充費」中に計上された。前者は公団の人件費・事務費を交付する趣旨で、これと見合って同額の公団納付金が歳入に計上された。後者は価格の補正等に伴い生ずる予算の不足を補充するもので、大蔵大臣の承認を経て使用することのできる経費である。また、二三年度の各公団交付金は、会計別・所管別に計上された(表1-3)。

まず、「物資及価格調整事務取扱費」中に計上された交付金は公団の人件費・事務費分であり、表1-3の(A)にみるように、一般会計には、価格調整(総理府所管)、酒類配給(大蔵省所管)、肥料配給・食料品配給・油糧配給・飼料配給(以上農林省所管)、産業復興・石油配給・配炭(以上商工省所管)の一〇公団の交付金合計五〇億六五八二万円が計上され、貿易四公団交付金計一三億四四〇二万円は商工省所管貿易資金特別会計に、食糧配給公団交付金八〇億二四四万円は農林省所管食糧管理特別会計に計上された。総計一四四億一二二八万円の交付金予算の九・六%、一三億九〇三八万円は前年度未交付分である。

この交付金算定の基礎となった二三年五月における予算定員は、前掲表1-1(二九八ページ)に示すように合計一二万八九二九名であった。また、交付金予算に占める人件費と事務費の割合は、一五公団総計で、人件費一〇九億四九四七万円、七六%、事務費三四億六二八二万円、二四%であり(うち、当年度分人件費七八%、事務費二二%、前年度分六一%、三九%)であるが、この割合は公団によって異なり、一般会計一〇公団合計では人件費六八%、事務費三二%(当年度分七〇%、三〇%、前年度分五八%、四二%)、貿易四公団は人件費六三%、事務費三七%(当年度分六四%、三六

表 1-3 公団交付金・納付金

会計・公団名	交 付			
	当 初 予 算			
	物資及価格調整事務取扱費			価格補正等 特別補充費 (B)
	総 額 (A)	本 年 度 分	前年度未交付分	
一 般 会 計				
価格調整	198,538	143,472	55,066	7,768
酒類配給	407,626	407,626	—	16,202
肥料配給	619,797	531,721	88,076	31,607
食料品配給	487,287	487,287	—	19,145
油糧配給	90,672	90,672	—	3,948
飼料配給	171,262	169,850	1,412	6,516
産業復興	153,279	134,049	19,230	4,726
石油配給	530,433	403,273	127,160	19,323
配炭	2,378,175	1,807,215	570,960	88,635
船舶	28,744	24,873	3,871	740
小 計	5,065,813	4,200,038	865,775	198,610
貿易資金				
鉱工品貿易	511,862	401,042	110,820	—
繊維貿易	430,059	335,579	94,480	—
食糧貿易	271,489	213,999	57,490	—
原材料貿易	130,614	100,744	29,870	—
小 計	1,344,024	1,051,364	292,660	—
食糧管理				
食糧配給	8,002,442	7,770,495	231,947	—
合 計	14,412,279	13,021,897	1,390,382	198,610

出所：(A)の内訳は「昭和23年度公団交付金予算額調」(大蔵省資料Z526-19)に

正第一号、特第一号。補正が必要となった理由の主なもの、官公庁職員賃金改訂であり、公団職員分の待遇改善費等もこの補正に含まれていた。この予算はいったん撤回され改めて同額の予算を提出する(補正第二号、特第二号)措置がとられたうえ、一月二二日成立した。

各公団の交付金の補正予算額は表1-3の(C)のとおりで、全額「物資及物価調整事務取扱費」に計上された。このうち一般会計一〇公団の補正追

予算額(昭和23年度)

(単位 千円)

金			納 付 金		
額	補正予算額 (物資及価格調 整事務取扱費)	最終予算額	当初予算額	補正増減	最終予算額
合 計 (A+B)	(C)	(A+B+C)	(D)	(E)	(F)
206,306	9,941	216,247	198,538	1,931	200,469
423,828	29,766	453,594	407,626	0	407,626
651,404	40,779	692,183	1,369,018	△ 26,904	1,342,114
506,432	26,350	532,782			
94,620	4,908	99,528	3,061,887	△ 78,796	2,983,091
177,778	8,547	186,325			
158,005	8,844	166,849	549,756	△ 78,796	2,983,091
2,466,810	115,227	2,582,037			
29,484	1,542	31,026	28,744	8,660	37,404
5,264,423	270,423	5,534,846	5,065,813	△ 95,109	4,970,704
511,862	23,314	535,176
430,059	21,144	451,203
271,489	13,200	284,689
130,614	6,220	136,834
1,344,024	63,878	1,407,902	1,344,024	63,878	1,407,902
8,002,442	2,929,157	10,931,599	8,002,442	2,210,805	10,213,247
14,610,889	3,263,458	17,874,347	14,412,279	2,179,574	16,591,853

より、他は「予算書」「決算書」昭和23年度、により作成。

昭和二三年度予算は、年度途中で全補正を一括した補正予算が一月末に国会に提出された(補正第一号、特第一号)。補正が必要となった理由の主なもの、官公庁職員賃金改訂であり、公団職員分の待遇改善費等もこの補正に含まれていた。この予算はいったん撤回され改めて同額の予算を提出する(補正第二号、特第二号)措置がとられたうえ、一月二二日成立した。

各公団の交付金の補正予算額は表1-3の(C)のとおりで、全額「物資及物価調整事務取扱費」に計上された。このうち一般会計一〇公団の補正追

また、「価格補正等特別補充費」中から公団に交付される交付金は表1-3の(B)のとおりである。

昭和二三年度予算は、年度途中で全補正を一括した補正予算が一月末に国会に提出された(補正第一号、特第一号)。補正が必要となった理由の主なもの、官公庁職員賃金改訂であり、公団職員分の待遇改善費等もこの補正に含まれていた。この予算はいったん撤回され改めて同額の予算を提出する(補正第二号、特第二号)措置がとられたうえ、一月二二日成立した。

各公団の交付金の補正予算額は表1-3の(C)のとおりで、全額「物資及物価調整事務取扱費」に計上された。このうち一般会計一〇公団の補正追

また、「価格補正等特別補充費」中から公団に交付される交付金は表1-3の(B)のとおりである。

昭和二三年度予算は、年度途中で全補正を一括した補正予算が一月末に国会に提出された(補正第一号、特第一号)。補正が必要となった理由の主なもの、官公庁職員賃金改訂であり、公団職員分の待遇改善費等もこの補正に含まれていた。この予算はいったん撤回され改めて同額の予算を提出する(補正第二号、特第二号)措置がとられたうえ、一月二二日成立した。

各公団の交付金の補正予算額は表1-3の(C)のとおりで、全額「物資及物価調整事務取扱費」に計上された。このうち一般会計一〇公団の補正追

表 1-4 公団交付金・納付金決算額 (昭和23年度) (単位 千円)

公 団 名	交 付 金		納 付 金	
	最終予算額	決 算 額	最終予算額	決 算 額
一 般 会 計				
価 格 調 整	216,247	216,247	200,469	—
酒 類 配 給	453,594	453,594	407,626	—
肥 料 配 給	692,183	692,183	1,342,114	516,868
食 料 品 配 給	532,782	494,064		
油 糧 配 給	99,528	97,166		
飼 料 配 給	186,325	186,325		
産 業 復 興	166,849	166,849		
石 油 配 給	574,275	574,275	2,983,091	732,088
炭 配 給	2,582,037	2,582,037		
船 舶	31,026	31,026	37,404	95,584
小 計	5,534,846	5,493,766	4,970,704	1,344,540
貿 易 資 金				
鋁 工 品 貿 易	535,176	534,871	…	…
織 維 貿 易	451,203	450,573	…	…
食 糧 貿 易	284,689	280,575	…	…
原 材 料 貿 易	136,834	141,883	…	…
小 計	1,407,902	1,407,902	1,407,902	1,402,323
食 管 管 理				
食 糧 配 給	10,931,599	10,931,599	10,213,247	3,987,534
合 計	17,874,347	17,833,267	16,591,853	6,734,396

出所：「決算書」昭和24年度。

加額の全額、貿易四公団の補正追加額の全額および食糧配給公団の補正追加額中七億一八三五万余円、合計一〇億五二六四万余円が公団職員の待遇改善費である。なおこのほか食糧配給公団には二億一〇八〇万余円の交付金が追加計上されている。

一方、補正予算の歳入に計上された公団納付金については、当初予算で「物資及物価調整事務取扱費」に計上した交付金と同額の納付金予算額(表1-3(D))に対して、公団ごとに増額および減額修正をおこない、公団を通じて二億七九五七万余円の増額となっている(表1-3(E))。その内訳をみると、一般会計一〇公団について

は、待遇改善のための増額分に見合う納付金の追加をおこなわず、船舶公団は前年度予算に計上した納付金の未納分八六六万円を追加し、価格調整公団に一九三万円を増額する一方、農林省および商工省所管の各公団は、増減差引きして当初予算より減額となった。貿易四公団の場合は待遇改善分をそのまま補正予算に追加計上し、食糧配給公団については待遇改善分を除く交付金補正増分を納付金に追加計上している。

(二) 公団交付金・納付金決算

公団交付金の決算額は、「物資及物価調整事務取扱費」に計上された人件費・事務費分について、食料品配給・油糧配給二公団で予算額を若干下回ったほか、他の一三公団は予算全額が支出され、また「価格補正等特別補充費」から支出された交付金は予算額が全額支出された。その結果、公団交付金の支出額合計は表1-4のとおり一七八億三三二六万余円であって、予算額を四一〇八万円下回ったにすぎなかった。

一方、納付金の決算額は表1-4のとおりで、予算額に対し総額で九八億円余を減少し、六七億三四三九万余円であった。このうち、価格調整・酒類配給の二公団は、年度内に剰余金を納付せず、他の公団も貿易四公団を除いて剰余金納付額は予算を大幅に下回った。

三 昭和二四年度

(一) 政府関係機関予算の編成

昭和二四年度予算は予算全体が特異な経過を辿って編成された予算であった。予算編成途上の二四年二月一日に来日したドッジ Joseph M. Dodge が「経済安定九原則の柱であった「総合予算の真の均衡」の実施を日本政府の意

図をはるかにこえた厳しきで貫き、日本側の作成した予算案を全面的に手直ししたいいわゆる「ドッジ予算」を司令部案として提示することになったからである。こうした過程のなかで公団予算の編成方法もまた一変した。

二四年度の予算編成はドッジが来日した頃には政府部内で大詰めの段階に到達していた。一月三十一日までに大蔵部内できりまとめられた「昭和二四年度予算見透し」のなかでは、公団予算の取扱いが前年度までと同じく公団交付金を一般会計の「物資及物価調整事務取扱費」から各公団に交付する方式がとられ、ただ従来の公団組織並びに業務内容を再検討して、公団の徹底的整理をおこなうことが新たにつけ加えられた方針であった。⁽⁵⁾二月に入って大蔵原案は閣議で検討される段階に進み、二月一〇日には「昭和二十四年度予算編成に関する当面の措置について」と題する七項目の予算措置が閣議了解されたが、この際公社・公団・復興金融公庫など政府出資法人予算の取扱いが多少問題にされたようである。というのはすでに公社制度への移行が決まっていた「日本国有鉄道及専売公社の予算は四月分よりとして編成する」ことが七項目の一つにあげられたが、さらに備考欄には「船舶運営会、復興金融公庫、公団についてもその予算を国会に提出すべきことを要請されているが、その予算化すべき内容、時期等については折衝を要する」と記されており、この時期にはすでに司令部から一般会計とは別に右の三機関の予算を準備するよう要請があったことをうかがわせるからである。しかし二月一九日に大蔵省が最終的にとりまとめた予算査定案のなかでは、右の三機関の経費は従来どおり一般会計から支出されるものとされ、一般会計分の公団予算については「物資及物価調整事務取扱費」のなかに六七億五二〇〇万円の公団交付金（二三年度の予算額は五三億三六〇〇万円）が計上されたにすぎなかった。

ところが、ドッジ来日以降ドッジ構想に基づいて司令部が検討していた予算編成方式は日本側の予算案とは違うものであった。ドッジ予算構想はまず二月一七日付の大蔵大臣宛非公式覚書として手交された文書で日本側に伝えられた。そこには「予算に関する政策全体の基底をなす基本原則は、一般会計及特別会計を通じての全総合予算に於て真の均衡を達成維持することである。かかる均衡予算とは少くとも政府債務の純増を阻止し、出来得る限り当該年度当初の政府債務残高の減少をはかるために、資本形成支出、インベントリー・ファイナンス、信用の供与を含むすべての政府支出と保険勘定其他諸勘定での積立金を含むすべての政府収入とを均衡せしめることを意味するものと考えられる。同時にかかる予算はすべての公団、特別な資金、公社及復興金融公庫の行政的事業的活動をも包含することが必要である。」⁽⁸⁾と述べられている。これは一般会計、特別会計のみならず政府関係機関、特別資金を通じて一切の政府支出と政府収入を予算に計上して総合的予算の均衡を図ることを示唆したものであった。そしてこの文書に示された構想の線に沿って、三月二二日、司令部からドッジ予算とよばれる二四年度予算案が日本側に内示された。⁽⁹⁾この司令部案は一般会計、特別会計、政府関係機関の三本立て予算から成り、政府関係機関予算は一五の公団および復興金融公庫、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会、国民金融公庫、船舶運営会の全収入支出を予算に計上する総額予算方式がとられていた。司令部案が一般会計、特別会計、政府関係機関の三予算をそれぞれ総額予算方式で作成したのは、これまで予算の上にあられなかったこの三つの予算相互間の債務関係を明確にしたうえで、すべての政府予算を通じた総合的均衡を図ろうと意図したからであった。司令部案ではまた一般会計と特別会計・政府関係機関との間の債権債務関係を前年度までの分をも二四年度予算で清算しておこうとする予算措置が講ぜられている。日本側の政府案には計上されなかった特別会計および政府関係機関から一般会計への受入れ、一般会計から特別会計、政府関係機関への政府出資金および赤字繰入金が一般会計の歳入・歳入両面に計上されているのがそれである。こうして総合予算の収支均衡を予算の上で明示する方針を徹底させるために、司令部案は政府関係機関予算という新しい予算の柱を立てたのである。

表 1-5 公団予算総括表

公 団 名	当 初 予			
	収 入 額 (支 出 額)	うち) 政府会計 より受入	支 出 額	
			事 業 費	一 般 経 費
価 格 調 整	131,498,200	47,200,200	129,842,368	187,632
酒 類 配 給	78,231,700	95,700	77,256,775	591,225
食 糧 配 給	344,696,900	888,900	330,109,068	13,370,932
肥 料 配 給	47,126,000	17,752,000	45,916,161	746,839
飼 料 配 給	5,255,000	—	4,895,874	173,126
食 料 品 配 給	89,251,000	—	88,367,292	563,708
油 糧 配 給	31,883,000	1,500,000	31,775,783	106,217
産 業 復 興	3,238,800	27,800	2,951,614	247,386
配 炭	150,268,000	35,948,000	145,002,021	2,043,979
鋳 工 品 貿 易	133,503,171 ^{a)}	912,232	133,075,476 ^{b)}	385,018
織 維 貿 易	131,923,869 ^{a)}	1,069,152	131,574,717 ^{b)}	306,575
石 油 配 給	6,213,900	809,000	5,334,900 ^{b)}	135,000
船 舶	8,537,250	5,400,250	8,495,856	38,144
合 計	1,161,626,790	111,603,234	1,134,597,905	18,895,781
(構 成 比)	(100.0)	(9.6)	(97.7)	(1.6)

(注) 1. 当初予算・補正予算とも収入・支出は同額。
 2. 「政府会計より受入」中 a)は貿易会計, 他は一般会計より受入れ。
 3. 「事業費」は商品買入代, 事業運営費, 支払利息, 減価償却費, 物品税及
 4. 「一般経費」は俸給及諸給与, 旅費及会議費, 諸経費の合計。b)は他会計
 5. 「前年度不足額補填金」支出分は, 全額一般会計および貿易特別会計より
 出所: 『国の予算』昭和24年度, 同25年度により作成。

ている。これは実質的な収支の
 均衡を図ろうとするドッジの指
 示による措置であって、価格調
 整・酒類配給・食糧配給・肥料
 配給・産業復興・配炭・石油配
 給・船舶の八公団に対しては一
 般会計から総計三二億七四八五
 万円の公団交付金を繰り入れ、
 鋳工品・織維の両貿易公団に対
 しては八五二五万四〇〇〇円を
 貿易特別会計から繰り入れるこ
 とにしたものである。⁽¹⁰⁾
 次に公団制度は二四年度から
 整理過程に入り、年度当初には
 すでに公団の改廃方針が固まっ
 ていたので、第五特別国会に提
 出された政府関係機関予算のな
 かで次の措置がとられた。二三

(昭和24年度) (単位 千円)

算		補正予算収入額 (支出額)
内 訳		
前年度不足額 補 填 金	予 備 費	
900,200	568,000	4,066,804
95,700	288,000	—
838,900	378,000	22,924,759
352,000	111,000	17,738,500
—	186,000	933,718
—	320,000	—
—	1,000	26,678,918
27,800	12,000	—
248,000	2,974,000	—
42,677	—	71,458,229
42,577	—	49,930,389
674,000	70,000	—
3,250	—	—
3,225,104	4,908,000	193,731,317
(0.3)	(0.4)	(—)

取引高税の合計。
 よりの受入金でまかなわれる。
 の受入金でまかなわれる。

日本政府は最終的にはこのドッジ予算を全面的に受け入れることになり、政府関係機関予算については一般会計予
 算と並んで国会に提出するため、「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」(昭和二四年法第二七号)が四月一
 九日に公布された。その内容は前節に述べたとおりである(二九六ページ)。
 (二) 各公団予算
 前述のような過程によって各公団の全事業収支は本年度から政府関係機関予算として国会に提出されることになっ
 た。すなわち公団予算の収入には商品売払代、政府会計よりの受入、受入利息、固定資産処分益、雑益、手数料等の
 諸項目が計上され、支出には商品買入代、事業運営費、支払利息、減価償却費、俸給及諸給与、旅費及会議費、諸経
 費、物品税および取引高税等の
 諸項目が計上される。そして前
 年度までの国庫交付金制度は廃
 止され、公団の経常経費は事業
 収入によりまかなう独立採算の
 建前で収支予算の均衡が図られ
 た。ただし二四年度の場合は従
 来の公団経理の清算をおこなう
 目的で、二三年度の一般経費お
 よび事業収入の不足額を補填す
 るための国庫交付金が交付され

表 1-6 各公団決算収支尻 (昭和24年度)
(単位 千円)

公 団 名	決 算 収 支	損 益 収 支
価 格 調 整	2,109,477	735,189
酒 類 配 給	3,116,818	526,467
食 糧 配 給	5,312,121	82,238
肥 料 配 給	△ 2,691,611	2,189,537
飼 料 配 給	347,067	251,347
食 料 品 配 給	△ 1,139,343	759,363
油 糧 配 給	△ 8,599,396	4,068
産 業 復 興	484,488	389,612
配 炭	△ 3,064,760	△ 6,150,169
鋳 工 品 貿 易	4,757,953	56,160
織 維 貿 易	15,906,762	95,328
石 油 配 給	472,746	288,856
船	1,032,401	147,434

(注) 損益収支は損益計算上の当期剰余金または損失金。△印は支出超過または損失額。
出所：「決算書」昭和24年度。

次に二四年度の公団関係補正予算については、価格調整・食糧配給・肥料配給・飼料配給・油糧配給・鋳工品貿易・織維貿易の七公団について、年度途中で補正予算が編成され、第六臨時国会に提出された。この補正は右の各公団取扱品目の数量並びに価格等の変更や手持商品の増減、価格差補給金の一部撤廃などにより、当初予算に対して追加または減額の必要が生じたことによるものであった。七公団の補正予算の収入支出は前掲表1-5のとおりであるが、これにより公団予算総額は当初額より一九三七億三三一万七〇〇〇円の増額となった。

合は在庫商品の売払い、売掛金の回収、買掛金の支払い等の清算事務を主体とした予算が計上された。また年度途中で廃止が予定されている酒類・配炭の両公団については年度の事業計画は作成されず、廃止後も事後処理のための事業が継続することを予想して事業収支が編成された。

なお、二四年度当初予算では収入の九・六%、一・一億円を一般会計および特別会計から受け入れているが、それは前述の前年度不足額補填費および一般経費補填分のほか、一般会計から基本金増額分(食糧配給五〇〇〇万円、油糧配給一五億円、船舶五三億九七〇〇万円、計六九億四七〇〇万円)、価格差補給金(価格調整四六九億円、肥料一七四億円、石炭三五七億円、計一〇〇〇億円)を受け入れた。

318 第1章 公 団

年度末で廃止が決定している石油配給公団については清算に関する収支予算のみを計上し、同じく鋳工品貿易公団への統合が決定した食糧および原材料の二貿易公団の清算に関する予算は貿易特別会計の清算勘定に計上されて、政府関係機関予算からは除かれることになった。これら三公団以外の公団については一年度分の年間収支予算が計上されるが、年度途中における公団法の改正廃止等に伴う予算措置に関しては、政府関係機関予算総則第六条に「公団の合併が行われる場合においては合併の日の前までに、合併される公団において執行されなかつた予算は主務大臣を經由し大蔵大臣の承認を経て、合併後の公団において執行すべき昭和二四年度の予算となるものとする。前項の規定は公団が廃止せられ、その公団の業務を他の公団が承継した場合にこれを準用する。」と規定された。

各公団の昭和二四年度予算額を総括して示すと表1-5のとおりであって、当初予算額の全公団合計は収入、支出共に一兆一六一六億二六七九万円である。

支出予算のうち一般経費の基礎になる公団定員は各公団共機構縮小に伴って前年度より削減されている。全公団の二三年度予算定員は一二万八四七九人であったが、二四年度当初の定員は二四年一月一日の実在人員を基準として一萬九〇五七人と定められ、さらに九月末には前年度当初の予算定員の二割すなわち二万一三七九人を整理するものとして予算が作成された。ただ産業復興公団のみは経済統制違反の警察物件を取り扱うための増員が認められた。この一般経費(俸給及諸給与、旅費及会議費、諸経費)は、前年度まで国庫交付金によってまかなわれていたが、前述のように独立採算の建前をとるよう予算が編成された。ただし、石油配給公団分は一般会計から、貿易二公団分は貿易特別会計から二四年度分の一般経費が繰り入れられている。

事業収支については二四年度から新たに年間の事業計画が作成され、この計画による各公団物資の年間取扱数量が定められ、これに基づいて取扱品目の買入・売払価格が査定されている。ただし清算段階に入った石油配給公団の場合

表 1-7 公 団 別 収 支 予 算

項 目	価 格 調 整 公 団		酒 類 配	
	最 終 予 算 額	決 算 額	予 算 額	
支 出	商 品 買 入 代	132,651,814	121,941,102	53,068,535
	事 業 運 営 費	5,900	5,611	1,482,992
	支 払 利 息	1,246,493	694,910	20,601
	減 価 償 却 費	4,965	—	3,750
	俸 給 及 諸 給 与	145,791	144,704	458,634
	旅 費 及 会 議 費	10,611	14,050	39,791
	諸 経 費	31,230	28,412	102,800
	前年度不足補填金	900,200	—	95,700
	政府会計への繰入	—	1,162,589	—
	借 入 金 返 済	—	800,873	—
	物品税及取引高税	—	6	22,680,897
	価 格 差 益 納 付	—	—	—
	予 備 費	568,000	—	288,000
合 計	135,565,004	124,792,255	78,231,700	
収 入	商 品 売 払 代	91,598,861	76,339,482	78,111,000
	政府会計より受入	43,964,143	50,514,414	95,700
	受 入 利 息	2,000	45,525	20,000
	固 定 資 産 処 分 益	—	231	—
	雑 益	—	2,081	5,000
	手 数 料 収 入	—	—	—
合 計	135,565,004	126,901,732	78,231,700	

決 算 額 (昭 和 24 年 度)

(単 位 千 円)

給 公 団	食 糧 配 給 公 団		肥 料 配 給 公 団		
	最 終 予 算 額	決 算 額	最 終 予 算 額	決 算 額	
決 算 額	16,929,480	324,451,043	293,896,425	49,213,301	50,268,936
	604,897	24,370,129	19,194,765	9,276,401	7,074,777
	6,376	2,245,262	2,062,297	642,626	541,429
	—	16,162	—	6,000	—
	247,350	12,118,815	12,016,173	529,839	530,535
	11,964	256,155	247,879	60,935	60,908
	36,961	1,953,536	1,741,612	228,927	227,763
	95,700	838,900	838,900	451,699	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	6,953,655	419,889	162,667	2,552	1,237
	—	—	—	3,815,180	—
	—	951,768	—	637,040	—
	24,886,381	367,621,659	330,160,718	64,864,500	58,705,587
	27,727,466	363,879,341	331,892,036	39,098,930	30,693,181
	95,700	888,900	888,900	25,736,570	25,003,700
	29,296	—	—	10,000	135,083
	—	—	—	—	—
	150,737	66,367	414,532	19,000	182,013
	—	2,787,051	2,277,371	—	—
	28,003,199	367,621,659	335,472,840	64,864,500	56,013,976

(三) 決 算

昭和二四年度政府関係機関収入支出決算は昭和二六年二月、第一〇国会に提出された。

各公団の歳計上の決算の収支尻をみると、表1-6のごとく肥料・食料品・油糧・配炭の四公団が支出超過となっているが、損益計算による収支尻は配炭公団を除くすべての公団が決算剰余を計上している。配炭公団の当期損益収支は六一億五〇一六万八七〇八円に上る損失を計上した。

次に公団別に決算状況を説明しよう。⁽¹²⁾なお、公団別の決算収支の内訳を最終予算と対照して掲げておく(表1-7)。

(1) 価格調整公団 取扱品目の

うち鉛地金、玉石切石、砂利、塩酸、亜鉛鉄板など一九品目が整理されたため、商品取扱高は予定より減少したが、収入面では生産増強により価格差補給金の受入れが増加し、支出面では取扱商品の価格調整方法が買取売戻制から差金決済制に改められたので支払利息が減少した。そのため、事業収支に余裕を生じ、支出予算には計上しなかった前年度剰余金、価格差益金の政府会計への繰入れ、借入金返済を支出に計上した。それでも収支決算では二億九四七万余円の収入超過となり、損益計算でも七億三五一八万余円の剰余金を計上した。

表 1-7 公 団 別 収 支 予 算

項 目	飼 料 配 給 公 団		食 料 品 配	
	最 終 予 算 額	決 算 額	予 算 額	
支 出	商 品 買 入 代	4,496,427	4,756,315	69,179,403
	事 業 運 営 費	990,479	754,071	6,100,000
	支 払 利 息	92,845	88,512	1,000,000
	減 価 償 却 費	1,600	—	4,914
	俸 給 及 諸 給 与	132,385	129,294	409,541
	旅 費 及 会 議 費	14,800	14,601	31,121
	諸 経 費	45,992	43,069	123,046
	容 器 買 入 代	291,604	86,243	—
	前年度不足補填金	—	—	—
	物品税及取引高税	59,034	39,796	12,082,975
	予 備 費	63,552	—	320,000
	合 計	6,188,718	5,911,903	89,251,000
収 入	商 品 売 払 代	5,812,601	6,117,212	89,251,000
	政府会計より受入	—	—	—
	受 入 利 息	600	1,922	—
	容 器 売 払 代	293,648	50,995	—
	麻 袋 使 用 料	81,869	88,839	—
	貸 付 料 及 使 用 料	—	—	—
	手 数 料 収 入	—	—	—
合 計	6,188,718	6,258,970	89,251,000	

決 算 額 (昭 和 24 年 度) (つ づ き)

(単 位 千 円)

給 公 団	油 糧 配 給 公 団		産 業 復 興 公 団	
	最 終 予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
決 算 額	43,202,959	52,411,865	2,297,839	2,222,328
	2,968,041	2,512,318	539,330	476,995
	645,442	877,848	79,642	88,736
	—	—	5,389	—
	416,438	80,071	190,386	174,010
	42,385	8,545	16,000	15,873
	114,130	38,529	41,000	45,021
	—	—	—	—
	—	—	27,800	—
	467,114	264,087	29,414	26,576
	—	—	12,000	—
	47,856,510	56,193,263	3,238,800	3,049,539
	46,717,167	44,830,340	2,969,111	3,375,783
	—	2,516,000	27,800	27,800
	—	20,000	4,380	14,324
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	324,000	13,146	4,864
	—	—	224,363	111,257
	46,717,167	47,593,867	3,238,800	3,534,027

(2) 酒類配給公団 二四年七月一日に解散し清算に入ったので、決算額は収入・支出とも予算に比べて大幅に減少した。しかし収入面で、受入利息、雑益が予算を上回ったので、収支決算では三一億一六八万余円の収入超過となった。また解散時の益金は五億二六四万余円に上っていた。

(3) 食糧配給公団 この公団の商品取扱数量も予定に比べて減少したので、収入・支出とも予算を下回ったが、決算収支では五三億一三二万余円の収入超過を示した。事業益金も八二二三万余円となったが、甘諸類の腐敗欠減による損失が大きく、益金予定額を八億六九〇〇万円も下回ることになった。

った。

(4) 肥料配給公団 事業は当初計画より販売数量・金額とも増加したので、商品買入代は予算を上回った。一方、肥料代金の回収は決算期に間に合わなかったため、収支決算は二六億九一六一万円の支出超過となった。しかし損益決算では販売費の増加によって売上総額が増加し、一方事業費の節約がおこなわれ、さらに借入金返済も早められたので支払利息の節約が可能となり、結局益金は予定を上回って二億八九五三万余円と全公団のなかで最も高い額を計上した。

(5) 飼料配給公団 飼料の取扱数量が当初計画より増加したため、

表 1-7 公 団 別 予 算

項 目	配 炭 公 団		鉱 工 品 貿 易 公 団		
	予 算 額	決 算 額	最 終 予 算 額	決 算 額	
支 出	商 品 買 入 代	106,205,180	50,889,254	41,638,093	25,258,376
	事 業 運 営 費	34,292,064	12,670,977	—	—
	輸 入 諸 掛 支 出	—	—	11,631,679	8,969,654
	保 管 品 売 払 代 納 入	—	—	150,716,418	80,439,316
	支 払 利 息	1,479,288	1,371,605	463,688	303,257
	減 価 償 却 費	52,516	—	2,650	—
	事 業 雑 支 出	—	—	60,328	52,014
	俸 給 及 諸 給 与	1,517,527	1,379,153	319,510	322,052
	旅 費 及 会 議 費	93,087	158,296	23,677	27,683
	諸 経 費	433,365	382,974	62,680	60,403
	前 年 度 不 足 補 填 金	248,000	248,000	42,677	51,025
	借 入 金 返 済	—	—	—	—
	物 品 税 及 取 引 高 税	2,972,973	503,186	—	—
	価 格 差 益 納 付 予 備 費	2,974,000	—	—	—
	合 計	150,268,000	67,603,443	204,961,400	115,483,779
取 入	商 品 売 払 代	114,320,000	50,839,695	31,932,670	19,998,548
	輸 入 諸 掛 取 入	—	—	11,486,511	9,902,005
	保 管 品 売 払 代	—	—	150,716,418	80,247,306
	政 府 会 計 より 受 入	35,948,000	13,698,988	912,232	812,232
	貸 付 料 及 使 用 料	—	—	—	—
	手 数 料 取 入	—	—	—	—
	雑 取 入	—	—	2,650	416,222
	借 入 金	—	—	9,717,343	8,289,825
前 年 度 繰 越 金	—	—	193,576	575,592	
合 計	150,268,000	64,538,684	204,961,400	120,241,732	

出所：「決算書」昭和24年度。

計画より大幅に減少した。そのため取扱物資の価格引上げがあったにもかかわらず、商品の取扱額は予算の半分近くに落ちた。とくに罐詰の値下りにより収入が減少したので、事業収支では一億三九三四万円の支出超過となった。しかし罐詰の値下りによる損失は、価格改訂の際砂糖等のマーシンの増額により補填され、結局損益計算では七億五九三六万余

決 算 額 (昭 和 24 年 度) (つ づ き)

(単位 千円)

織 維 貿 易 公 団		石 油 配 給 公 団		船 舶 公 団	
最 終 予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
23,643,702	27,895,576	—	—	5,629,921	5,393,774
—	—	5,310,300	5,897,740	318,000	265,163
3,484,407	3,942,396	—	—	—	—
124,399,334	97,819,962	—	—	—	—
1,319,980	1,314,829	24,600	30,802	956,000	722,437
—	—	—	—	1,590,000	—
18,000	15,912	—	—	—	—
233,267	233,605	127,203	115,352	27,889	27,240
22,186	22,177	2,022	5,538	3,100	3,083
54,082	54,065	5,775	10,525	7,155	4,824
42,577	46,141	674,000	—	3,250	—
27,793,180	26,120,031	—	—	—	1,023,020
—	—	—	—	1,935	1,641
843,543	83,048	—	—	—	—
—	—	70,000	—	—	—
181,854,258	157,547,742	6,213,900	6,059,956	8,539,250	7,441,183
82,579,757	80,666,707	4,734,900	5,011,442	253,220	734,097
3,484,407	3,986,652	—	—	—	—
92,895,486	84,869,095	—	—	—	—
1,669,132	1,668,066	809,000	808,016	5,400,250	5,400,250
—	—	—	—	2,883,000	2,337,396
—	—	—	—	780	1,841
20,960	112,877	670,000	713,244	—	—
—	—	—	—	—	—
1,204,516	2,151,107	—	—	—	—
181,854,258	173,454,505	6,213,900	6,532,702	8,539,250	8,473,584

(6) 食料品配給公団
年度中に罐詰・グ
ルタミン酸ソーダお
よび育児食の取扱い
が停止され、さらに
原料輸入の減少等に
伴い取扱数量は当初
商品の買入・売払代
とも予算を上回り、
支出面で事業費、事
務費が節約されたの
で、収支決算では三
億四七〇六万余円の
収入超過となった。
損益計算でも予定を
上回って二億五三
七万余円の益金を生
じた。

円の益金が生じた。

(7) 油糧配給公団 油脂原料、大豆、油粕等の商品取扱数量は当初計画より減少した。とくに商品の在庫が滞留して販売高が予算より大きく減少したため、事業収支で八五億九千九百九十九万円の支出超過となり、全公団中最も大きな支出超過を記録した。損益についても予定額を大幅に下回る四億六千万円の益金を生じたにとどまった。

(8) 産業復興公団 事業収入のうち貸付料・手数料収入が予算より下回ったのは建設工事の遅延のため未 completion が予定より増加したことによるものであるが、資材関係で重要資材の売上額が予算を上回り、全体として事業収支は四億八千四百八十八万円の収入超過を示した。益金も売上総益が伸びたため、当初予定を上回る三億八千九百六十一万 余円を計上した。

(9) 配炭公団 この公団は年度末まで業務を継続する予定で当初予算が編成されていたが、石炭事情の好転に伴って二四年九月一五日解散された。同公団では前年度からひき続いた手持品増加の傾向が二四年度に入って一層甚だしくなり、解散前において無煙炭、煽石、微粉炭、低品位炭、コークスなどの買入れが停止されたが、それでも解散時には、石炭・コークスの滞貨は二四年三月末の手持量を三六万五千トンも上回って五四万六千トンに達していた。こうした事情を反映して事業決算では商品取扱高は予算より大幅に減少した。とくに石炭価格調整補給金が廃止されたため、政府会計よりの受入れが減少して、事業収支は三億四千七百六十六万円の支出超過となった。解散時の損益決算では一億二千五百五十万円の益金を生じたが、膨大な在庫の処分と売掛金の回収等のため、二四年度決算では前述のように六一億五千一十六万円の損失となった。この損失は二五年度一般会計予算から補填されることになる。

(10) 鉱工品貿易公団・繊維貿易公団 政府貿易に関する実務を代行する公団であるが、輸入については、物資払

下げを終わるまで政府の所有物であり、したがって払下代金は公団の収入に現われない。一方輸出については自ら買入れて船積みで政府に売り払うため、その買上代・売払代が支出・収入に現われる。鉱工品貿易公団においては取扱品目の輸出が順調に進まず、したがって商品取扱高は予算より大きく減少した。二四年度の決算では四七億五千九百五十万円の収入超過を計上し、事業益金も五億六千一百万円を記録したが、同公団の在庫品は二三年度末の九億六千八百二十万円で二四年度末の二億八千七百三十万円で三倍近くに増加していた。繊維貿易公団においても在庫品の処分が困難となり、前者と同じ傾向を示し一億五千九百六十七万四千円程度の収入超過と九億五千三百三十万円の益金を計上したが、在庫品が増加した。

(11) 石油配給公団 この公団は二四年三月廃止され、清算のための予算が組まれたが、二四年度に前年度不足金六億七千四百〇〇万円と一般経費分一億三千四百〇一万円の国庫交付金受入れをもって清算をすすめ、決算上は四億七千二百四十万円の収入超過、損益計算上は二億八千八百五十万円の剰余金を計上した。

(12) 船舶公団 二四年度から復興金融金庫の貸出停止が決定したため、船舶の建造、改修、沈船の引揚げ等のための所要資金は政府の出資金によることとされ、二四年度基本金は五億三千六百七〇〇万円増加された。このため同公団の収入予算には政府会計からの受入れ五億四千円が計上され、事業収入の六割以上が政府出資金でまかなわれることになった。同公団の二四年度の事業実績（建造、改修、引揚船）は三二〇隻に達し、計画の二二〇隻を上回ったが、なお事業支出は予算を下回ったので、借入金返済を決算に計上しても事業収支は一億三千三百四十万円の収入超過となった。また損益計算でも一億四千七百三十三万円の益金を計上し、予定の七億七千万円をはるかに上回る結果となった。

四 昭和二五年度

(一) 公 団 予 算

昭和二五年度の総予算は、編成の基本方針の第一に「総予算の真の均衡」をひき続き堅持するとともに、「極力財政規模の縮減を図り、財政の国民経済に対する干渉を最小限度に制約する」建前を打ち出した⁽¹³⁾。そしてその具体的方策のはじめに、「価格調整費の削減と統制の改廃」がうたわれ、そのなかでとくに「公団その他統制機構を徹底的に整理改善し財政負担の縮減に資する」という方向が示されている。前節で述べたように公団制度は二四年度以降整理段階に入っており、二三年度末で三公団が廃止されたのに続いて二四年度中には二公団（酒類・配炭）が廃止され、二四年度末には二貿易公団と食料品・飼料・船舶の三公団が廃止される運びとなった。その結果、二五年度に存続する公団は価格調整・食糧配給・肥料配給・油糧配給・産業復興の五公団にすぎなくなっていた。

二五年度の公団予算はこうした状況のもとで一公団の予算が計上されたが、予算の性格は前年度とは多少異なる点をもっていた。それは前年度予算には計上されていなかった運転資金借入金の収支のほか、前年度末の貸借対照表に表われた債務で二五年度の収入支出となるものも計上され、逆に二五年度の貸借対照表上の債権・債務で二五年度に現金収支の伴わないものは計上しないことにした点である。各公団とも前年度は事業損益予算であったのに対して、二五年度はこれを現金予算に改め一切の年度間の現金収支を予算に計上している。これは二五年度総予算の重点項目の一つに債務償還費の計上があげられ、清算段階に入った公団については、前年度の予算には計上されなかった運営資金の受払い、とくに借入金およびその返済をすべて予算上に表わすことになったことによるものである。

各公団別に二五年度予算編成の基本方針を述べると、⁽¹⁴⁾

- (1) 価格調整公団 二六年度までに清算を完了する計画であり、公団取扱品目も二五年度からは相当大幅に整理削減するほか、その業務も漸次縮小する予定であり、二五年度予算もこの前提のもとに編成された。
- (2) 食糧配給公団 包装資材、諸澱粉等の取扱いの面で大幅に業務を縮小するほかは、概ね前年度とその業務内容を変更しない。

- (3) 肥料配給公団 前年度と業務内容を変更しない前提で予算が編成されているが、年度途中において末端配給機構の民間移管、または公団そのものの廃止が実現された時は、予算の範囲内でおこなわれうることとなるので実行上の問題として解決する。

- (4) 飼料配給公団および食料品配給公団 二五年三月三十一日に廃止され、二五年度は清算業務に入るため、清算予算として編成されており、二五年九月末までに清算を完了する予定である。

- (5) 油糧配給公団 前年度の業務内容を概ね二五年度も踏襲するほか、二五年度より従来食料品配給公団で取り扱っていた砂糖を新たに取り扱うものとし、食料品配給公団の砂糖部門を吸収して予算を編成している。
- (6) 産業復興公団 二五年度は建設部門の新規業務を一切おこなわないものとし、資材部門においても新規買入は二五年九月末日をもって打ち切り、一〇月以降は手持資材の処分のみを業務内容とする前提のもとに予算が編成されている。

- (7) 配炭公団 二四年度末までに清算を完了する予定であるが、なお清算未済の債権・債務の整理が残されるので、この分と赤字補填のための一般会計からの受入関係のみ予算に組まれている。なお実務は大蔵省管財局においておこなう予定である。

表 1-9 各公団決算収支尻 (昭和25年度)
(単位 千円)

公 団 名	決算収支	損益収支
価 格 調 整	1,678,693	238,045
食 糧 配 給	4,562,642	3,518,690
肥 料 配 給	3,924,584	1,095,888
飼 料 配 給	20,808	△ 87,037
食 料 品 配 給	100,417	384,783
油 糧 砂 糖 配 給	1,131,994	1,275,815
産 業 復 興	1,208,577	960,400
鋳 工 品 貿 易	1,358,726	5,367
織 維 貿 易	105,120	3,246,798
船 舶	626,489	536,338
配 炭	469,856	2,429,558

(注) 損益収支は損益計算上の当期剰余金または損失金(△印)。

出所:「決算書」昭和25年度。

した配炭公団清算に当たっての赤字補填四三億五七〇〇万円のほかは、基本金繰入れ(食糧配給へ九〇〇〇万円、肥料配給へ五〇〇万円、計九五〇〇万円)および価格差補給金(価格調整公団へ鉄鋼補給金一九五億八四九八万余円、肥料配給公団へ肥料補給金一五〇億二六四四万余円、計三四六億一一四二万余円)である。なお、二四年度のうちに歳出に前年度赤字補填額が明記されず、その代わり基本金、剰余金の一般会計繰入分が計上されている。なお、本来剰余金として繰り入れるべき金額の一部を清算のため赤字補填に使用しうるよう措置したことは前述した。

二五年一二月に成立した補正予算では、一般会計において配炭公団の損失補填金に対する繰入分を一三億円に減額したが、

算と並んで「配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律」(昭和二五年五月一日法律第一七三号)が公布された。同法による措置は第一に配炭公団の損失を補填するため、一般会計より同公団に四三億五七〇〇万円の繰入れをおこなうことにしたこと、第二に、食料品配給公団、飼料配給公団および配炭公団の国庫に納付すべき剰余金を、それぞれ当該公団の清算に要する経費に充当することができるようにしたことである。

二五年度の公団予算を総括して示すと表1-8のとおりである。整理段階に入った公団収支の総額が、前年度と同様に一兆円を超えるのは、前述したように運転資金の借入れおよびその返済をも含めて収支に計上したためであり、実質上の公団予算の規模は縮小したのである。一般会計からの受入金はその三・八%、三九〇億円余であるが、前述

表 1-8 公団予算総括表 (昭和25年度) (単位 千円)

公 団 名	収 入 額		支 出 額 内 訳			
	(支 出 額)	うち) 一般会計 より受入	事 業 費	一 般 経 費	基 本 金 ・ 剰 余 金 繰 入	予 備 費
価 格 調 整	78,797,228	19,584,985	78,077,769	88,822	630,637	—
食 糧 配 給	436,046,663	90,000	416,366,672	16,430,354	951,768	2,297,869
肥 料 配 給	146,872,395	15,031,443	140,891,256	1,020,412	4,700,854	259,873
飼 料 配 給	2,323,875	—	2,216,810	85,494	21,571	—
食 料 品 配 給	12,058,457	—	11,815,295	198,669	44,493	—
油 糧 配 給	231,849,937	—	231,140,291	260,695	7,635	441,316
産 業 復 興	3,354,856	—	3,017,081	243,370	22,031	72,374
鋳 工 品 貿 易	46,182,690	—	45,685,239	487,451	—	10,000
織 維 貿 易	53,161,264	—	51,809,439	181,305	—	1,170,520
船 舶	3,779,192	—	2,177,564	16,288	1,585,340	—
配 炭	6,487,000	4,357,000	6,287,000	—	200,000	—
合 計	1,020,913,557	39,063,428	989,484,416	19,012,860	8,164,329	4,251,952
(構 成 比)	(100.0)	(3.8)	(96.9)	(1.9)	(0.8)	(0.4)

(注) 1. 収入額と支出額は同額、補正予算はない。
2. 事業費・一般経費の区分は前掲表1-5(317ページ)と同じだが、事業費中には借入金返済を含む。
3. 基本金・剰余金繰入は一般会計へ出資金返済、前年度剰余金の繰入で、肥料配給公団には前年度価格差益納付金予算を含む。

出所:「予算書」昭和25年度、『国の予算』昭和25年度、により作成。

(8) 船舶公団 二五年度には清算事務に入るため清算予算として編成され、二五年九月までに船舶持分関係を除いて清算を完了する予定とした。船舶持分関係については当該関係収支のみ一年間の予算を計上し、一〇月以降の実務は管財局清算室においておこなうものとした。

(9) 鋳工品および繊維の二貿易公団 両公団は二五年度以降、従来の政府貿易の残務を逐次処理することとし、一二月末をもって清算を完了する予定で予算が編成される。

以上のように、二五年末までにはほとんどすべての公団が廃止される予定で各公団の予算が編成されているが、公団の廃止に伴って損益計算上損失を生じた公団の事後措置あるいは廃止後の清算に要する経費を手当てする必要が生じてきた。そのため二五年度公団予

表 1-10 公 団 別 収 支 予 算

項 目	価 格 調 整 公 団		食 糧 配
	予 算 額	決 算 額	予 算 額
支			
商品買入代	75,109,196	28,923,882	338,346,376
事業運営費	5,900	5,226	26,937,287
支払利息	163,800	32,648	482,595
価格差益納付	—	—	—
俸給及諸給与	66,457	61,535	13,936,369
旅費及会議費	5,766	6,800	298,128
諸経費	16,599	14,940	2,195,857
雑支出	—	—	45,424
政府会計への繰入	630,637	—	951,768
期首買掛金	—	—	—
期首未払金	—	—	—
借入金返済	2,798,873	1,998,000	50,520,000
物品税及取引高税	—	—	34,990
訴訟費	—	5,036	—
差入保証金	—	830	—
支払手数料	—	—	—
支払雑勘定	—	—	—
予備費	—	—	2,297,869
合 計	78,797,228	31,048,898	436,046,663
入			
商品売払代	58,723,522	7,218,455	382,021,640
政府会計より受入	19,584,985	22,431,091	90,000
受入利息	2,000	77,386	—
麻袋使用料	—	—	—
受取雑勘定	—	—	—
繰越預現金	475,315	2,992,817	3,264,456
手数料収入	—	—	1,273,162
雑益雑収入	—	1,286	377,405
什器売払代	3,928	2,978	—
借入金	7,478	3,578	49,020,000
合 計	78,797,228	32,727,591	436,046,663

決算額 (昭和25年度)

(単位 千円)

給 公 団	肥 料 配 給 公 団		飼 料 配 給 公 団	
	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額
291,424,409	58,328,476	24,942,480	—	—
18,025,360	8,638,868	3,536,885	175,852	111,531
423,187	718,937	444,081	10,768	22,325
—	4,063,814	—	—	—
9,739,727	726,468	463,056	49,418	53,449
354,856	63,899	61,839	4,648	10,303
1,089,956	230,045	142,203	31,428	22,897
322,200	—	—	—	—
—	637,040	50,000	21,571	—
—	—	—	100,123	145,708
—	—	—	65,617	3,109
25,840,000	73,204,756	32,772,886	1,623,200	929,431
—	219	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	1,250	477
—	—	—	240,000	179,663
—	259,873	—	—	—
347,219,695	146,872,395	62,413,428	2,323,875	1,478,893
325,586,596	57,654,217	24,378,968	1,566,725	999,268
90,000	15,031,443	8,512,310	—	—
—	10,000	27,868	100	755
—	—	—	17,820	—
—	—	—	130,000	110,696
1,326,259	508,507	412,859	10,000	378,196
501,276	—	—	—	—
738,206	514,096	157,007	500	6,873
—	—	—	6,730	4,003
23,540,000	73,154,132	32,849,000	592,000	—
351,782,338	146,872,395	66,338,012	2,323,875	1,499,791

表 1-10 公団別収支予算

項 目	食料品配給公団		油糧砂糖	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	
支 出	商品買入代	—	—	106,922,831
	事業運営費	247,371	133,618	9,861,848
	輸入諸掛支出	—	—	—
	保管品売払代納入	—	—	—
	支払利息	12,442	79,291	1,608,516
	俸給及諸給与	132,701	133,766	194,888
	旅費及会議費	12,001	13,977	18,159
	諸経費	53,967	25,089	47,648
	雑支出	—	—	—
	政府会計への繰入	44,493	—	7,635
	期首買掛金	2,470,000	95,930	—
	期首預り保証金	0	34,519	—
	借入金返済	9,085,482	7,248,475	112,694,548
	物品税及取引高税	0	3,264	52,548
予備費	—	—	441,316	
合 計	12,058,457	7,767,927	231,849,937	
収 入	商品売払代	8,919,975	7,076,753	113,596,468
	繰越現預金	100,000	628,842	234,257
	受入利息	—	—	32,000
	手数料	—	—	—
	貸付料及使用料	—	—	—
	輸入諸掛収入	—	—	—
	保管品売払代	—	—	—
	交付金収入	—	—	—
	雑収入	110,000	98,065	—
	借入金	2,928,482	—	117,987,212
	期首差入保証金	—	64,684	—
合 計	12,058,457	7,868,344	231,849,937	

決算額(昭和25年度)(つづき)

(単位 千円)

配給公団	産業復興公団		鉱工品貿易公団	
	決 算 額	予 算 額	決 算 額	予 算 額
80,280,709	1,897,898	937,780	2,107,273	2,212,433
3,445,969	814,629	245,885	—	—
—	—	—	1,346,145	1,453,587
—	—	—	25,334,129	22,444,304
1,162,963	77,376	73,570	301,945	428,900
155,770	184,619	171,970	100,638	113,089
24,376	19,561	18,648	8,305	11,757
51,412	39,190	37,877	20,508	28,154
—	8,382	4,629	179,000	15,885
55,529	22,031	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
86,429,300	217,018	245,613	16,774,747	13,445,261
459,363	1,778	51	—	—
—	72,374	—	10,000	—
172,065,391	3,354,856	1,736,023	46,182,690	40,153,369
83,913,152	2,911,658	2,706,032	18,618,900	15,637,978
588,253	173,401	68,715	569,000	8,600,950
88,145	2,190	6,516	—	—
—	120,639	76,021	—	—
—	141,586	56,215	—	—
—	—	—	1,609,265	1,443,019
—	—	—	24,944,129	15,163,203
—	—	—	431,396	588,022
696,835	5,382	31,102	10,000	78,923
87,911,000	—	—	—	—
—	—	—	—	—
173,197,385	3,354,856	2,944,601	46,182,690	41,512,095

表 1-10 公団別収支予算・決算額 (昭和25年度)

項 目	織 維 貿 易 公 団		船 舶 公 団	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
支 出				
商品買入代	357,570	1,702,546	—	—
商品買掛金	—	—	—	—
事業支出	—	—	383,129	25,028
輸入諸掛支出	316,765	757,759	—	—
保管品売却代納入	38,295,539	28,937,679	—	—
未払諸掛	—	—	—	—
支払利息	262,500	749,538	648,640	349,176
俸給及諸給与	137,407	139,546	11,054	13,355
旅費及会議費	11,684	14,757	1,826	2,076
諸経費	32,214	41,694	3,408	1,313
事業雑支出	10,000	14,196	—	—
政府会計への繰入	—	—	1,585,340	—
価格差益納付	—	81,097	—	—
借入金返済	12,567,065	19,240,214	1,145,795	185,357
予備費	1,170,520	—	—	—
合 計	53,161,264	51,679,024	3,779,192	576,305
収 入				
商品売払代	36,417,654	27,298,285	—	—
政府会計より受入	—	—	—	—
受入利息	—	—	—	—
繰越現預金	—	—	439,844	486,815
事業収入	—	—	526,538	179,003
輸入諸掛収入	316,765	730,073	—	—
保管品売払代	15,969,368	19,132,023	—	—
交付金収入	443,805	992,589	—	—
貸付料及使用料	—	—	2,812,810	536,976
固定資産処分益	—	—	—	—
差入保証金	—	—	—	—
受取雑勘定	—	—	—	—
貸借物求償権	—	—	—	—
雑収入	13,672	117,553	—	—
前年度繰越金	—	3,513,621	—	—
24年度繰越現金	—	—	—	—
合 計	53,161,264	51,784,144	3,779,192	1,202,794

出所：「決算書」昭和25年度。

公団関係の補正予算は組まれなかった。

(二) 決 算

昭和二五年度は一一公団について予算が編成されたが、そのうち飼料・食料品・船舶・配炭の四公団はすでに二四年度末までに解散され、清算事務をおこなうための予算が組まれたものであり、その他の公団も年度途中か年度末に解散することが予定された最終段階の予算であった。存続する公団においても、重要物資の統制が二五年度は一層進み、重要な産業施設等も着々復興し、貿易もまた国家の手を離れ民間の手に移行する状態となったため、取扱業務は二四年度よりさらに縮小されることになった。こうした関係から二五年度の決算額は当初予算額をいずれも下回るこ
とになった。一一公団の予算額合計は収入支出とも一兆一八八億二八五二万余円であったが、決算額合計は収入が七
四五二億八七一三万余円、支出は七三〇〇億九〇五七万余円であった。このうち配炭公団のみは予算額を大幅に上回
った。同公団はすでに清算事務に入っているが、二五年度には滞貨処理が進んで清算結了が予定より延長され、清算
期日が二六年四月七日までとなったためである。

(つづき) (単位 千円)

配 炭 公 団	
予 算 額	決 算 額
—	—
5,198,000	10,819,031
—	—
—	—
229,000	1,800,716
100,000	64,877
—	326,182
—	83,441
—	105,945
—	—
200,000	—
—	—
760,000	760,000
—	—
6,487,000	13,960,191
2,130,000	9,553,176
4,357,000	3,000,000
—	136,214
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	107,872
—	10,058
—	173,486
—	41,869
—	—
—	—
—	1,407,371
6,487,000	14,430,047

表 1-12 各公団決算収支尻 (昭和26年度)
(単位 千円)

公 団 名	決 算 収 支	損 益 収 支
価 格 調 整	1,183,090	1,241,719
食 糧 配 給	1,647,676	△1,344,400
肥 料 配 給	4,521,610	198,126
油 糧 砂 糖 配 給	3,697,531	1,381,938
産 業 復 興	1,256,041	605,519
鋳 工 品 貿 易	42,918	27,918
織 維 貿 易	3,526,141	321,912

(注) 損益収支は損益計算上の当期剰余金または損失金(△印)。

出所:「決算書」昭和26年度。

また二六年度の決算収支を予算と対照して掲げれば、表1-13のとおりである。二六年度の決算額が予算額を超過しているのは、二五年度からの繰越額が多額に上って、二六年度の予算現額が大きく、それが、二六年度に支出されたことによるものであるが、もう一つの原因は年度当初には九月末までに清算を終了する予定であったものが、予想以上に清算が手間どり、清算結了時期が年度末に延ばされたため、経常支出が予算額を超過したことによるものである。このため、当初各公団予算に計上されていた基本金および剰余金の一般会計への繰入れは困難となり、価格調整公団以外はこれを二七年度に繰り越すことにした。

字補填のため、一般会計から一六億九〇九七万余円を受け入れている。二六年度の各公団の予算額を総括して示すと、表1-11のとおりである。新しい業務がほとんどおこなわれないので、前年度に比べて大幅に減少した。一般会計からの受入金は、価格調整公団への鉄鋼補給金繰入れと鋳工品貿易公団への赤字補填金である。なお、二六年度においても公団関係の補正予算は組まれなかった。

次に、公団の決算上の収支は表1-12のとおりである。二六年度の決算収支は各公団とも収入超過となっているが、それは支出予算繰延べの結果生じたものである。損益計算では食糧配給公団を除いては各公団とも剰余金を計上している。食糧配給公団では食糧事情の緩和に伴い相当量の配給辞退が生じていることが原因して、損失金を出すことになった。

表 1-11 公団予算総括表 (昭和26年度) (単位 千円)

公 団 別	収 入 額 (支出額)	うち) 一般会計 より受入	支 出 額 内 訳			
			事 業 費	一 般 経 費	基 本 金 ・ 剰 余 金 繰 入	予 備 費
価 格 調 整	1,644,838	991,729	1,010,884	21,993	564,673	47,288
食 糧 配 給	5,687,232	—	3,628,331	1,752,849	270,000	36,052
肥 料 配 給	8,363,498	—	3,938,950	154,446	4,168,184	101,918
油 糧 砂 糖 配 給	10,665,128	—	6,967,126	74,256	3,614,673	9,073
産 業 復 興	1,130,355	—	789,560	78,664	251,780	10,351
鋳 工 品 貿 易	3,470,077	1,690,000	3,414,495	30,582	15,000	10,000
織 維 貿 易	2,897,988	—	6,000	32,685	2,849,303	10,000
合 計	33,859,116	2,681,729	19,755,346	2,145,475	11,733,613	224,682
(構 成 比)	(100.0)	(7.9)	(58.3)	(6.3)	(34.7)	(0.7)

(注) 1. 収入額と支出額は同額、補正予算はない。
2. 支出額内訳区分は、前掲表1-5 (317ページ) と同じ。

出所:「予算書」昭和26年度。

五 公団予算の終結

(一) 二六年度予算および決算

二五年度の各公団の決算収支尻は表1-9のとおりすべての公団が収入超過であり、一一公団の収入超過額は合計一五億九千五六万余円であった。損益計算では飼料配給公団のみは損失を計上したが、その他はすべて剰余金を計上している。なお二五年度の各公団の収入支出決算の項目別内訳は表1-10に示すとおりである。

昭和二六年度は、価格調整・食糧配給・肥料配給・油糧砂糖配給・産業復興・鋳工品貿易・繊維貿易の七公団について予算が作成された。しかし、これら七公団とも二五年度末までに解散し、二六年度は清算に入っており、九月末までに清算を完了する予定で予算が組まれている。最終の清算段階の予算であるので、本年度予算において七公団とも政府から出資を受けた基本金および本年度に生ずる剰余金を一般会計に繰り入れることとされ、これが各公団の支出予算に計上された。ただし鋳工品貿易公団のみは赤

表 1-13 公団別収支予算

項 目	価格調整公団		食糧配	
	最終予算額	決算額	最終予算額	
支	商品買入代	991,729	1,386,439	—
	事業運営費	—	119	649,942
	支払利息	—	—	64,592
	得意先前受金	—	—	—
	未払利息	—	—	—
	訴訟費	6,500	1,830	7,000
	差入保証金	12,655	—	—
	俸給及諸給与	17,269	32,277	1,461,265
	旅費及会議費	1,813	3,333	72,480
	諸経費	2,911	5,454	219,104
	雑支出	—	—	406,797
	支払雑勘定	—	—	—
	借入金返済	—	—	2,500,000
	政府会計への繰入	564,673	735,189	270,000
	予備費	47,288	—	36,052
合 計	1,644,838	2,164,642	5,687,232	
入	商品売払代	213,625	484,927	3,662,466
	政府会計より受入	991,729	1,169,172	—
	受入利息	1,851	17,753	941
	繰越現預金	421,838	1,668,693	1,891,313
	什器売払代	590	2,804	39,000
	差入保証金	15,155	4,230	3,415
	雑収入	50	153	90,097
	合 計	1,644,838	3,347,731	5,687,232

決算額 (昭和26年度)

(単位 千円)

給 公 団	肥料配給公団		油糧砂糖配給公団	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
6,240,906	—	—	890,000	1,714,998
521,979	328,875	236,531	404,268	509,701
353,174	45,723	60,435	—	—
—	7,200	—	—	—
—	—	—	148,895	182,742
7,166	—	—	2,000	7,000
—	—	—	—	—
1,304,365	116,221	139,746	58,243	117,882
88,253	11,808	15,453	4,934	16,821
188,350	26,417	103,888	11,079	30,588
137,406	—	—	—	—
—	—	—	287,750	189,651
2,500,000	3,557,152	2,500,000	5,234,213	6,199,000
—	4,168,184	2,189,537	3,614,673	—
—	101,918	—	9,073	—
11,341,598	8,363,498	5,245,589	10,665,128	8,968,384
7,935,363	8,020,898	8,200,834	10,059,198	11,172,247
—	—	—	—	—
10,298	8,100	10,524	82,233	67,182
4,459,793	312,732	1,028,273	432,981	1,131,994
45,338	15,768	31,631	8,792	3,377
5,225	5,000	3,939	26,000	3,042
533,257	1,000	491,998	55,924	288,072
12,989,274	8,363,498	9,767,200	10,665,128	12,665,914

表 1-13 公団別収支予算・決算額（昭和26年度）（つづき）

(単位 千円)

項 目	産業復興公団		鉱工品貿易公団		繊維貿易公団	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
支 出						
商品買入代	25,000	121,917	—	15,438	—	311,961
事業運営費	60,384	47,843	—	—	—	—
支払利息	21,900	5,279	14,400	8,651	—	—
訴訟費	1,000	816	6,000	6,338	—	—
保管品売払代納	—	—	1,741,000	2,834,818	—	1,352,570
輸入諸掛支出	—	—	—	79,495	—	3,101
俸給及諸給与	62,417	92,946	23,596	58,464	24,091	86,076
旅費及会議費	4,806	15,792	2,319	5,198	2,341	5,457
諸経費	11,441	15,809	4,667	11,647	6,253	22,495
預り保証金	2,359	—	—	—	—	—
雑支出	13,626	3,871	—	—	—	—
事業雑支出	—	—	8,000	1,498	6,000	11,822
借入金返済	665,291	651,768	1,645,095	1,901,968	—	—
価格差益納付	—	—	—	35,083	—	—
政府会計への繰入	251,780	—	15,000	—	2,849,303	—
予備費	10,331	—	10,000	—	10,000	—
合 計	1,130,335	956,042	3,470,077	4,958,597	2,897,988	1,793,483
収 入						
商品売払代	380,283	880,400	—	145,261	905,157	733,458
受入利息	1,525	4,249	—	—	—	—
繰越現預金	715,858	1,208,577	10,000	1,306,067	1,962,831	139,408
什器売払代	—	—	15,000	13,018	20,000	6,218
保管品売払代	—	—	1,741,000	1,542,542	—	4,247,363
輸入諸掛収入	—	—	—	101,068	—	3,044
貸付料	29,529	50,633	—	—	—	—
手数料	—	18,014	—	—	—	—
雑収入	3,140	50,210	14,000	203,482	10,000	190,132
一般会計より受入	—	—	1,690,077	1,690,077	—	—
合 計	1,130,335	2,212,082	3,470,077	5,001,515	2,897,988	5,319,624

(二) 公団の清算

昭和二二年四月以来設立されてきた公団は二三年度には一五を数えるに至ったが、二四年度から整理期に入り、二五年度末にはすべての公団が解散された。政府関係機関予算として国会に提出された公団予算も、二六年度予算をもって終りを告げた。各公団は解散時には多かれ少なかれ未回収債権および未払債務を抱えていたが、債権を回収しこれを確実化して国へひき継ぐことが債務を整理することともに公団清算の主な業務であった。

前述のように、二六年度予算に計上された基本金および剰余金の一般会計への繰入れは、大部分二七年度に繰り越され、一般会計歳入に繰り入れられた。すなわち、二七年度一般会計歳入予算には、公団出資回収金六三億九四〇〇万円、公団納付金五九億四六九四四〇〇〇円が計上され、その決算額はそれぞれ、六三億九四〇〇万円、五八億五三〇五万余円であった。

なお、各公団の資産は清算の結了をまって国庫にひき継がれたが、引継債権等の整理収入（引継債権および引継物件の整理収入、公団共有船舶の管理および処分収入）は、昭和二五年度以降、順次整理の進捗にしたがって一般会計歳入に繰り入れられた。その実績は、二五年度二億〇九三万余円、二六年度一七億三五六〇万余円、二七年度一三億一八四七万余円、二八年度四億三六六三万余円であり、その後もひき続き残余財産の整理がすすめられた。

- (1) 「公団役職員の給与取扱要領」昭和二二年二月二八日閣議決定（大蔵省資料Z六二〇一四六）。
- (2) 「昭和二三年度概算推計（二二、一一、一八）」（大蔵省資料Z五〇一一一四）。
- (3) 「昭和二三年度公団交付金予算額調」（大蔵省資料Z五〇一一一九）。
- (4) 「昭和二三年度追加予算総合表（二三、一一、二九）」（大蔵省資料Z五〇一一二〇）。
- (5) 大蔵省資料Z五〇一一二六。なお大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第五卷、三七九—八一ページ参照。

- (6) 同前。
- (7) 同前。
- (8) 大蔵省資料Z五〇八一八(前掲書、第五卷、三九四ページ所収)。
- (9) 「昭和二四年度総予算案(二四、三、二二)」(大蔵省資料Z五〇一一二八、前掲書、第五卷、四〇〇—二〇二ページ参照)。
- (10) 『国の予算』昭和二四年度、三八ページ。なおこの計数には、石油配給公団の昭和二四年度経費を一般会計から受け入れた一億三五〇〇万円が含まれている。
- (11) 「公団予算について」(大蔵省資料Z五〇一一三三)。
- (12) 大蔵省主計局『昭和二四年度決算の説明』を参照した。
- (13) 「昭和二五年度予算編成方針」昭和二四年八月六日閣議決定(大蔵省資料Z六二〇一七五)。
- (14) 「政府関係機関昭和二五年度予算説明」(大蔵省資料Z五〇一一五二)を参照した。

第四節 公団資金の諸問題

一 基 本 金

公団に対する政府出資金に相当するものは基本金と称された。基本金は全額政府出資であるが(各公団法第三条)、その用途は各公団の定款の規定をもって制限され、多くの場合、什器備品その他公団が所有することができる固定資産の取得および常備在庫品の購入以外の目的に使用することはできない。そしてその用途については経済安定本部総務長官の承認を受けるものと規定されている。したがって当初の基本金は公団資金としてはあまり大きな意味はもっていないかった。

表1-14は各公団の基本金の推移を示したものであるが、基本金当初額の最も多い公団は船舶公団および配炭公団(三億円)で産業復興公団(二億円)がこれに次いでいる。配炭公団以外の配給公団のなかでは食糧配給公団(八〇〇〇万円)、肥料配給公団(六五〇〇万円)、石油配給公団(六〇〇〇万円)等の順になっている。なお石油・肥料・石炭の三配給公団および繊維・原材料の二貿易公団の場合は、二二年度中に当初基本金の一部が減額されている。

二四年度からは船舶公団および肥料・油糧の二配給公団の基本金について、それぞれ五三億九七〇〇万円、三二億七八〇〇万円、二五億一六〇〇万円の大増資がおこなわれた。これは二四年度から復興金融庫(以下「復金」と略称することもある)の公団に対する融資が停止されるに至ったため、前記三公団に対して一般会計より追加出資がお

表 1-14 公 団 基 本 金 推 移 (単位 千円)

公 団 名	設 立 当 初	途 中 増 減 (年 度)	最 終
整 給	30,000	—	30,000
配 給	30,000	—	30,000
食 糧	80,000	{ 50,000 (23年度) 50,000 (24 ≧) 90,000 (25 ≧)	270,000
肥 料	65,000	{ Δ 15,000 (22 ≧) 3,278,000 (24 ≧) 5,000 (25 ≧)	3,333,000
飼 料	10,000	—	10,000
食 料 品 配 給 ^{a)}	40,000	—	40,000
油 糧 配 復 興	10,000	2,516,000 (24年度)	2,526,000
産 業 復 興	200,000	—	200,000
石 油 配 給	60,000	Δ 30,000 (22年度)	30,000
配 炭	300,000	Δ 100,000 (22 ≧)	200,000
鉄 工 品 貿 易	15,000	—	15,000
織 維 貿 易	30,000	Δ 10,000 (22年度)	20,000
食 糧 貿 易	15,000	—	15,000
原 材 料 貿 易	20,000	Δ 5,000 (22年度)	15,000
船	300,000	{ 5,397,000 (24年度) Δ 5,162,912 (25 ≧) Δ 400,000 (26 ≧)	134,088

(注) Δ 印は返納金, a)は昭和25年4月1日に油糧砂糖配給公団となる。

円が増額されたが、二五年度においてもさらに九〇〇〇万円が増額され、二六年度末には二億七〇〇〇万円に達している。

二 運 転 資 金

(一) 復興金融庫借入金

公団資金の大半を占めるものは、公団取扱物資の買取りに必要な運転資金であった。この資金は貿易公団を除く各公団法第三条に、「公団の運営資金は必要があるときには復興金融庫から借入れるものとする。」と規定されており、当初から事業運営資金は、復興融資を予定していた。公団の運転資金を復興が供給する点については、設立当初日本側は各公団の前身である営団、統制会社等が運転資金を市中金融に依存していたため、公団資金源が政府資金一本に限定されると市中金融機関の優良貸出先が奪われること、資金の効率性が失われることなどの理由から市中融資を要求したが、司令部は公団の資金は政府資金によってまかなわれるべきであるという考えを変えず、結局各公団法にその旨が規定されたという経緯がある。この経過については、本財政史第一二巻「金融政策」編の「公団金融問題」に詳述されている。⁽¹⁾

各公団では取扱品ごとに、毎旬の買取見込みを立てて資金計画をつくり、経済安定本部、復興、日本銀行等の査定によって、借入金の枠が定められた。その枠の限度内で手形による融資を受けたのである。公団の買取代金はこの借入金から支払い、売戻代金(回収金)はすべて借入金の返済に充当された。

復興の公団への融資については、本財政史第一二巻「復興金融庫」編にくわしく述べられているが、復興融資は⁽²⁾

こなわれたものである。この追加出資は公団の平均的な運転資金所要額は自己資金によってまかなうという方針のもとにおこなわれたものであり、これに伴って定款による基本金の使途制限は緩和された。なお船舶公団への出資金は清算の過程で二五年度五一億六二九一万円余、二六年度四億円が返納されている。こうして二四年度以降は基本金も当初の規定と異なり公団資金の一部に加えられるに至った。

食糧配給公団においては当初基本金八〇〇〇万円と定められたが、当公団が使用中の什器備品は総額三億円と見積もられ、当初基本金をもっては到底まかないえないので、什器類の大部分は旧地方食糧営団より貸借しており、常備在庫品の購入にも配給代金の一部を流用する状況であった。そのため基本金は二三年度と二四年度にわたって各々五〇〇〇万

表 1-15 復興金融金庫の公団融資年度末残高 (単位 百万円)

公 団 名	昭 和 22	23	24	25
整 船 興 給 炭 給 給 給 給	3,446	2,798	1,998	—
格 復 配	1,331	8,145	7,122	—
業 油 配	1,027	897	897	651
産 石 配	1,160	—	—	—
肥 料 配	7,170	760	760	—
食 糧 配	3,132	—	—	—
食 料 品 配	147	800	—	—
飼 料 配	289	4,462	—	—
油 糧 配	55	0	—	—
酒 類 配	415	811	—	—
合 計	24	—	—	—
	18,199	18,181	10,777	651

出所：主計局『昭和25年度決算の説明』、321ページ。ただし、昭和22年度は『昭和
財政史—終戦から講和まで—』第12巻「金融(1)」、669ページ。

産業復興公団と船舶公団の二公団に対しては設備資金供給を主としたが、その他の配給公団は取扱物資の買取資金を復金借入に依存したので、運転資金の供給に限られた。表1-15にみられるように、二二年度には先発六公団とくに配炭・価格調整・肥料配給の三公団の資金需要が大きかったが、二三年度に入ると船舶公団が計画造船を積極的に進めたので、同公団への設備資金の需要が増え、また農林関係四公団の運転資金借入れも増加した。しかし公団への復金融資は二三年度からは抑制され、同年度末をもって復金からの借入れは停止された。したがって二四年度以降復金からの新規借入れはなくなった。

(二) 公団認証手形制度

各公団の所要資金は二二年から二三年にかけて、急速に膨張する傾向をみせた。貿易公団を除く公団の復金借入金はずでに二二年末までに復金融資総額の三一%に当たる一三五億円に達し、年度末までに既設公団だけで融資見込額は二二六億円、新設公団を含めれば二八九億円に達する見通しであった。しかも一般産業資金の需要も多く、これがため復金融資は巨額になり、財政資金の圧迫、インフレーションの高進が顕著となっ

た。こうした状況のもとで、公団の資金源として市中資金を活用すべきであるとの考え方が、新設公団の発足を機として再び政府部内に高まってきたのである。

当時新設公団は二三年二月二〇日業務開始を目途として設立準備が進められていたが、第二国会に提案されていた復金増融資案一五〇億円の範囲内では新設公団の所要資金をまかなう余裕はなかった。二二年度第四・四半期の復金融資計画は右増資の枠内で実施されることになるので、復金は新設公団に対して全く融資ができないのみならず、既設公団についても最小限度の融資にとどめねばならなかった。そこで復金の公団に対する融資をいかにして削減するかが問題となったのである。

これについて大蔵省は、二三年二月早々、「公団資金所要額が巨額に上り、新設公団の発足を機として今後一層の復金貸出の増嵩が予想せられるので、公団資金を復金借入金一本で賄う従来の方法を改め、極力市中金融機関よりの資金調達によることとし、復金としては固定的資金等で直接融資することが已むを得ないものに限定する⁽³⁾」とする公団の運転資金調達方法の改善方針をうち出した。そしてその具体的な方法として、公団法を改正しない方法と公団法の改正による方法の二つの場合の得失が検討されている⁽⁴⁾。前者については、①公団は商品、資材の買付代金支払いのため公団振出しの約束手形を交付すること、右手形の所持人は取引銀行において割引融資を受けること、②公団に商品、資材を売渡した者は自己宛の約束手形を振り出し、公団は之に対し手形期日に支払いをする旨の証明をおこなうこと、③いずれの場合においても銀行の割り引いた手形は日銀再割引適格手形とするほか、銀行の手形に対する信用を深めるため、手形決済が期日に確実におこなわれるよう、大蔵省、日銀および復金において万全の措置を講ずることを具体的に明確にすること、とする方策が考えられた。また後者については、公団法の改正によって、①復金以外の金融機関からの借入れの途をひらくこと。②公団が短期債を発行しうること、の二方策が考えられるとされた。

政府は右の二つの改善策をもとにして公団運転資金に関して司令部と折衝を続けた。その結果三月に至り、公団法を改正せず公団手形によって資金を調達することが承認された。そこで二三年三月一六日、次のような銀行局長通牒が発せられた。⁽⁵⁾

公団認証手形による融資に関する件

公団に商品又は資材等を引渡した業者に対する代金決済に関し今般別紙要領により公団は引渡人振出の約束手形に認証を為し引渡人は之によつて取引銀行に於て融資を受ける方法を採用することとなつた。本手形による融資は公団が売渡代金の迅速なる回収を図る外方一資金に不足する場合は復興金融庫より融資を受けて必ず期日迄に引渡人に支払を為すことにより確実に決済せられる措置が講ぜられているものであるから左記諸点御諒承の上その円滑なる運営に御協力願いたい。

追つて本制度は差当り新設の食糧、酒類、飼料、油糧及び食料品の五公団について実施しその具体的な取扱手続については別途各公団より連絡せしめることとするから併せて御諒承願いたい。

記

- 一、公団認証手形による融資は産業資金融通準則上の「甲の二」扱いとす。
- 二、右手形による融資は短期且つ回収確実であるから原則として融資の申込に応ずるようになせられたい。
- 三、本制度の円滑なる運営を図るため融資は原則として継続的に実行せられたい。
- 四、日本銀行は右手形を担保適格手形として優遇することになつてゐる。
- 五、右手形による融資の結果引渡人の金繰りに余裕を生ずるような場合には之を既融資の回収に引当てるか又は預金に据置くらう指導せられたい。
- 六、右の外本制度による運営に関しては日本銀行と緊密なる連絡をとられたい。

また公団と公団に商品または資材を引き渡した者との認証手形による取引決済は、次の要領によるものとされた。

公団取引決済要領

一、公団と公団に商品又は資材を引渡した者（以下引渡人という）との取引決済は別段の定めある場合を除き、本要領の定めるところによる。

二、公団が商品又は資材を質入れた場合において引渡人は、次の如き約束手形を振出すものとする。

振出人	引渡人
受取人	引渡人の取引銀行
支払期日	各公団別に回転期間により決定するが、最長六十日とする。
支払地	引渡人取引銀行所在地
支払場所	引渡人取引銀行

三、左の場合には、前記二の方法によらないことが出来る。

- (1) 引渡人が政府、公団及び閉鎖機関である場合
- (2) 前号の外已むを得ない事情がある場合

右の場合に於て必要があるときは当該金額につき公団は復興金融庫より融資を受けるものとする。

四、引渡人は、右手形に公団（支部等下部機構を含む）の認証を受けるものとし、公団は、右認証を無手数料で行う。

公団は、右手形の認証に当つては、手形期日、公団における売却代金の回収期日等に総合的な配慮を加え正常な取引の範囲内において行うことが必要である。

認証は、公団の引取事実の確認並に証明であつて、公団は認証によつて右手形（以下公団認証手形という）の関係人となるものではない。

認証は、左の如き形式とし、手形表面（右肩）に押捺し責任者（公団経理局長、部長、課長等）之に捺印するものとする。

（形式省略——引用者）

表 1-16 価格調整公団認証
手形残高
(単位 千円)

年 月	月 末 残 高
23年 6月	860,829
7	2,316,745
8	4,070,362
9	5,285,704
10	6,391,730
11	7,142,981
12	8,671,238
24年 1月	9,081,861
2	9,056,902
3	8,936,457
4	9,162,195
5	8,998,979
6	9,280,669
7	8,469,551
8	7,114,240
9	6,466,155
10	5,998,400
11	4,603,826
12	3,377,695
25年 1月	2,335,904
2	1,380,671
3	624,839
4	435,754
5	222,196
6	189,188
7	176,625
8	197,090
9	222,087
10	179,398
11	228,013
12	187,630
26年 1月	65,152
2	15,311
3	15,311
4	15,311
5	13,474
6	12,574
7	12,574
8	12,574
9	4,250
10	0

出所：『価格調整公団史料』、
275ページ。

公団とくに配給関係公団の所要運転資金は認証手形制度の創設により大部分が市中より調達されるようになった

(四) 公団法改正による資金調達

例としてあげておこう(表1-16)。

認証手形の発行の推移について、全公団の資料が入手できないので、ここでは価格調整公団の認証手形残高状況を

例としてあげておこう(表1-16)。

として認証手形を活用した。

認証手形の割引料は全国同率とされ、当初は日歩二銭であったが、二三年七月から二銭六厘となった。

認証手形は全公団共通のことであり、銀行の不信を買うようなことがあっては、公団の事業運営に支障をきたすことになるので、前述の銀行局長通牒でもその信用維持については特別の考慮が払われていた。公団は毎旬、認証手形報告を復金に提出して、公団の手形決済資金不足の場合の融資に便利であるようにし、他方公団はつとめて手形期日前の回収に力をつくし、手元の許すかぎり、手形期日前の決済をおこなった。そのため銀行側でも、認証手形は確実に決済せられるものと認め、その割引をいとわなかった。この手形制度は円滑に進展した。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

例としてあげておこう(表1-16)。

が、なお政府に対する支払いなど資金ないし取引の性質上認証手形によりえないものや認証手形決済のため、復金に依存するものが少なくなかった。そのため、復金の公団に対する融資残高は依然として多く、二三年末に九三億円に上り、二四年に入っても公団の資金需要は漸増する傾向を示し、二三年度第四・四半期の借入金需要額は農林関係五配給公団だけでも七一億円に達するものと見込まれていた。このような公団の資金需要によって、復金の負担もさらに増加するという状況にあった。

しかし、経済九原則の指令を機とする財政金融政策の転換によって、公団資金を復金借入れに依存することは難しい見通しとなってきた。二三年末以来「九原則」に沿う施策の立案は着々と進められ、復金融資の抑制は政策転換の大きな柱であった。復金の公団への融資については、二四年一月二二日の「総合施策大綱」⁽⁶⁾では復金融資全体を政府出資と復金債の消化可能な範囲内で設備資金の供給にとどめるといふ方針をうち出して、運転資金を削減する方向を示していたが、さらに二月一五日の「九原則に伴う金融政策」⁽⁷⁾では、大蔵省は「運転資金については、必要やむを得ざる場合に保証を行うに止め、公団法を改正して公団の運転資金も全部市中融資にらしめることとする。」という具体的施策を示している。公団法の改正によって全面的に公団資金を市中金融に求めようとする金融方式は、すでにこれより前から経済安定本部でも具体的方式が検討されていたのであるが、その方針が大蔵省でもとりあげられたものと思われる。安定本部で作成されていた公団金融方式の具体的内容は、次のようなものであった。⁽⁸⁾

配給関係公団に対する金融方式の改訂について(二四、二、一〇 財政金融局)

第一 現状及改訂の理由(省略——引用者)

第二 金融方式改訂の要領

一、方針

- (1) 公団法を改正し公団に対して直接市中金融機関より資金の供給を図り、現行公団認証手形制度は之を廃止する。
- (2) 公団の配給統制方式、経理の改善合理化により完全な市中融資を期待し得る迄の過渡的措置として特定のものに限り復興金融金庫の保証を考慮する。
- (3) 右に対応して公団の政府機関に対する支払延納制度を改正し、政府機関と公団相互間の資金負担の限界を合理的且明確にする。
- (4) 公団の国家公共的性格に鑑み、本措置の運用について政府及日本銀行の指導調整を強く行うと共に、一般に公団経理の合理化を図り資金の効率化に努める。

二、実施要領

- (1) 市中金融方式の改訂
 - (イ) 公団の商品又は資材の買入について買入先に対する公団振出の約束手形又は公団引受の為替手形により決済する途をひらき、右手形の所持人は自己の取引先銀行に於て右手形の割引を融資規制上優先的に受け得ることとする。
 - (ロ) 右手形の割引については要すれば日本銀行の融資斡旋を活用すると共に政府が特に必要と認めるものに限り当分の間復興金融金庫の支払保証を附することとする。
 - (ハ) 公団の政府機関に対する支払資金の借入についても要すれば日本銀行の融資斡旋により支障ないよう措置するものとする。
- (ニ) 公団と公団の売却先卸売業者又は小売業者との取引については配給手形の活用を図るものとする。
- (2) 政府機関に対する代金決済の合理化
 - (イ) 公団の政府機関よりの商品又は資材の買取期日は当該商品の配給計画が確定し特に輸入品については放出許可のあった後とし、それ迄の資金負担は政府機関が負う一方、配給計画確定後、代金回収迄の資金負担は公団が負うものとし、相互の資金負担の限界を合理的ならしめる。

(四) 公団の政府機関に対する代金決済延納期限は可及的に短縮することとする。

右の金融方式改訂案は、公団が手形関係人とはならない従来の認証手形制度に代わって、公団自ら振り出す約束手形または公団引受けの為替手形による決済の途をひらき、この手形に日銀の融資斡旋あるいは復金の支払保証を付して市中金融機関から資金の供給を受けようとしたものであった。しかし、公団資金を全面的に市中金融に頼ることに ついては、政府機関としての公団の運営が市中金融機関の利害に動かされると主張する司令部の承認を得ることは困難であった。そのうえドッジ・ライン来日後、司令部が日本側に示したいいわゆるドッジ・ラインの柱の一つには復金の新規貸出しの停止がうち出され、公団の復金からの新規借入金も全く期待できない見通しとなった。ドッジ・ラインに沿って決められた復金の二四年度運営方針からすれば、公団は復金から新規借入れができないのみならず、既借入金についても漸次返済しなければならぬことになり、ために認証手形制度さえも円滑に運用できなくなる事態が憂慮されるに至った。

こうした事態に対処するため、経済安定本部では公団の一時借入金によってつなぎ資金を調達しようという案が考えられていた。⁽⁹⁾この案は「公団の一時借入金の暫定措置に関する法律」を制定し、配給六公団については経済安定本部総務長官の認可を受け、国から一時借入金をおこなえるようにすること、国が公団に対して貸付けをする場合は国庫余裕金の運用の形式による、という措置を講じようとするものであった。しかし国庫余裕金の運用については司令部との折衝が進捗しないこともあって、この法律案は実現しなかった。

こうして、公団法の改正による資金調達方式については、政府部内で検討が続けられてきたが、二四年度以降復金の新規貸出しの停止が確実になったため、まず、運転資金の借入先を復金に限定している公団法を改正することが必要となった。そこで第二節にも述べたように、二四年五月三十一日法律第一七一号によって、六配給公団(食料品・飼

料・油糧・食糧・肥料・配炭)法を改正し、各公団法第三条三項を「公団の運営資金は、必要あるときは借入金をすることができ」ものとされた。

(五) 預金部資金への転換

公団法の改正によって六配給公団は復金以外からも運転資金を借り入れることができるようになったが、公団自らが手形関係人となって市中金融から融通を受ける方法については、依然として司令部の了承を得られなかった。

他方、大蔵省はドッジ・ライン実施によって逼迫した市中金融の金詰り対策として、多額の余裕金を未運用のまま抱えている預金部資金の活用を検討し、司令部と折衝を始めた。この折衝の経過については、本財政史第一〇巻「資金運用部資金」編に述べられているが、⁽¹⁰⁾折衝の結果、農林関係五公団の運転資金として二四年度に九〇億円を預金部から融資することが二四年七月五日に承認された。預金部による公団融資の条件は証書貸付けによる二カ月以内の短期融通、利率は日歩二銭六厘と定められ、七月から油糧公団に四五億円、食料品公団に三〇億円、飼料公団に七億三三〇〇万円の融資限度額を設定して短期融資が開始された。さらに肥料および食糧両公団には九月以降融資がおこなわれるようになった。預金部からの融資は公団の新規資金需要に應ずるのみならず、公団が復金から借入れしている資金を肩代わりする分をも加えることが計画されており、この肩代わり分についても司令部の了解を得て、八月から油糧・食料品・食糧および飼料の四公団に対し、九〇億円とは別に四一億一四〇〇万円が復金借入金の償還資金として融通された。

ところで、司令部は復金資金の預金部資金への切換えを認めるに際して、認証手形制度の廃止を強く要求した。農林関係五公団については、次のような論拠に基づいてその所要資金を全額預金部より融資すべきであるというのが司令部経済科学局の主張であった。⁽¹¹⁾それは、

表 1-17 預金部資金の公団融資残高 (単位 百万円)

年月末 公団名	24. 9	25. 3	25. 9	26. 3
食糧配給	800	4,800	4,000	2,500
食料品配給	3,870	7,248	—	—
油糧配給	6,232	4,717	14,432	6,199
肥料配給	—	2,424	6,340	2,500
飼料配給	955	928	—	—
合計	11,857	20,117	24,772	11,199

出所：主計局『昭和24年度決算の説明』、43ページ、同『昭和25年度決算の説明』、322ページ。

- (1) 公団は政府機関であって、政府機関は市中から金融を受けるべきではない。
 - (2) 預金部に資金の余裕がある限り、まず政府の所要を充足すべきである。
 - (3) 預金部はこれによってその経理を改善することができる。
 - (4) 市中金融機関の認証手形資金は解放せられて市中金融を豊かにする。
日本側は、復金の貸出停止によって復金からの借入れが不可能になった場合には、認証手形制よりさらに進んで公団自らを手形関係人にして市中金融に依存しようと考えていたのであるから、認証手形制度の廃止は全く反対の方向であった。日本側は認証手形制度の存続を強く求めて、
- (1) 公団は政府機関ではあるが、その業務の態様は通常の商取引と何等異ならず、所要資金を商業金融に依存することはむしろ当然と考える。
 - (2) 公団機構は一時的なものであり、近く廃止せらるべきことが予想されている。いま認証手形を廃して市中金融と縁を切ることは、公団廃止の際の金融上の摩擦を強める。認証手形による借入金程度の程度は今日の普通の取引においては業者として当然ありうべき借入金であって、いまこれを一時解消しても、公団廃止と同時にたちまち必要となる借入金である。公団廃止によって認証がなくなれば、業者の借入れが容易でなくなる場合も起こりうるが、少なくとも銀行の金繰りからいって、認証手形制度を続けておいた方が公団廃止の際の金融の切換えを円滑にすることは疑いない。
 - (3) 預金部資金は安定した貯蓄性の資金であって、建設的な長期の資金として運用すべきである。しかるに公団に対する預金部融資によって市中金融機関から解放される資金は短期の資金である。単に銀行の手元を緩めるといっただけではなく、資金の効率的運用を期すうえからは、認証手形制度を預金部融資に切り換えることは適当ではない。

この結果、配給公団の認証手形制度は二四年九月から原則的に廃止されることになった。この制度の廃止に伴って二五年度にも存続を予定されていた油糧・肥料の二配給公団については、前述したように一般会計よりの出資金を追加する措置がとられたほか、農林関係五公団については預金部資金の余裕金をもって所要資金をまかなうこととなった。

公団運転資金の預金部からの借入れは、最初配給公団のみに限られていたが、第二節でもふれたように昭和二四年一二月には「価格調整公団法」、二五年三月には「産業復興公団法」も改正されて、これら二公団も預金部から運転資金を借り入れることができるようになった。こうして復金融資が停止されたのちは、大部分の公団の運転資金は預金部融資に切り換えられることになったのである。預金部の各公団への融資残高を示すと、表1-17のとおりである。

三 公団廃止に伴う滞貨資金

昭和二四年度以降公団は整理期に入り、石油配給公団を最初にしてほしいに解

散されることとなった。ところが、解散時に滞貨あるいは売掛金を多く抱えている公団にあっては、売掛金の回収および滞貨処理のために必要な運転資金が大きな問題となった。

(一) 配炭公団に対する資金措置

解散時に多額の資金不足を抱えていた公団は配炭公団であった。配炭公団は二四年に入って石炭の需給関係が著しく緩和された。そのため同公団は六月までに二八〇万トンの貯炭をかかえ、売掛金も二〇七億円に達する状況となった。二四年度に入って同公団の廃止時期は二四年度末と定められたが(六月七日法律第一九九号)、関係業者の金詰りの影響を受けて滞貨と炭代未収金が増加して資金状況が悪化したため、廃止時期は九月末に早められることになった。そこで公団廃止に伴って生じる資金的措置が問題となった。同公団の認証手形決済資金その他の所要資金は八月から一月までに五一二億円に上り、これに対して政府よりの未収補給金、炭代予定収入を差し引いてもなお一五六億円の資金不足が生ずる見通しであった。⁽¹³⁾

そのため関係各省では配炭公団を廃止する前に手形決済を促進するための金融措置が検討されたが、事前措置として石炭販売業者制度を実施することとして、八月一六日、次の措置が発表された。⁽¹⁴⁾

配炭公団のCIF売渡制実施に伴う金融措置(二四、八、一六大蔵省発表)

一、配当公団廃止の事前措置として八月十六日より全国各地に於て登録した販売業者が配炭の業務を行うことになったが(公団の機能停止迄は販売業者は配炭公団のみより買炭し、配炭公団と併存して配炭業務を行う)公団に対する販売業者の炭代決済方法は左記による。

- (1) 販売業者の配炭公団に対する決済資金は公団証明手形による。
- (2) 販売業者の支払は旬末締切十日払とする。

- (3) 正式請求書作成未完了の場合に於ても旬末締切十日目に於て九割の概算払を行い、請求書作成後精算を行うこと。
- (4) 旬末締切十日後に支払不能の場合には日歩五銭の延滞利子を前払する場合に限り更に十日間の猶予を認めることができるものとする。

右の利子は代金支払と同時に精算する。

- (5) 十日の猶予期間内に代金を支払わない場合には爾後荷渡を停止すること。

二、生産業者と販売業者との決済に付ては商業手形による。

三、販売業者と需要者との決済に付ては工業手形によるものとし、工業手形によらない場合に於ても需要者との間に売買契約の成立している場合には金融上特別の考慮を払う。

四、配炭公団の機能停止後は販売業者が生産業者より買取ることになる所、正常な貯炭の為必要な資金に付ては金融の円滑化をはかること。

五、以上の金融に付ては日銀に於て資金的援助を行うものとし

- (1) 工業手形は努めて再割を行い又は適格担保とする。
- (2) 公団証明手形は努めて適格担保とする。

六、公団認証手形は期日通り決済される様左の措置をとる。

(一) 公団売掛金回収の確保

- (1) 配炭公団は既定の回収強化要領に従い売掛金の回収を厳格に実行し、延滞利子の徴求を確実にを行うこと。
- (2) 売掛先に対しては個別に通産省等よりも支払促進を慫慂すること。
- (3) 売掛先に対する日銀の融資斡旋を強化すること。
- (4) 回収強化に便ならしめる為売掛を極力需要者の本社に集中し、配炭公団は本社より直接回収を行うこと。
- (5) 国鉄及進駐軍向売掛は極力早期に回収すること。

- (一) 配炭公団廃止時期の繰上
 - 配炭公団買取停止の時期は一応九月末と予定されているが今後の状況により極力十日程度の繰上を考慮すること。
- (二) 配炭公団の貿易特別会計に対する支払延期
 - 貿易特別会計の金繰を考慮し且認証手形の決済上已むを得ない場合には配炭公団の同会計に対する支払の延期を考慮すること。
- (三) 十月に繰越される配炭公団の炭代精算金(二十億円の見込)に付ては十月に現金払を行わず公団認証手形による方法を考慮すること。
- (四) 公団滞貨の消化促進
 - (1) 進駐軍用冬場需要六十八万屯に付ては繰上購入及代金(約二十億円)の早期支払を要請すること。
 - (2) 北海道暖房用炭の繰上購入及代金の早期支払を考慮すること。
 - (3) 輸出を極力促進すること。
- (五) 復金融資の活用
 - 復金より配炭公団に対する融資は
 - (1) 差当り一定金額に止めるが
 - (2) 船舶公団、産業復興公団及価格調整公団も復金以外より借入れ得る旨の法律案を特別国会に提出し、通過の上は預金部資金により右貸付を肩代りせしめ、之を資金源として復金より配炭公団に融資せしめること。

この金融措置は公団廃止の時期を予定の九月末からさらに繰り上げることを決めていたが、司令部の承認を得て同公団が廃止されたのは九月一日であった。

これ以降同公団は清算に入ったが、翌二五年に入っても依然として滞貨は処理されず、二五年二月現在の商品売掛金代金残高は八〇億円となっていた。このうち回収しうる見込みのものおよび全く回収不能に帰するものを除き、残り三六億一四〇〇万円については預金部資金からの融資を受けることになった。この資金を債務者に貸し付けて公団の売掛金を回収し、公団はこの回収金をもって認証手形の弁済に当たったのである。

こうした金融措置にもかかわらず、配炭公団は清算を終結する段階で多額の損失を生じさせた。これは貯炭が長引いたため品質低下が起り、このための値引きによる損失と代金回収不能による損失であるが、この損失は二五年度予算で一般会計からの交付金により補填された。このことについては第三節すでに述べたとおりである。

(二) 貿易公団の滞貨処理資金

貿易公団もまた二四年度に入って滞貨が急増し、解散に際しては滞貨処分が大きな問題となった。四貿易公団のうち原材料および食糧の二貿易公団はすでに二四年三月末をもって廃止されたが、鋳工品および繊維の二貿易公団が二四年度に入っても政府貿易に伴う業務を継続していた。ところが、二四年度におけるポンド切下げ等に伴う世界市場の変動と、従来のやや放漫な輸物資の買上げおよび緊急性のうすい商品の輸入等により、両公団とも滞貨は増加した。とくに公団廃止時期を控えて滞貨は急増し、二五年三月末日現在における滞貨は、鋳工品貿易公団では二二億五千万円、繊維貿易公団では四三九七万余円に達していた。しかも在庫の処分については両公団とも長期保管による品質低下、流行おくれ、内外市場の市況状態からして困難が予想された。また貿易公団は運転資金を貿易特別会計より借り入れているので、貿易公団の滞貨増大は直ちに貿易特別会計の収支に影響を及ぼすことになる。そのため財政面からも貿易公団の滞貨処理は必要となった。⁽¹⁵⁾

政府は貿易公団の滞貨処理のために預金部資金を当てることにし、預金部資金の市中金融機関への預託という形で滞貨資金を調達した。すなわち貿易公団の異常滞貨引取りおよび未収金の回収を促進するため、金融機関が融資をお

こなつた場合には、その金融機関に対し一五〇億円の枠内で預金部資金を預託しうることが二五年三月二四日の預金部審議会で決定され、公団の清算に当たつて滞貨処理資金が供給されることになつた。⁽¹⁶⁾

両公団は二五年度以降清算に入り滞貨処理に当たつたが、鉱工品貿易公団は清算最終時に一六億九〇〇七万円余の損失を生じ、この赤字は二六年度に一般会計から補填された。

- (1) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第二卷「金融(1)」、二〇七—二一〇ページ。
- (2) 同前、六六五—七〇ページ。
- (3) 銀行局復興金融課「公団運転資金調達方法の改善について(二三、二、二)」「大蔵省資料Z五二六一—二一五」。
- (4) 同課「公団に対する復金融資を最小限度に止める方法について(二三、二、五)」「同前」。
- (5) 「公団認証手形による融資に関する件」昭和二三年三月一六日蔵銀第一九一号(同前)。
- (6) 大蔵省資料Z五二六一—五一九。
- (7) 大蔵省資料Z五二六一—五一一〇。
- (8) 大蔵省資料Z五二六一—九一三三。
- (9) 経済安定本部財政金融局「公団の運営資金調達に関する件(二四、四、三二)」「大蔵省資料Z五二六一—五一一四」。
- (10) 前掲書、第一〇卷「資金運用部資金」、八一—、八三—六ページ。
- (11) 預金部資金課「公団認証手形制度を預金部融資に切り扱えることについて(二四、八、一二)」「大蔵省資料Z五二六一—一〇一七」。
- (12) 同前。
- (13) 大蔵省資料Z五二六一—九一三二。
- (14) 大蔵省資料Z五二六一—五一一七。
- (15) 『国の予算』昭和二五年度、七四〇—四四五ページ。
- (16) 前掲書、第一〇卷「資金運用部資金」、八四四—八四五ページ。

第二章 公社その他

第一節 日本国有鉄道

一 公共企業体への改組

わが国の国有鉄道事業は明治以来国の直轄事業として特別会計で運営されてきたが、昭和二四年六月一日以降「日本国有鉄道法」(昭和二三年一月二〇日法律第二五六号)によって新たに設立された公共企業体「日本国有鉄道」(以下「国鉄」と略称することもある)がこの事業の経営主体となった。現業官庁から公共企業体への改組は、直接には昭和二年七月二二日付の公務員の労働運動に関するマッカーサー元帥書簡に基づいたものであるが、これ以前に日本側でも国有鉄道の組織再編は問題にされていた。

(一) 行政組織の再編と国鉄改革案

国有鉄道の組織とくに経営形態に関する検討は、憲法改正に伴う行政組織原則の変革によって運輸省の再編成が問

題となったときに重要課題としてとり上げられた。

昭和二十一年一月三日に公布された新憲法では、旧憲法のもとの天皇大権に基づく行政組織原則は全面的に変革され、「行政権は内閣に属する」(第六五條)ものと明示された。そして新憲法下での新しい行政組織原則に基づく法体系を整備することとなった。まず行政組織の基本法として立案された法案は「行政官庁法」であった。同法は従来勅令で制定されていた「各省官制通則」に代わって行政官庁の組織・権限等を法律で規定したものであるが、実質的な組織再編を一度におこなうことが困難であったため、立法の過程で同法は各省事務組織の再編を後に持ち越して、憲法発効日から一年を限り、従来の官制組織を継続させるという内容の暫定法とされ、第九二議会で成立した(昭和二十二年四月一八日法律第六九号)。そのため、行政組織に関する恒久的基本法と各省庁の事務組織を定める設置法の立案が早急に必要となり、各省は二十三年五月二日までに従来の官制組織を法律による組織に変えることとなった。

この方針により、運輸省も従来の「運輸省官制」から「運輸省設置法」へ転換するため、組織の再編成を検討することが必要となった。運輸省の再編成については、当時国有鉄道の経営形態に関して政府にも民間にもさまざまな論議が展開されていたので、国家企業の行政からの分離、企業の独立採算制の確立等基本的な問題がこれを契機にとり上げられる状況にあった。「日本国有鉄道百年史」は終戦後に提起された国鉄改革をめぐる世論を次のようにまとめている⁽¹⁾。

その第一は民間払下論であった。この議論はすでに昭和二〇年九月ごろから三菱経済研究所その他おもに民間の研究機関、個人によって主張されてきた。特に財界では、戦時公債の処理を巡って、鉄道をはじめとする通信・専売・簡易保険・造幣・印刷など政府事業を民間に払下げることによって危機を切り抜けようとする議論が強かった。それは、軍事公債を中心とする赤字公債を処理するに当たって経済界の受ける衝撃は一時的にせよかなり大きなものがあり、加えて軍事産業の停止、失業者の増大、

インフレーション進行といった悪条件のもとで経済界を復興させるためには、民間払下げはかなり有効な手段とされた。

特に国有鉄道は、民間会社に払下げれば、この会社の株式と公債との引替えを行なうことにより公債の信用を回復・維持することができる⁽²⁾とされ、政府事業の中でも国有鉄道の払下げが最も注目されたのである。しかし、政府としては国有鉄道をはじめとする政府事業を民間に払下げすることは、非常に大きな影響を経済界に与えることとなるため軽々しく議論を出すことを躊躇した。

国有鉄道当局が、経営形態の特色を検討した結果、むしろ国有によって生ずる弊害を除去し、国有鉄道としての長所を發揮させることこそ、国有鉄道の使命を全うする所以であるという結論に達した。しかも公債処理対策としても、政府事業の払下げによっても赤字公債の消却にはほとんど効果をもたないということが明らかにされたため、民間払下論はしだいに衰えていったのである。

第二は独立採算制採用の議論であった。民間払下論は消えたが、戦時中から強まっていたいわゆる「お役所的」と呼ばれるような経営形態のありかたについては、国有鉄道内外でも深刻な反省が起こってきた。それは占領政策の基本原則として指示された民主化の要求と相まって、新しい企業形態の模索に連なっていた。そしてそこから、政府事業経営の長所を生かしながら、しかも、民間企業的な要素を加味した経営方式を実現しようとする動きも高まってきた。

政府部内では国家企業の経営形態について外国の例を参考としながら研究する気運が高まり、また民間の学者・交通事業経営者の中にも、こうした方向について意見を述べる人も現われてきた。その中で特に強かったのは、独立採算制を実施すべしとする議論であった。

すなわち、従来すぐれた営業成績を続けてきた国有鉄道が、昭和二〇年度の決算において創業以来はじめて赤字を計上し、しかも累年増加の傾向をみせたことは大きな衝撃を与えた。その原因は、戦争遂行のためにとられた特別会計制度の戦費繰入れその他の非常手段にあった。したがってこのような特別会計制度を根本から改変することによって、国有鉄道独自の健全な経営原則を立てることが要求されるに至った。しかも、この赤字の絶対額は、政府がもし補填することになれば、一般会計に多大の負

担をかける結果をもたらすという点も独立採算制実施への強い動機となった。すなわち運賃引上げ・経費の節約によって国有鉄道自らが、赤字解消の努力をなすべしという議論がしだいに強まったのである。

しかし、一般にこの時期までの独立採算制採用の議論は、赤字経済対策の議論でしかなく、根本的な組織のありかたについて明確な理論的根拠に基づいて行なわれたものであるとはいえなかった。

国営企業としての国有鉄道の経営方式について、以上のように民営論から特別官庁論に至る多くの意見が展開されていた時期であったから、運輸省の機構改革に当たって国有鉄道の組織をその中に含めるか否かという点が問題とされた。前述の『日本国有鉄道百年史』は、「従来も運輸省内の鉄道・海運の二総局をみた場合、前者は膨大な現業機関を持っているのに対し、後者は純然たる監督機関であり、そこには全く均衡が保たれず、もし運輸省設置法を制定するならば、鉄道現業部門をはっきり運輸省から切り離すべきであるという議論が大勢を占めていた。それは国営企業の『民主化』という要求とも結びついて、世論の支持するところでもあった。」⁽²⁾と述べている。

ところで、行政組織に関する暫定法として成立した「行政官庁法」は、その後司令部の意見によって「国家行政組織法」と改称され、同法に基づいて各行政機関の組織の実体を定める各省の設置法が立案されることになった。「国家行政組織法」および各省の設置法案は司令部の提案を入れて第二国会に上程されたが、アメリカ流の行政権に対する見解は国会に容れられなかったため、法案は国会で全面的な修正を受けた。⁽³⁾そのため国会での審議は遅れ、「国家行政組織法案」は国会の最終日に大幅な修正を受けてようやく成立した(昭和二三年七月一〇日)。しかし各省の設置法案は修正された「国家行政組織法」の趣旨に沿って書き改めるため、撤回されて次の国会に改めて上程されることとなり、「国家行政組織法」の施行は各省の設置法が成立するまで延期された。各省の設置法には行政機構改革の内容が具体的に規定されるために、法案の国会上程は翌二四年まで持ち越されることとなったが、この時期にマッカーサー元帥の公共企業体設立に関する書簡(昭和二三年七月二二日付)が出されるのである。

一 元帥の公共企業体設立に関する書簡(昭和二三年七月二二日付)が出されるのである。

(二) マッカーサー書簡と国鉄の対応

昭和二三年七月二二日付で芦田均首相に宛てられたマッカーサー元帥の書簡のうち、公共企業体に関する部分は次のようなものであった。⁽⁴⁾

鉄道並に塩、樟脳、煙草の専売などの政府事業に関する限り、これらの職員は普通公職からは除外せられて良いと信ずる。然しながらこれ等の事業を管理し運営する為に適当な方法により公共企業体が組織せらるべきである。而して雇傭の標準方針並に手続を適正に定め且つ普通公職の場合に与えられている保護に代えるに調停仲裁の制度が設けられねばならぬが、同時に、職員に於て、その雇傭せられている責任を忠実に遂行することを怠り、為に、業務運営に支障を起すことなきよう公共の利益を擁護する方法が定められなければならない。

この書簡は、当時官公労を中心にして高まりつつあった労働運動に対し、国家公務員の争議権を認めないという司令部の態度を明らかにして、さきに制定された「国家公務員法」(昭和二年一〇月二二日法律第一二〇号)の改正を勧告し、同時に政府企業である国有鉄道、煙草その他の専売事業について適当な方法により公共企業体が組織されるべきことに言及している。この書簡の趣旨は、国家公務員については争議権はもとより団体交渉権も禁止するが、国有鉄道の職員は国家権力の行使に関係するものではなく単に国営企業の運営に従事しているものであるから、一般に公務員よりは制限を緩和した労働権を与えるほうが企業運営上好ましく、そのためにも国有鉄道の組織を公共企業体という独特の企業組織に変更すべきであるというものであった。こうして国有鉄道の経営形態は労働運動に対する司令部の政策といういわば外的原因から、その変更が要請されることになったわけである。

政府は二三年七月三十一日、この書簡に基づいて政令第二〇一号を公布、国家公務員の争議権・団体交渉権を否認し

たが、国有鉄道の場合には書簡が指示した公共企業体 Public Corporation がどのような組織となるのか、その実態について不明な点が多かった。そのため、運輸当局は司令部民間運輸局 Civil Transportation Section のオグデン W. L. Ogden (Director of Plans Policy & Requirements Division) としばしば会談し、マッカーサー書簡が労働運動だけを問題にしたのか、独立の公共企業体をつくる必要があるか等の問題点を確かめた。民間運輸局は司令部内の法務局 Legal Section、経済科学局 Economic and Scientific Section とも協議したのち、九月はじめには、いったん国有鉄道の職員は労使問題では一般行政職員と別な取扱いとするが、経営組織の改変は絶対的なものではないという結論を出していた。

ところが、九月八日に司令部から次のような指示があつて、この結論がくつがえされたという。⁽⁵⁾

マッカーサー元帥は次のような内容の法律を作つて、できればきたるべき第三回国会に上程し公布施行することを希望する。

- 一 国鉄の従業員は争議権をもたない。
- 二 団体交渉権は与えられる。
- 三 争議権を与えない代わりに調停および仲裁の機関を設けて労使間の紛争の調停と仲裁をする。このうち仲裁機関の決定は労使双方を拘束する。

このため、司令部から、国鉄を運営するための公共企業体を設置する法律、鉄道労使関係に対して調停仲裁をする機関を設置する法律、包括的な運輸監督機関の設置と運輸省の再組織に関する法律、鉄道財産の清算・管理に関する法律の制定が指令され、国鉄が公共企業体として組織されることが至上命令となつたのである。

(三) 「日本国有鉄道法」の制定

七月二二日付のマッカーサー書簡をうけた運輸省当局は、早急に国有鉄道の機構改革案の立案に着手し、七月二九

日には三つの案が作成された。⁽⁶⁾ 第一は内閣直轄の事業官庁として総裁を国務大臣とする鉄道総庁を設置する案であり、第二は運輸大臣監督下の特別法人として国鉄経営を行政から分離し、その経営だけを担当する特別の機関として国有鉄道公庁を設ける案であり、第三は特別の管理機関を有する国有鉄道公社案であつた。政府としては第一・第二案を実現可能なものとして検討していたが、司令部民間運輸局は、国有鉄道の公共性と企業性との実現のためには第三案を採用すべきであると主張した。そのため第三案を母体とし、これに若干第二案の趣旨を付加する方針で検討が進められた。そして九月一日に「日本国有鉄道設置に関する方針（国有鉄道機構改革要綱試案）」が決定された。このときはじめて「日本国有鉄道」という名称が用いられている。

しかしこの要綱試案にはなお検討されねばならない問題点が含まれていた。法案を作成するまでにこれらの問題の調整が必要であつた。

第一の問題は監理組織である。公共企業体としての企業性と公共性とを調整するための監理組織として監査委員会の設置が必要とされたが、この委員会は公共企業体の自主性を確保するために国有鉄道の内部組織とする必要があるとされた。そしてその権限については、単なる内部監督権をもつだけのものとするか、業務執行権あるいは業務執行についての最高の意思決定権をもたせるかという点で意見が分かれた。結局、この委員会は部内監査・業務指導に専念するものとし、業務の執行は総裁を長とする執行機関が当たり、その監査・指導統制をこの委員会（監理委員会と称された）が引き受けるといふ分立体制がとられることになった。

第二に会計制度の問題があつた。官庁会計制度に代わつて企業会計方式を採用した場合、独立採算制を柱とした会計制度を確立することは当面の状況として可能かどうか論議された。この点については、政府も国鉄当局もその可能性にかなり疑問があるとし、当面は新しい公共企業体の会計を規律する法律ができるまで「国有鉄道事業特別会計

法」「財政法」「国有財産法」その他国有鉄道の会計に適用されている従来の法令の規定によることが決定された。なお会計制度については後述することにする。

第三に職員の身分など人事制度が問題であった。公共企業体の職員には「国家公務員法」は適用されないと、民間私企業の職員と同様な人事制度をとり入れた場合その効果については多くの問題が予想された。その結果、「国家公務員法」の適用は受けたくないが、公法上の法人としての公共企業体は私企業とは異なる人事制度が必要であるとき、「国家公務員法」における服務規定とはほとんど変わらない内容の法規を定めることとした。

第四に国鉄労働者の特殊性をどう考慮するかの問題があった。マッカーサー書簡では争議権を否定する代わりに調停仲裁の方法を考慮することが述べられ、国家公務員とは異なった特別な労働関係が指示されていた。しかしこの労働関係は公共企業体である専売事業にも適用されるため、「日本国有鉄道法」に盛り込まれるよりも労働関係を規定する単行法を制定するのが適切であるという結論に達した。そのため、共通の労働立法として「公共企業体労働関係法」を制定し、これによって労働問題についての法的規制をおこなうことになった。

「機構改革要綱試案」は以上のような検討を経たうえ法文化され、九月二二日には運輸省において「日本国有鉄道法案」の第一次案が作成された。その後運輸省内で原案に手直しが加えられ、省議で第四次案を決定し、九月三〇日には法務庁・大蔵省・運輸省の三省間の合議審査がおこなわれ、さらに司令部当局との打合せに入った。そして一月一〇日には閣議決定を経て政府案として成案が得られた。第一次案から成案を得るまでに、監理委員会が監査委員会に改められ、労働関係の事項が「公共企業体労働関係法」に譲られることになったなど、八回にわたる手直しが加えられている。こうして「日本国有鉄道法案」は二三年一月一日第三国会に提出され、同月三〇日無修正で可決成立し、一二月二〇日法律第二五六号として公布され、同時に「公共企業体労働関係法」(法律第二五七号)も制定さ

れた。

「日本国有鉄道法」の施行期日は二四年四月一日と定められており、二四年度の開始とともに国有鉄道は公共企業体として発足するはずであった。ところが国鉄と最も密接な関係にある「運輸省設置法」の成立は難航し、同法の施行は二四年六月一日に延期された。そのため「日本国有鉄道法」の施行も同日まで延期され、公共企業体としての発足は六月一日となったのである。

二 改組後の予算・会計制度

(一) 公社設立当初の経理原則と改正点

昭和二三年一二月に制定された「日本国有鉄道法」は第四章に「会計」の項目を設け、ここで新公共企業体の会計に関する規定をまとめている。しかし第四章会計の冒頭の第三六条「経理原則」に「日本国有鉄道の会計及び財務(運賃の設定及び変更に関するものを含む)に関しては、鉄道事業の高効率に役立つような公共企業体の会計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本国有鉄道を国の行政機関とみなして、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは省令に定める場合を除く外、国有鉄道事業特別会計法、財政法、会計法その他従前の国有鉄道事業の会計に適用される法令の規定の例による。」と規定して、とりあえず従前の「国有鉄道事業特別会計法」を骨子とした会計規定で発足し、根本的な改正は後日にゆだねることを明らかにしている。

従来国有鉄道事業の会計制度の基本法規となっていた「国有鉄道事業特別会計法」は、昭和二二年九月国鉄が近代的企业形態への転換を図り、官庁会計から企業会計へ移行した際、企業会計原則をとり入れて創立以来の「帝国鉄道

会計法」を全面改正したものであるが、企業会計としてはなお不十分な点が多かった。とくに同特別会計法が「財政法」や「会計法」に対する例外規定であるため、この法律に規定されない事項は「財政法」や「会計法」に依拠しなければならぬことになる点が問題であった。これら国の会計法規に拘束されない企業会計法をつくることは企業体としては絶対に必要であったが、当時国鉄財政は非常な赤字状態にあつたうえ、経営形態が国の直営であつたため、一気に会計制度を改正することは困難であつた。その後、会計制度の改正問題は経営形態と密接な関係をもつことから、国鉄の機構改正と並行して検討された。ところが前述のように、マッカーサー書簡によって国鉄は公共企業体に移行することを指示され、この書簡に基づく機構として、官庁からは独立した全額政府出資法人の公社案が採用されることになった。これに伴って会計制度も特別会計方式に比し独立採算制を建前とした大幅な改革が試案された。しかし、会計制度の短日時の間の大幅な変革は非常な困難を伴つたので、さきに述べたようにとりあえず従前の特別会計方式を骨子とし、これに必要最少限の改正を加える方法を採用せざるをえなかつた。

こうして、当初の「日本国有鉄道法」によって規定された会計方式で従前の「国有鉄道事業特別会計法」と異なる事項は次のとおりであつた。

(1) 予算については、従来は国有鉄道は予算要求書を提出し、大蔵大臣が特別会計予算として作成したが、公社予算は日本国有鉄道自身がこれを作成し、運輸大臣を経て大蔵大臣に提出し、大蔵大臣がこれを検討して必要な調整をおこない、閣議を経たうえ内閣は国の予算とともに国会の議決を得ることとなつた(法第三八条)。また予算書の形式は官庁会計と経営形態が異なるので、公共企業体に適応したものにするため、政令(「日本国有鉄道法施行令」)で別に定めることとなつた。

(2) 決算については、決算完結後(決算完結日は翌年七月三十一日)一カ月以内に運輸大臣に財産目録、貸借対照表および損益計算書を提出して、その承認を受けなければならないと規定し、また承認を受けた場合には公告しなければならないとされた(法第四〇条)。

(3) 損益の処理に関しては、国鉄の責に帰することができない事由によって損失を生じたときは、損失額を限度として、政府は交付金を交付し、経営上の利益は特に予算によってその処分を決定したもの以外は国庫に納付することとなつた(法第四三条)。「国有鉄道事業特別会計法」では決算上の利益が生じた場合は、積立金に入れ、損失のときは積立金を減ずると規定しているが(同会計法第一八条、「日本国有鉄道法」ではこの点、当時の財政状態を勘案し、国鉄の健全財政保持のため国が保護を与えたものである。

(4) 財産の処分に関しては、営業線およびこれに準ずる重要な財産を譲渡し、交換または担保に供する場合は運輸大臣の承認を受けなければならないこととなつた(法第四九条)。

(二) 公社への移行措置——政府出資金と引継財産——

従来国の行政機関として特別会計で経理されていた国鉄が、公共企業体である公社形態に移行するに伴い、その経過措置として「日本国有鉄道施行法」(昭和二十四年五月二五日法律第一〇五号)および「同施行令」(同日政令第一一三号)は次の重要事項を定めている。

第一は、日本国有鉄道の資本金の決定についてである。「日本国有鉄道法」では「日本国有鉄道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の資産の価額に相当する額とし、政府が、全額出資するものとする。」(第五条)と規定している。「同施行法」はこれを受けて、「昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の資産の価額(調整勘定に計上する額を含む。)から負債の金額を控除した額に相当する金額とする。」(第一条)と定めている。この調整勘定とは、「国有鉄道事業特別会計法の一部を改正

する法律」(昭和二四年三月三十一日法律第一号)によって新たに規定された事項で、同法附則第九項に「日本国有鉄道設立の日の前日におけるこの会計の欠損の累積額は、調整勘定として資産項目に計上するものとする。」の規定により国鉄が引き継いだ二七億円の債務のことである。

第二は、国鉄が引き継ぐ財産の範囲についてである。「施行法」第八条では「政府から引き継ぐ財産は、昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の資産並びに公債及び借入金以外の負債とする。」と規定しているが、国有鉄道事業特別会計が負担する公債および借入金の措置については、「施行法」第九条で、「日本国有鉄道法」施行の日において、いったん一般会計に帰属せしめ、国鉄は同日において同額の債務を政府に対して負うこと、その債務の償還期限、利率および利子支払期日については一般会計に帰属させた公債および借入金のそれによることを規定した。

公社への移行に伴うこれらの経理上の措置がとられた事情について、『国の予算』は、次のように説明している。⁽⁷⁾

国有鉄道事業特別会計においては、終戦後の物価騰貴に基づく赤字の累積によつて巨額の缺損金を生じており、国鉄にその経営を引継ぐ場合、負債の総額が資産の総額を超過し、このためそのままでは国は国鉄に対し赤字の出資をするという形態をとらざるを得なかつた。このため先ず固有資本を四、九一六、八二二、七七四円三三銭と定め、これに基づいて計算を行った結果生ずる資産の不足額についてはこれを資産として擬制することとし、このために調整勘定が設けられた。即ち昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の貸借対照表によれば、調整勘定として二、七三三、一七〇、二二〇円五三銭が計上されているが、この数字は同会計の損失累計額四二、六八二、六七一、二二〇円五三銭から、一般会計より受入れた三九、六六九、五〇一円を差引いたものである。なお一般会計から受入れた前記の金額の返還義務については日本国有鉄道法施行法第二二条によつて免除されている。これは国の国鉄に対する赤字出資という不自然な形態を免れるためではあるが、元来この繰入れが政府の運賃政策の犠牲による歳入不足の繰入金であり、国鉄がこれを引継ぐ理由はないとされたによる。しかし乍ら赤字補填の意味では

繰入金と何等変らない赤字借入金の返還義務は免除されていない。日本国有鉄道法施行法は昭和二十四年五月三十一日において国有鉄道事業特別会計が負担する公債及び借入金については日本国有鉄道法施行の日において一般会計に帰属せしめ、日本国有鉄道はこの金額に相当する額の債務を新たに政府に対して負い、その債務の償還期限、利率及び利子支払期日は引継前と同一条件であること、及び政府が一般会計に帰属した公債及び借入金の借換をした場合にはその条件を変更できる旨を定めている。国有鉄道事業特別会計が負担した公債及び借入金はあく迄も国の会計として負担したものであるから一応これを一般会計に帰属せしめ、その同額の債務を新たに国鉄が政府に対して、負担することとしたのである。このように新旧債務の肩替りを行うことが妥当とされたため、国鉄が政府から引継ぐ財産は資産、負債とも包括継承するものと定められたにも拘らず、公債及び借入金は継承する負債より除かれているのである。

(三) 「日本国有鉄道法」会計条項の改正

「日本国有鉄道法」制定当初は、経営形態の大変革にもかかわらず、会計規定に関しては従前の特別会計法を準用してきたことはすでに述べたが、この状態では公共企業体の会計規定として不完全であるため、「日本国有鉄道法」第三六条にいう「高能率に役立つような公共企業体の会計を規律する法律」を早急に整備すべきであるとする意見が強まった。そこで政府は新たな会計法規を何らかの形にとりまとめざるをえなくなり、これを「財政法」、「会計法」および「国有鉄道事業特別会計法」等の官庁会計法規とは別体系の会計法規に整理し、「日本国有鉄道法の一部改正法律案」として第五国会に提出した。この改正法律案は同国会で可決され、昭和二十四年二月一四日法律第二六二号として公布された。この改正で規定された会計条項の主要項目は次の点である。

(1) 公共企業体となった国鉄は政府関係機関であるから、その会計は国の会計ではなく国の会計規律を受けることではないとする原則が示された。すなわち経理原則をうたった第三六条は「日本国有鉄道の会計及び財務に関して は、本章の定めるところによる。」と改められ、国鉄が「財政法」、「会計法」、「国有財産法」等国の会計を規律

することを目的とする法令の適用を受けないことを明らかにしている。

(2) いわゆる「予算の弾力条項」が明文化された。国鉄は予備費を使用して、「なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、業務量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額を事業のため直接必要とする経費に使用することができる。」(第三九条の三第二項)とうたっている。これは企業적予備費ともいうべきもので、国鉄は生産経済を営むものであるから、業務量が増加すると収入が増加する反面、これに伴って経費が増加するので、これをまかなうため増加収入をこれに当てうることを弾力的運営の途を開いたものである。これは従来「予算総則」に規定していたが、今回の改正で恒久的制度とされた。ただし今回の規定は予備費を使用してもなお不足を生じた場合に限られているので、弾力的運営には限界があった。この点は昭和二七年八月に日本電信電話公社が設立されて三公社が揃った時点で、公社会計制度の主要な改正点とされることになる。

(3) 経費の繰越使用の明文化である。国鉄会計はすでに特別会計時代から発生主義を経理原則としているが、これと関連してこの改正では、「日本国有鉄道は、歳出予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行為をし、当該年度内に支払義務が生じなかったものに対する経費の金額を翌年度に繰越して使用することができる。」(第三九条の一二)という規定を設けた。これは年度内に契約等をなし支払義務の生じないものについては、原則として翌年度の決算になるものであるから、この経費に相当する予算の繰越しを認める必要があるからである。これにより営業関係の予算の繰越しが従来よりも広範囲におこなわれることになる反面、繰越明許の規定がないので、従来繰越明許の制度が認められていた建設改良費予算の繰越しには不便を生じることになった。

(4) 次は予算の執行の問題である。特別会計の時代にはその会計は直ちに国庫の問題になるので大蔵大臣の直接に關係するところであったが、公共企業体である国鉄の会計は国庫とは別個の公会計であるから、会計上の事項に關しても直接關係がなくなった。国鉄が予算を執行する場合には単に運輸大臣に通知すればよいこととなり、ただし第四七条で、運輸大臣が予算の流用、決算、償還計画に対し承認を与える場合および借入金とその借換えに認可を与える場合には大蔵大臣と協議しなければならないことと定めている。

(5) 資金の調達については、従来認められてきた政府からの借入金のほかに鉄道債券の発行による調達もできるところになった(第四二条の二)。鉄道債券は所要資金を円滑に調達するために、政府のみならず、市中銀行その他民間からも資金を調達する途を開いたものである。また国鉄が国庫から分離したことにより、政府からの国庫余裕金の融通には利子が付せられ、逆に国鉄が国庫に預託した場合には利子を受けとることになった。

(6) 国鉄職員の給与規定が新たに設けられた。国鉄が公共企業体に轉換したことにより、国鉄職員の給与には国家公務員に対する給与関係の法令が適用できなくなり、給与に關して「日本国有鉄道法」に独自の規定を設けることとなった。既に同法第二八条は「職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員における給与その他の条件を考慮して定めなければならない。」と規定していたが、これによって「日本国有鉄道はその役員及び職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。」(法第四四条)と新たに規定した。しかしこの給与準則は「これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給与の額として定められた額を越えるものであってはならない。」(法第四四条)とされている。

昭和二四年一二月に成立し、二五年四月に施行された第一次法改正の主要な会計条項の改正点は以上のごとくであるが、これによって公共企業体としての予算・会計制度の骨格が整備されたといつてよい。しかし、この後も会計条項は国鉄経営の企業性と公共性を調和させる目的で幾回か改正がおこなわれることになる。

(四) 国鉄予算の構造

次に特別会計時代から国鉄の予算会計制度の特色となっていた内部予算および外部予算の二重予算制度について触れておこう。

「日本国有鉄道法」第三九条は、国鉄が「毎事業年度の予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び当該年度の事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類並びに前前年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添え、運輸大臣に提出」し、この予算は運輸大臣の検討、大蔵大臣の検討・調整を経て閣議の決定を経た後、内閣から国の予算とともに国会に提出されなければならないことを規定している。この予算は国の予算に準じて歳入歳出予算を作成して国会の審議を受ける。これが外部予算である。この外部予算には一般の官庁予算に準じた規定が適用されるが、このほかに国鉄予算は国庫とは別の独自の制度が必要とされ、それがさきに述べたように「日本国有鉄道法」の会計条項として規定されたわけである。

この外部予算は国会の審議に便宜を与えるために作成されるもので、鉄道の企業的運営を律する企業会計としては適当でない。そこで「日本国有鉄道法」は「予算の実施は、日本国有鉄道の予算に添附して国会に提出した予算実施計画に定める区分に従うものとする。」(法第三九条の九)と定められ、この予算実施計画が内部予算と称せられるものである。同法はまた国鉄の会計に關しこの法律および政令のほかに会計規程を定めることを義務づけているが(第四三条)、この会計規程により内部予算が定められる。

内部予算である実施計画は発生主義により経理され、事業部門の事実上の経理はこれに基づいておこなわれる。実施計画はいくつかの勘定によって勘定体系をなしている。勘定体系は事業状況を示す勘定と財産状況を示す勘定とから成り、前者には損益勘定、工事勘定およびその他の中間勘定(用品勘定、工場勘定、電気勘定、炭鉱勘定)が、後者には

資産勘定、資本勘定、負債勘定、引当勘定が含まれる。各勘定ごとにその性質および目的に従い、款・項・目が設けられ、さらに総裁は必要に応じ、各目を節および細節に区分することができることになっている。これら諸勘定のほかに特有なものとして前述した調整勘定がある。

これらの内部予算の業務運営に關する勘定が業務の実体を経理するものであるが、これらの勘定はきわめて重複部分が多く理解に不便となっている。内部予算においては事業の実体は損益・工事の両勘定に帰することになるので、企業会計収支の純計は損益・工事両勘定からその重複部分を除いたものになる。外部予算すなわち歳入歳出予算はこれに事業外収支を加えて作成するものであり、時期的にも内部予算が固まった後で外部予算が作成される。

三 予算・決算の推移⁽⁸⁾

(一) 昭和二四年度

昭和二四年度の国鉄予算は国有鉄道事業特別会計予算として作成され、第五国会で成立したが、昭和二四年六月一日、公共企業体として日本国有鉄道が発足するとともに同特別会計は廃止され、特別会計予算はそのまま政府関係機関予算として日本国有鉄道に引き継がれた。

(1) 当初予算

二四年度総予算は「経済安定九原則」の完全な実施を大前提として、一般会計、特別会計を通ずる総合的な均衡予算を編成することを根本方針の第一に掲げたので、従来相当の赤字を生じていた国有鉄道事業特別会計の予算は直接に強くその影響を受けることとなった。

表 2-1 日本国有鉄道予算・決算額 (昭和24年度)

(単位 千円)

区 分	前年度予算	当初予算	補正後予算	決 算
歳 入				
営業収入	71,719,066	114,223,050	111,065,643	111,207,801
鉄道収入	67,878,384	107,817,405	105,248,451	106,143,057
船舶収入	1,503,841	2,168,999	2,356,414	2,461,852
自動車収入	2,173,819	2,334,395	2,001,131	1,915,702
関連収入	163,022	1,902,251	1,459,647	687,189
営業外収入	—	228,399	228,399	280,781
運転資金戻入	6,000,000	—	—	—
諸収入	21,044,223	15,981,436	19,033,799	19,031,101
公債・借入金	20,263,120	15,000,000	18,052,363	18,052,363
諸収入	781,103	981,436	981,436	978,738
地方鉄道及軌道納付金	3,000	2,810	2,810	2,655
一般会計から受入	31,721,870	—	—	—
合 計	130,488,159	130,435,695	130,330,651	130,522,338
歳 出				
総 係 費	12,726,031	—	—	—
営業費	89,437,105	112,884,486	112,733,371	112,453,690
鉄道経費	81,743,738	94,224,689	93,945,426	94,218,138
船舶経費	2,468,226	2,791,395	2,826,755	2,468,687
自動車経費	4,119,756	3,260,611	3,288,598	3,009,432
関連経費	1,105,385	12,607,791	12,672,592	12,757,432
建設改良費	18,972,628	16,548,399	16,594,470	16,163,071
地方鉄道及軌道費補助	3,000	2,810	2,810	2,655
予 備 費	1,907,220	1,000,000	1,000,000	—
運転資金補足	6,000,000	—	—	—
陸 運 行政費	1,442,175	—	—	—
合 計	130,488,159	130,435,695	130,330,651	128,619,416

(注) 注前年度予算および当初予算は鉄道事業特別会計の予算。補正後予算は当初予算に補正増減を加えた年間の最終予算。決算は4,5月分の鉄道事業特別会計決算額と6月から3月までの日本国有鉄道の決算額を合計した年間決算を計上した。

出所：昭和24年度の「予算書」および昭和23・24年度の「決算書」により作成。

国鉄の事業収支は戦後赤字が続き、独立採算制を導入して企業会計を採用した二二年度以降も赤字は増加した。昭和二二年度には歳入六〇七億円のうち、公債一二〇億円、借入金七二億円、収支差額補填金として一般会計より繰り入れた九七億円、計二八九億円が赤字に相当する額で、それは歳入総額の約五〇%を占めた。翌二二三年度においても歳入予算一三〇〇億円のうち公債および一般会計よりの収支補填繰入金に五〇七億円が計上され、經常収入ではまかないきれない部分は全体の約四〇%に及んだ。とくに一般会計より繰り入れられる収支差額補填金は二二年度九七億円、二二三年度三〇三億円と増大し、このまま推移すれば二四年度には一般会計よりの繰入必要額は四五〇億円に達するものと予想された。このため二四年度予算編成に当たっては当初から「鉄道・通信事業その他政府・企業においては徹底的に企業経営の合理化をはかり、尚収入の不足する部分については運賃・通信料金等の改訂によってそれぞれ独立採算性を確保すること」という方針がうち出された。編成作業が進められるなかで示された基本的事項として、国鉄会計の赤字をなくすためには貨物運賃一〇割、旅客運賃五割の引上げが必要であるとされていた。⁽¹⁰⁾しかし最終案に至り貨物運賃の値上げの諸物価への影響が考慮されて、貨物については運賃は据置き、旅客については二四年度五月一日から約六〇%の値上げをすることになった。そしてこれを前提として収支の均衡を図ることが国鉄予算に要求されたのである。

収支均衡を図るための経営合理化方策は、第一に経費節約である。その中心は損益勘定における経営費の大幅な圧縮であった。このため戦時中よりの人員増加をこの際大幅に整理する方針がとられ、二四年度に約一二万人の人員整理が断行されることとなった。このため二四年度の予算定員は五〇万三〇七三人と査定された。通常経費についても運輸事業確保に最小限必要なものに抑えられ、石炭費、業務委託費をはじめ物件費は極力節約された。経営費をまかなう収入は前述の旅客運賃の六割引上げにより二三〇億円の増収を計上し、さらに鉄道の保有する不用財産・物品を

売却することによって約三〇億円の収入増が見込まれた。このような経費縮減と増収措置により前年度までのように一般会計よりの差額補填金を受け入れないで済むようになった。

工事勘定でも建設工事は従来その財源を公債または借入金に依存していたが、九原則の実施上日銀券の増発を招くような財源による工事は一切認められなくなり、政府資金に余裕のある限度において工事量が規制されることとなった。二四年度建設改良工事の財源としては、対日援助見返資金特別会計から一五〇億円の融資を受けることをドッジによって認められた。これに加えて、前年度と同様に損益勘定における減価償却費が工事勘定に繰り入れられ建設改良費に充当されるが、その額は一三億一八八万余円であり、その他若干の雑収入が工事費の財源であった。このため二四年度の建設改良費の予算額は前年度を二四億余円下回る一六五億余円となり、工事は前年度よりの継続工事および最小限の補修工事のみを実施せざるをえなかった。

こうして表2-1に見られるように、二四年度の歳入歳出予算の総額は一三〇四億三五六九万余円となり、前年度の規模を下回ることとなった。なお二四年度の国庫債務負担行為は営業費九三億円、建設改良費三四億円が承認された。

(2) 補正予算および決算

右の当初予算は第六臨時国会に提出された政府関係機関予算補正(機第1号)により、次のような補正が加えられた。補正の中心は運賃収入の減収による財源対策である。前述のように、二四年度は旅客運賃の六割値上げにより運賃の増収が図られたが、その後ドッジ・ラインのデフレ的環境のもとで運賃値上げは輸送量の減少を招いた。とくに旅客運賃の減収は顕著で、このまま推移すれば損益勘定は八六億円の赤字が予想されるに至った。そこで二五年一月一日から貨物運賃の八割値上げをおこなって収入の増加を図ることとし、これによる二四年度分の収入見込みを補正する

ため、補正予算が組まれたものである。ところで政府は二四年度予算補正をおこなうに当たって、貨物運賃の値上げを二四年一月一日から実施することを予定していた。しかし補正予算の国会成立が遅れたため、値上げの実施時期も二カ月延期された。この実施時期の延期によりなお収入不足が生じる見込みとなり、これを埋めるため一般会計から三〇億五二三六万余円の借入れがおこなわれた。これらの財源措置を講じてもおお、運輸収入は当初より減少する見込みであり、その分は石炭費の節約による支出減額がおこなわれた。かくして補正後の歳入歳出予算の規模は、当初予算より一億五〇四万余円を減額して一三〇三億三〇六五万余円となった。

次に二四年度決算(公社発足以前の二四年四・五月分を含む)は前掲表2-1のとおり、歳入面では営業収入において鉄道収入が予算額を約八・九五億円上回った。これは旅客収入が約八・二五億円減少したにもかかわらず、貨物収入が約一五・七六億円上回ったことによるものである。歳出面では営業費において、石炭費・修繕費の節約、公開入札制度の採用による物品費および工事費の節約によって、給与改訂等による経費の増加をまかなってなお不用額を生じた。これにより決算全体としては一九億円の歳入超過となっている。しかし年間の損益勘定をみると、約二二・八四億円の不足を生じ、さらに収入・支出外の部分を加えた損益では約二二・五七億円の損失となった。⁽¹¹⁾

(二) 昭和二五年度

(1) 当初予算

昭和二五年度の予算は二四年度補正予算と一括して編成されたもので、二四年度から実施されたいわゆるドッジ・ラインの線に沿って、ひき続き総合予算の真の均衡を堅持することを編成方針の第一にかかげた。国鉄予算については、前述のように二四年度補正において貨物運賃の八割値上げがおこなわれたが、これは二四年度初めに実施された旅客運賃の値上げとともに、二五年度国鉄予算の運賃収入を確保する基盤となった。貨物運賃の値上げは直接には旅

客運賃の減収を補填するための措置であったが、これによって貨物部門における欠損を旅客部門において補うという不合理な運賃体系がある程度是正され、国鉄運賃全体がようやく政策運賃主義から原価運賃主義へ移行し始めることになった。二五年度は旅客・貨物ともそれぞれ二四年度に比し若干の運賃収入の増加が見込まれるほか、企業経営の上からも一応採算運賃の実施をみたことで、独立採算制を実質的にも実現する予算編成が要請された。

二五年度の国鉄予算は、こうした条件のもとで損益勘定の独立採算のみならず、予算全体の収支均衡が期待され、従来外部資金でまかなわれて来た工事勘定も、その大部分を自己資金でまかなう予算となったことが特色であった。

すなわち工事関係の経費として計上された二四〇億円のうち約二〇〇億円を自己資金でまかなうこととし、残りの四〇億円は見返資金特別会計より受け入れ、見返資金よりの受入分は特に必要とする工事用途に充てられることとしている。これまで工事資金はその性質上借入金に仰いでもとくに不健全な経営ではないとされてきたが、二五年度には工事のうちの相当部分は実物資本の維持的工事に向けられるのであるから、これらは当然減価償却費による自己資金でまかなうべきものとの考え方が優先した。しかし、従来は減価償却費を帳簿価格によって計上していたので、不当に低額となって工事資金をまかないえなかったのであるが、二五年度には「資産再評価法」を制定して、一般に資産の再評価をおこなう予定としていたので、国鉄には同法の適用はないものの、これを契機にして国鉄も近く資産再評価をおこなう予定とし、これに備えて特別補充取替費一八二億円を計上することにした。すなわち、国鉄の計算によれば再評価後の減価償却費は二四〇億円と推定されたが、資産再評価の実施規定も施行されていないので（「資産再評価法」は昭和二五年四月二五日法律第一一〇号として公布された）、とりあえず減価償却費は従来どおりの簿価によって一七億円余を計上し、別途特別補充取替費一八二億円余を計上して、両者合わせて約二〇〇億円の自己資本によって、現有施設等の実体資本の維持ないし改良工事の財源に充てることとしたのである。

また、見返資金からの受入れ四〇億円は、前年度における融資とは異なり国鉄への交付金であって、それは「米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律」（昭和二五年五月一〇日法律第一六六号）によって、国鉄の建設改良費の財源に使用するため、昭和二五年度予算に定める範囲内で見返資金を国鉄に交付し、その交付金に相当する金額については政府の国鉄に対する出資があったものとするのが規定された。この見返資金は司令部のいわば紐付資金で、別途経理しうるように工事勘定に特別建設改良費の項を設け、使用に当たっては運輸大臣が大蔵大臣と協議のうえ与える承認を要するものとされた。

昭和二五年度の当初予算は表2-2のとおり、歳入歳出とも合計一五八〇億七〇五一万円である。ただし、二五年度の政府関係機関予算は、全般に減価償却費を予算上に計上するなど前年度の編成方法とは異なるので、表2-2に計上している二四年度の最終予算額は、二五年度予算と比較しうるように二五年度の編成方式によって組み直した計数である。したがって歳計上の収支（外部予算）は、内部予算の損益勘定から工事勘定の建設改良費に繰り入れた減価償却費、特別補充取替費が重複勘定となっており、実質歳計規模は重複勘定を差し引いたものである。

建設改良費の財源として、新たに計上された特別補充取替費は、前述のように資産再評価をおこなった場合の減価償却費分であるが、これは損益勘定における収入増加を見込んで捻出されたものである。二四年度における旅客・貨物両部門の運賃の大幅値上げにより、国鉄運賃体系が政策運賃から採算運賃に移行したことは前述したが、その結果二五年度の旅客収入は七一四億円、貨物収入五四〇億円と見積もられ、前年度のそれぞれ六五七億円、三六六億円に比べ、二二一億円の増収を見込んでいる。

他方経費面では、人件費は対前年度約一〇億円減の四五三億余円、物件費は同じく約四億円増の六三九億余円に抑

表 2-2 日本国有鉄道予算・決算額 (昭和25年度)

(単位 千円)

区 分	前年度予算	当初予算	補正後予算	決 算
歳 入				
営業収入	111,065,643	133,753,758	135,716,706	142,877,009
鉄道収入	105,248,451	127,212,232	129,175,180	136,209,866
船舶収入	2,356,414	3,264,471	3,264,471	3,289,492
自動車収入	2,001,131	2,314,163	2,314,163	2,349,552
関連収入	1,459,647	962,892	962,892	1,028,099
営業外収入	228,399	—	—	—
見返資金会計より受入	—	4,000,000	4,000,000	4,000,000
工事資金繰入	—	19,996,406	20,556,406	20,556,406
諸収入	981,436	320,346	320,346	1,472,755
借入金	18,052,363	—	—	—
地方鉄道及軌道納付金	2,810	—	—	—
合 計	130,330,651	158,070,510	160,593,458	168,906,170
歳 出				
営業費	112,733,371	132,574,104	135,837,052	139,339,475
鉄道経費	93,945,426	93,238,020	95,405,440	98,304,873
船舶経費	2,826,755	2,883,956	2,787,041	2,511,724
自動車経費	3,288,592	3,563,875	3,659,321	3,129,836
関連経費	12,672,598	32,888,253	33,985,250	35,393,042
うち)減価償却費	1,318,886	1,767,562	1,767,562	1,767,562
特別補充取替費	—	18,228,844	18,788,844	18,788,844
建設改良費	16,594,470	19,996,406	20,556,406	23,934,241
特別建設改良費	—	4,000,000	4,000,000	—
予備費	1,000,000	1,500,000	200,000	—
地方鉄道及軌道補助	2,810	—	—	—
合 計	130,330,651	158,070,510	160,593,458	163,273,716

(注) 1. 前年度予算額は昭和25年度の「政府関係機関予算参照書」による計数。
 2. 決算額は、予算にならない損益勘定・工事勘定の計数を補足して計上した。
 出所：昭和25年度の「予算書」「決算書」により作成。

制され、そのため損益勘定の経営費は二四年度よりさらに五億七九三六万余円減少した。人件費については、二四年度に大幅な行政整理が断行されたが、二五年度でも欠員の補充をしない建前をとり、予算定員を二四年一〇月一日現在よりなお一万〇三二二人の減員を見込んだので、国鉄全体の給与総額は二四年度より一八億八四〇〇万円余の節約となった。物件費では修繕費は鋼材の値上りによって若干の増額を見込んだが、経営合理化の主要対象を石炭費の節約に置いて物件費全体を抑制した。こうした経営費の縮減によって減価償却費一七億六七五万余円、特別補充取替費一八二億二八四万余円を計上することができたわけである。こうして二五年度は損益・工事勘定を通じた予算全体の収支均衡をほぼ達成したといえることができる。

なお予算総則により、二五年度の債務負担行為は二四年度と同様、営業費で九三億円、建設改良費で三四億円の限度内で許容され、一時借入金の限度は一〇〇億円と定められた。

(2) 補正予算および決算

国鉄の二五年度補正予算は昭和二五年度政府関係機関予算補正(機第2号)として第九回臨時国会に提出された。この補正予算は国鉄職員の給与引上げおよび建設改良費の追加を主な内容としていた。政府が最初に国会へ提出した補正予算案では、公共企業体仲裁委員会の第二次仲裁裁定に基づく八二〇〇円ベースの給与改訂を二六年一月から実施し、あわせて二五年分には〇・五カ月の年末手当を支給することとし、そのために必要とされる財源約三一億九三〇〇万円を貨物輸送量の増加に伴う営業収入の増収見込分と既定経費の節約でまかない、さらに工事資金の追加として約二二億二五〇〇万円を計上したものであった。ところが、仲裁裁定によるベースアップの二五年四月からの実施を求める声が強くなり、結局年末手当を削って給与引上げを四月から実施することとなった。そのため政府提出の予算書の一部を修正し、一二月四日に至り政府は「昭和二五年度政府関係機関予算補正(機第2号)修正書」を提出した。⁽¹²⁾

修正書においては、仲裁裁定の履行に必要な経費約四九億五〇〇〇万円が計上されることになったが、補正により捻出される財源額は変わらないため、工事資金の追加に回される額が二億二五〇〇万円から五億六〇〇〇万円に減少した。この予算補正によって、補正後の歳入歳出予算額は当初予算に二五億二二九四万八〇〇〇円を追加した一六〇五億九三四五万八〇〇〇円となった(表2-2参照)。

次に、二五年度の歳入歳出決算は表2-2のとおりである。歳入決算額は予算額を約八三億一二七万余円上回ったが、これは朝鮮動乱の影響による輸送量の増加に伴い、営業収入が見込みより増加したことが主な要因であった。この結果決算収支では五六億三二四五万余円の歳入超過を示し、損益勘定でも二四年度は二二億円余の損失であったのに対し二五年度は四九億七七六八万余円の利益が計上されている。

(三) 昭和二六年度

昭和二六年度の予算編成方針の第一は総合予算の均衡を堅持し、さらに財政規模を縮小して財政と経済の調和を図ることをうたい、事態の推移に応じて所要の転換をおこなうとしながらも、依然としてドッジ・ラインを継承することを基本路線としていた。国鉄予算もその線に沿って、営業収入の範囲内で経常経費をまかなうという独立採算の建前を貫き、予算作成の前提となる事業計画では、職員の予算定員を前年度よりさらに二万三八八五人減じて四六万八八六五人と見込んでいた。

しかし二五年六月の朝鮮動乱以後の経済の変動に伴い、国鉄の輸送状況とくに貨物輸送は動乱前に比べ目立った変化を示したので、これに応じた事業計画が必要とされた。輸送量の増加によって輸送力狭隘が問題とされる段階にきていたからである。すなわち、国鉄の保有車輛は戦時中の酷使がたたって廃車数が新造車輛数を上回り、現有車輛数は終戦当時より減少していた。しかもそのうち平均耐久年数三〇年をこえたものが多く、貨車の状況、運転保安上の

見地からも車輛の新造が必要であった。二四・二五年度には工事資金の外部資金への依存が極力抑えられてきたが、二六年度は輸送力増強によって産業基盤の充実を促進する目的から、借入金と財源とする予算が組まれた。朝鮮動乱を契機にした経済情勢の急変に応じて、二六年度総予算はドッジ・ラインを踏襲しながらも経済基盤の充実を図るため、運輸通信をも含めた公共的諸施設の改良復興に蓄積した政府資金を活用することを重点の一つに置いているが、国鉄予算にもこの方針が盛り込まれているのが二六年度の特色といえよう。

(1) 当初予算

二六年度の歳入歳出予算の形式並びに内容には従来のものに若干の変更が加えられている。まず新しい作業別の分類がおこなわれたほか、従来の目あるいは節が項にひき上げられた。これは内部予算の損益勘定・工事勘定の項を外部予算に示して、両者を一致させることが眼目である。次に貯蔵品勘定における流動資産の購入に関する収支が予算上に明示された。これは、予算一般に貯蔵品の資金調達を含めた政府部内の資金調達、すなわちインベントリ・ファイナンスを徹底させ、その収支を予算上に現わすという司令部方針に従っておこなわれたものである。

二六年度当初予算は表2-3に掲げたとおりである。歳出中の事業費は歳入の事業収入と見合っているが、事業収入中には不施設物及物品売却収入二億四七〇〇万円が計上されている。これは二六年度における欠損予定額を資産の売却によって補填しようとするものである。貨物輸送量の増加等を見込んで鉄道収入などの運輸収入は前年度より約二七億円増を計上しているが、朝鮮特需による物価高の影響で経費は増大し、営業収支の欠損が予想されたわけである。なお二六年度は営業外収入として鉱害復旧費の財源六二七二万余円を一般会計から受け入れている。

次に工事経費は前年度に比較して六七億余円増加したが、その中心は工事経費の四割を占める車輛費であった。前述のように国内生産力の増強と動乱以来の荷動きの活発化のため、輸送力の確保が二六年度における最も重要な課題

表 2-3 日本国有鉄道予算・決算額 (昭和26年度)

(単位 千円)

区 分	前年度予算	当初予算	補正後予算	決 算
歳 入				
事業収入	136,037,052	139,147,842	179,077,799	186,471,234
運輸収入	134,753,814	137,450,916	173,642,963	180,437,278
雑収入	962,892	1,387,198	2,741,930	3,491,280
不用施設物及物品売却収入	320,346	247,000	247,000	103,278
一般会計から受入	—	62,728	62,728	56,220
前年度利益金受入	—	—	2,383,178	2,383,178
資本収入	24,556,406	31,274,888	37,788,690	37,782,182
借入金	—	10,000,000	15,000,000	15,000,000
政府貸付金	—	2,000,000	2,000,000	2,000,000
減価償却受入	1,767,562	2,651,486	2,651,486	2,640,073
特別補充取替資金受入	18,788,844	16,623,402	16,623,402	16,628,308
調整資金	—	—	15,000	15,000
前年度持越資金受入	—	—	1,498,802	1,498,802
見返資金特別会計受入	4,000,000	—	—	—
貯蔵品収入	59,285,742	61,693,306	101,138,531	98,265,287
合 計	219,879,200	232,116,036	318,005,020	322,518,704
歳 出				
事業費	136,037,052	139,147,842	179,077,799	185,645,323
うち 減価償却費	1,767,562	2,651,486	2,651,486	2,640,073
特別補充取替費	18,788,844	16,623,402	16,623,402	16,628,308
予備費	200,000	1,500,000	1,500,000	—
建設改良費	24,556,406	31,207,888	37,721,690	38,734,280
建設資金	—	67,000	67,000	67,000
貯蔵品購入	59,285,742	61,693,306	101,138,531	97,623,171
合 計	219,879,200	232,116,036	318,005,020	322,069,773

(注) 前年度予算額は昭和25年度の「政府関係機関予算参照書」による計数。

出所：昭和26年度の「予算書」「決算書」により作成。

となっていたからである。この工事経費の財源となる資本収入においては、前年度にひき続いて事業費に計上された減価償却費および特別補充取替費が充てられたが、二六年度にはこのほか資金運用部からの借入金一〇〇億円および一般会計からの借入金二〇億円が計上された。この外部資金は前年度における見返資金からの受入れ四〇億円に代わるものであるが、その額は三倍に増大している。二六年度に一般会計から借入金を受け入れたのは特殊な事情によるものである。すなわちこの借入金は輸送力の不足に基づく物価の騰貴ならびに国民生活の動揺を防止するために政府がイニシアティブをとって国鉄に貸し付けるものであるとの考え方から、利払いを伴う借入金をさけて一般会計からの貸付金によるものとされた。そのため貸付期限についてもとくにこれを限定することなく、国鉄の財政状況に応じて返済できる途を開いている。

右の歳入歳出予算と並んで承認された二六年度における債務負担行為は営業費九三億円、建設改良費三四億円であり、予算総則で規定された政府からの長期・短期の借入金限度額はそれぞれ一〇〇億円であった。

(2) 補正予算および決算

二六年度の補正予算は昭和二六年度政府関係機関予算補正(機第2号)として第一二回臨時国会に提出され、二五年一月末に成立した。今回の補正は国鉄職員の給与改善と物価騰貴による経費の増加に対処して財源措置を講ずることが主な内容であった。

まず人件費では、国鉄職員の給与改善を一〇月から実施するための経費および人員整理に伴う退職手当時の経費として約一〇九億円の追加が必要となった。次に物件費では、二六年に入ってから顕著になった物価騰貴による資材の値上りおよび輸送量の増加に伴う経費の増加によって約三七〇億円の追加が必要とされた。工事経費についても輸送力増強のための車輛の増備、物価騰貴による設備費の値上りおよび電化工事計画の遂行等のため必要とされる経費の追加

が約六七億円であった。これらの追加必要経費に貯蔵品購入額の追加を加えて、九四一億余円の経費が追加計上された。

これに対する財源として、まず八二億円余の諸経費の節約をおこなったが、このほか、二六年一月から旅客二五%、貨物三〇%の運賃値上げが実施され、損益勘定ではこの運賃改正による増収と輸送量の増加による約三六二億円の増収を見込み、これに雑収入の増収を加えて約三七五億円が捻出された。それでもなお財源が不足するので、前年度利益金二三八億余円を受け入れることとした。工事勘定においても既定経費の節約がおこなわれたほか、資金運用部から五〇億円を借り入れ、さらに調整資金一五〇〇万円、前年度持越資金約一五億円を財源に充てるため工事勘定に受け入れた。

この結果、歳入歳出予算は当初予算に比し八八億八八八万八千余円の増加をみ、総額三一八〇億〇五〇二万円となった。二六年度の補正予算は補正規模も前年度までの補正額より大きく、また追加必要経費を経費の節減や営業収入の増収のみでまかなえず、運賃の値上げや過年度の蓄積資金の取崩し、借入金を増額をおこなうに至った点で前年度までとは異なった補正である。

二六年度の決算額は表2-3のとおり、歳入決算額は予算額を約四五億一三六八万八千余円上回った。これは主に輸送量の増加に伴う営業収入の増加によるものである。このため歳出決算でも予算額を上回ったが、決算収支は四億四八九三万八千余円の歳入超過となった。しかし二六年度の損益勘定においては二億六七八二万八千余円の損失が生じた。

- (1) 『日本国有鉄道百年史』第一〇巻、一六七一―一六九ページ。
- (2) 同前、第二二巻、七ページ。
- (3) 「国家行政組織法」の成立過程については、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第四巻「財政機関」、三四三―三五〇ページ

参照。

- (4) 同前、第一七巻「資料(1)」、七六ページ所収。
- (5) 『日本国有鉄道百年史』第一〇巻、一七〇ページ。なお、同書によれば、九月八日の司令部指示は「マッカーサー書簡が出され」たことになっているが、原資料は確認できなかった。後述(一五三ページ)のように、九月二二日の定例会見で大蔵省が経済科学局関係官から公企業体への改組はマッカーサーの希望である旨が伝えられ、前週の会見ではそれさえも明らかになっていない点を見ると、あるいはこれは、司令部法務局が国鉄に出した指示ではないかと考えられるので、本文ではこれを「司令部の指示」として記述した。
- (6) 同前、第二二巻、一〇―一二ページ。
- (7) 『国の予算』昭和二五年度、七〇二ページ。
- (8) この項でとくに注を付していない部分は、各年度の『国の予算』および「決算書」の説明を参照した。
- (9) 主計局「昭和二十四年度予算編成方針案(二四、一、三〇)」(大蔵省資料Z五〇二―二六)。
- (10) 「予算編成上の基本的事項について(二四、二、一〇)」(同前)。
- (11) 主計局『昭和二十四年度決算の説明』、三三三ページ。
- (12) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第五巻「歳計(1)」、五〇一―五〇二ページ。

第二節 日本専売公社

一 公社の設立と公社会計制度の整備

日本専売公社（以下「専売公社」と略称する）設立の経緯と「日本専売公社法」の内容については、すでに本財政史第九巻にくわしく述べられているので、ここでは経緯のみを略述するにとどめよう。⁽¹⁾

(一) マッカーサー書簡と大蔵省の対応

専売公社の設立は、日本国有鉄道の場合と同様に、直接には国家公務員の労働運動に関する昭和二三年七月二二日付マッカーサー元帥の書簡に基づいたものであった。この書簡は前節で引用してあるように、公務員の労働関係と私企業従業者の労働関係を区別して政府職員には団体交渉権および争議権は認められないことを指示し、さらにこれに関連して政府事業である鉄道および専売事業には公共企業体が組織されねばならないと述べてあった。日本政府はこの書簡の趣旨について、公共企業体という名称をあげたのは一つの示唆であって、その職員は普通公職から除外されてもよいが、その場合にはこれに代わる制度が設けらるべきであるという意味に解釈していた。

そこで政府はこの書簡に基づいて、専売事業についても単に労働関係の見地ばかりでなく、各般の総合的見地に立って、新たな経営形態をどのようにすべきか、あるいは現在の専売局機構のもとでどのような改善をおこなうべきかを審議するため、昭和二三年八月六日の閣議決定により、大蔵省に専売事業審議会を設置した。同審議会は八月一

日から八回にわたって審議をおこない、九月二九日には大蔵大臣に中間報告を提出するが、結論としては専売機構の問題は国家財政に重きをおいて考慮することが適当であり、この見地からすれば、現在の官庁としての専売局の機構を存続させて、事業の能率化を図るため、必要な改善をおこなうことが最も適当であるという見解であった。

これより先に大蔵省は、専売局の機構問題について司令部と折衝を続けていたが、九月一日、北村蔵相は司令部経済科学局との定例会見において、⁽²⁾「専売事業の改革に関しては審議会に於いて、(一)現行の制度を基として会計等に関して若干の改正を行う案、(二)公企業体に改組する案の二案を作成し検討中であるが、自分としては第一案の方が望ましいと考えて居る」と述べて関係書類を司令部に提出し、ルカウント財政課長らは、「専売事業に関する限り公企業体にしない事が望ましいと吾々も考えている」と答えたが、渡辺大蔵省渉外部長から司令部法務局の見解は公企業体への改組を要望しているようなので、司令部内の統一の見解を早急に明らかにするよう要望が出された。これについては翌週九月二二日の定例会見で、マッカーサーが公企業体への改組を望んでいるが、経済科学局としては形式は公企業体とし実質は現状とあまり変わらないものにした⁽³⁾との意向が表明された。その会見の記録は次のとおりである。

北村 専売事業の改組に関しては大蔵省としては公企業体にする事なく現状を基とし必要なる改善を加える事が適当であると考えてるがリーガル・セクションから公企業体にすべしとの意向が表明されて居り司令部の真意が明かでない。その後の発展があれば承り度い。

フライン 昨夜マーカト少将から聞いた処では最高司令官の意図は公企業体にする事を望んでおられる模様である。これは主として労働問題としての角度から来た結論である。従って財政上の見地に立つた各種の主張は充分これを取り入れる余地がある。大蔵省から養に提出した公企業体の案はあまり適当とは思われない。寧ろ形式は公企業体にして実質は現状と余り異

らぬものにしたらどうであらうか。

渡 辺 公企業体といつても随分いろいろある様である。この場合ストライキは認めるか、又団体交渉権は認められるか。ファイブ その点はGSの問題であるからESSとしては答えたくない。

リード 公企業体について研究してみたが、官業と公企業体との差は訴訟上の権利義務を有するか否かという事がアメリカにおいては唯一の基本的な相違である。

かくして、一〇月上旬に至り司令部から法制局を通じて、第三国会に提出するために至急専売公社に関する法案を作成するよう指示を受けた。そのため、専売事業審議会の答申を待ってその線で専売事業の改組を進める大蔵省の当初の方針は放棄され、公社案の作成に着手することとなった。⁽⁴⁾

(二) 「日本専売公社法」の制定

専売局の機構改革を検討するに際して、専売事業を公共企業体におこなわせる公社法案は司令部の指示を受ける前から、機構改革の一つの方向として作成準備されてはいた。当初たばこ事業のみを公共企業体とする案、たばこ事業のうち、その製造・販売のみを公共企業体とする案などが検討されていたが、司令部の意向が従来専売局でおこなっていた事業、すなわちたばこ・塩・しょう油の専売事業そのままを公共企業体におこなわせる案であることが明らかになってきたので、公社法案もまたその線で立案を進めることとなった。しかし経理面については、経営形態の転換に適応した制度を検討する時間的余裕がなかったので、従来の専売局の会計制度に変更を加えない方針で法案が準備された。

公社法案は専売局原案をもとに専売局と法制局で審議されたが、審議の中で最も問題となったのは、専売権という国家的公権をどうして国とは人格の異なる公社がもつかということであった。従来の専売局は、専売事業をおこなうために、耕作または製造の許可・取消し、販売人の指定、売渡価格の決定、国税滞納処分例による強制徴収、専売取締りなどきわめて広範囲な国家的公権をもっていた。行政権の主体として憲法に規定されているのは、国と地方公共団体の二つであって、本来的な行政権の主体でない公社にこのような広範囲な行政権をおこなわせるのは前例のないことであった。専売事業を公社におこなわせる場合、この問題が法律上最も基本的論点となったが、結局次のような理論構成で解決点をみいだすこととした。すなわち専売権は国に専属するが、この権能を公社におこなわせることにし、従来政府がおこなっている事項は、原則としてすべて公社に実施させるという建前をとり、専売事業の実施機関としての日本専売公社の法律上の地位を明らかにすることにしたのである。⁽⁵⁾

この法案の概要を述べると、日本専売公社は「煙草専売法」「塩専売法」および「粗製樟脳、樟脳油専売法」に基づく国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たる法人とし、資本金は現に専売局特別会計に属する財産を政府が出資することにした。役職員の身分は国家公務員から除外し、職員の労働関係については別に「公共企業体労働関係法案」を提出すること、業務については従来の専売局の所管事務と同一とし、各「専売法」に基づく許可および専売取締りをも公社におこなわせることにした。

次に会計経理については、日本国有鉄道の場合と同じように、原則として公社を国の行政機関とみなし、特別に規定する場合のほかは、国の会計法令の規定によるものとした。また利益金の納付については、従来どおり毎事業年度の利益金はすべて国庫に納付することになっており、公社の業務にかかる現金は国庫金の例にとされた。

右の法律案は専売局原案が司令部との折衝の過程において若干修正されたものを骨子としているが、この法案は二三年一月一日第三回臨時国会に「日本国有鉄道法案」とともに提出された。同国会では本会議で一部修正のうえ一月三〇日可決成立した。

第三国会において成立した「日本専売公社法」(昭和二三年二月一〇日法律第二五五号)は、昭和二四年四月一日から施行されることになっていたが、「国家行政組織法」の成立が遅れたため、国鉄の場合と同じく施行期日を同年六月一日に延期することとした(昭和二四年三月三十一日法律第一四号)。次いで同年五月一四日法律第六一号をもって公布された「日本専売公社法の一部を改正する法律」によって第二次改正がおこなわれた。これは専売事業審議会委員を六人から八人へ増員すること、審議会を公社設立前に設置すること、公社の役職員の離職後の就業制限規定を設けたことが主な内容である。

(三) 公社会計制度の発足

日本専売公社は二四年六月一日から発足することになったが、会計制度については司令部の了解を得る余裕がなかったため、当初の「日本専売公社法」には国鉄の場合と同様に経理原則として「企業の能率的な運営を図るため公共企業体の会計に関する法律が制定施行されるまでは、公社を国の行政機関とみなし」、「専売局及び印刷局特別会計法、財政法、会計法、国有財産法その他従前の専売局の会計に關し適用される法令の規定の例によるものとする。」(第二九条)とし、続いて「前項の規定により公社を国の行政機関とみなす場合においては、総裁を各省各庁の長と、公社を各省各庁とみなす。但し、政令をもつて、公社を大蔵省の一部局とみなす場合は、この限りでない。」(同条第二項)と規定され、特別会計時代の諸規定が適用された。

公社が設立された場合の企業会計を主体とした制度については、公社法成立以前から既に大蔵省と専売局の双方で検討が続けられてきたが、専売局が公共企業体に切り替えられてからは、企業能率の向上を旨として改善方策の検討が一層積極的におこなわれ、公共企業体にふさわしい会計経理制度を次期国会に提出する準備が進められ、第六臨時国会に提出された「日本専売公社法の一部を改正する法律」(昭和二四年二月八日法律第二四五号)で、会計規定が全面

改正された。改正法第二九条は「公社の会計に關しては、この章の定めるところによる」と規定し、国の会計に關する諸法令は専売公社には適用されなくなった。専売公社の会計規定も国鉄のそれとほぼ同じで、要点は次のとおりである。

第一は、国の会計に關する法令による規制がなくなったので、支出負担行為計画・支払計画の承認・支出負担行為の認証など一連の規制がはずされ、さらに前金払い・概算払い・売買契約・貸借契約などについての諸制限も一応排除された。第二に公社の資本金は全額政府出資であるが(公社設立当初の資本金は三九億九千九百九十九万四千九百九十九円余)であるが、さらに、大蔵大臣の認可を受けて資本金の増減ができるようになった。第三に、公社の予算についてはその執行上、予算の流用・予備費の使用・予算繰越の手續などについて企業予算としての性格に応じ、ある程度弾力性を加味した。第四に、たばこ、塩および石油の三専売事業それぞれが独立採算制の建前をとり、公社の損益計算はこれらの三事業に区分し、それぞれの損益を明らかにすることにした。第五に、決算上固定資産、無形資産および棚卸資産の増加額は、積立金として留保される。第六に公社資金の郵便局または市中銀行への預金に途を開いた。第七に、公社はその役員に対する給与について給与準則を定めることを要し、その給与準則に基づく一事業年度の支出が、国会の議決を経たその年度の給与の予算額を超えてはならないことが定められた。

なお専売公社の会計法規の実施に必要な会計規程の基本事項は改正法第四三条の二〇による大蔵大臣の認可を受けた後、二五年三月三十一日に制定され、同年九月三〇日には「会計規程施行細則」も定められ、これによって公社会計制度の整備は完了した。

(四) 専売益金納付制度の改正

行政機関である専売局がおこなっていた三専売事業を公共企業体たる日本専売公社に移管することになって、専

売事業を通じて得た利益金を国庫に納付するという専売制度の基本は変更されない。専売益金とくにたばこ専売益金による財政収入の確保が依然として専売事業の主要な目的であったからである。しかし専売事業の経営形態が変化するに伴い、専売益金の算定方法に若干改正が加えられることとなった。

たばこ専売益金については、法制定時にその性格が問題にされた。たばこ事業の利益は、国の専売権に基づく消費税的部分と、独占利潤および企業努力による利益の双方を含んでいるが、専売局時代にはこれらの区分をしないで事業益金の全部を国庫に納付する建前を採っていた。これは固定資産については一般会計で負担し、専売局においては減価償却もおこなわず、資産の維持修理費を負担するにとどまっていたことにもよっていた。しかし公社設立に伴って、消費税相当部分と企業努力部分とを区別し、経営の合理化によって予定原価が引き下げられ利益金が予定利益を超過した場合は、欠損準備金として公社内に保管することは公共企業体としての企業の経営に必要であるとする公社側の意見が表明されていた。⁽⁷⁾ この意見は「日本専売公社法」の専売納付金制度に規定されはしなかったが、事業利益に対する納付益金の計算方法は漸次変更されていった。

専売益金の納付制度は、既に昭和二二年に企業会計方式を導入した「専売局及び印刷局特別会計法」(昭和二二年三月三十一日法律第三六号)制定に際して、事業益金の全額納付を決算上の利益の納付に改められている。しかしこの利益は損益計算上の利益であるため、利益のうち固定資産ないし運転資本として用いられ、現金の形態をとらないものについてまでもすべて一般会計へ納付するためには、一時借入金ないしは国庫余裕金を繰替使用する必要が生じ、資金繰りに無理が生じる。ところが二四年度には経済安定九原則によるドッジ予算の実施により国庫余裕金の繰替使用などは不可能になり、二四年五月には一般会計への納付の特例法「専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」(昭和二四年五月一四日法律第六四号)が公布された。⁽⁸⁾

同法により二三年度については益金中固定資産の形態をとっているものを控除し、二四年度以降は固定資産および作業資産の形態をとっているものを控除して納付することとなった。

次いで、二四年一二月の「日本専売公社法」の改正には利益金の納付について規定し(第四三条の一三)、五月公布の納付金の特例法と大体同一の趣旨により、各年度事業純利益から当該年度中の資産増加額を控除した金額が専売納付金として納付され、控除された増加額は積立金として処理されることになり、二五年度から実施された。また「公社法」は三専売事業の独立採算制を採ったので、従来たばこの利益により塩・しょう脳事業の損失を補填し、一本の益金を設けていたものを二四年度から改正して事業間の融通を認めないことにし、それぞれの事業の利益を一般会計に納付することになった。

二 公社予算・決算の推移⁽⁹⁾

(一) 昭和二四年度

昭和二四年度予算は大蔵省所管専売局特別会計予算として編成され成立したが、専売公社の発足に伴い二四年六月以降「専売局特別会計等の昭和二十四年度予算の特例に関する法律」(昭和二四年四月一九日法律第二八号)および「昭和二四年度特別会計予算」の「予算総則」第一〇条により、すべて日本専売公社予算にひき継がれた。

二四年度予算の編成方針は総合予算の真の均衡を図ることを第一に掲げ、政府事業については、鉄道運賃・通信料金等の引上げが予定されたが、「専売益金については専売品の値上げを見込まず、生産の増加(煙草については二割程度)と品質の向上による増収を計上する」方針がとられた。⁽¹⁰⁾

表 2-4 日本専売公社予算・

区 分 項 目	昭 和 24 年 度		
	当 初 予 算	補 正 後 予 算	決 算
歳 入			
たばこ事業収入	158,508,816	156,508,816	154,540,480
塩事業収入	15,407,990	15,407,990	12,279,968
しょう脳事業収入	806,788	806,788	787,757
一般会計より受入	3,700,000	3,700,000	3,700,000
雑収入	—	—	—
合 計 (A)	178,423,594	176,423,594	171,308,205
歳 出			
事業費	55,754,178	57,154,178	48,203,989
たばこ事業費	36,450,856	36,450,856	31,903,386
塩事業費	18,601,904	20,001,904	15,711,730
しょう脳事業費	701,418	701,418	588,874
一般管理費	—	—	—
政府会計へ繰入	64,494	64,494	64,494
一般会計へ繰入	—	26,348	26,348
郵政事業会計へ繰入	—	38,146	38,146
予備費	2,525,000	125,000	—
合 計 (B)	58,343,672	57,343,672	48,268,483
差 引 (A-B)	120,079,922	119,079,922	123,039,722
専売益金納付	120,079,922	119,079,922	117,894,469

(注) 1. 昭和24年度当初予算は専売局特別会計の予算で、補正後予算はそれに補正月までの日本専売公社の決算額を合計した年間の決算額を計上した。
 2. 昭和24年度、25年度においては、雑収入は各事業収入に、一般管理費は事出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

に収支予算を見ると、まずたばこ事業においては事業収入一五八五億〇八八万六〇〇〇円に対し、たばこ事業費に恩給負担金・郵便預金手数料(他会計へ繰入)および予備費のたばこ分を加えた支出は三八五億〇八八万六〇〇〇円で差引一二〇〇億円のたばこ益金が予定されている。塩事業においては事業収入一五四億〇七九万円のほか三七億円の価格補給金を一般会計から受け入れている。これは内地塩・輸入塩の購入費に専売諸経費を加えた支出が収入に対し赤字となる。この赤字分を政府案としては塩事業の独

決算額(昭和24—26年度)

(単位 千円)

25			26		
当 初 予 算	補 正 後 予 算	決 算	当 初 予 算	補 正 後 予 算	決 算
158,527,455	147,479,455	144,759,763	151,434,918	161,519,928	164,460,092
17,660,487	13,950,637	14,772,199	16,080,265	25,437,799	21,794,282
644,146	644,146	700,760	627,665	978,582	810,320
—	—	—	—	—	—
—	—	—	267,779	376,479	423,952
176,832,088	162,074,238	160,232,722	168,410,627	188,321,788	187,488,647
55,189,959	49,001,174	46,319,811	52,398,165	67,619,993	66,829,670
37,451,476	36,449,180	34,957,004	36,720,175	42,222,925	42,336,393
17,149,419	11,963,856	10,794,162	15,119,764	24,551,683	23,665,607
589,064	588,138	568,646	558,226	845,385	827,670
—	—	—	836,753	1,014,615	2,037,377
87,858	92,591	92,591	79,161	81,632	80,440
48,550	52,272	52,272	50,819	50,819	49,627
39,308	40,319	40,319	28,342	30,813	30,813
1,510,000	930,000	—	2,010,000	2,010,000	—
56,787,817	50,023,765	46,412,402	55,324,079	70,726,240	68,947,487
120,044,271	112,050,473	113,820,320	113,086,548	117,595,548	118,541,160
120,024,537	112,050,473	113,821,525	113,086,548	117,586,548	118,837,823

増減を加えた年間の最終予算、決算は4・5月分の専売局特別会計決算額と6月から3業費に含まれている。

右の方針により作成された専売公社の二四年度当初予算は表2-4のとおりである。歳入総額一七八億二三五九万四〇〇〇円、歳出総額五八三億四三六万二〇〇〇円で差引歳入超過一二〇〇億七九九二万二〇〇〇円となり、これが専売公社の益金の一般会計納付額である。専売益金の納付は前に述べたように、二四年度から各事業毎に算出されることになったので、三専売事業の損益を総合した一本建の損益計算の方式を改めて、事業別の損益計算に基づく収支予算が組み立てられることになった。そこで事業別

立採算の建前から塩販売価格の値上げで補う予定であったが、司令部の指示により収支差額を一般会計から補填することになったものである。しょう脳事業においては事業収入八億〇六七万八〇〇〇円に対ししょう脳事業費に恩給負担金および予備費を加えた支出は七億二六八万六〇〇〇円であり、七九九万二〇〇〇円の益金納付を見込んでいた。

二四年度当初予算は第六臨時国会提出の補正予算で、事業収入の減収を見込み、支出において事業費・予備費を減額修正し、たばこ益金繰入予定を一〇億円減額する補正がおこなわれた。補正後の最終予算額および決算額（公社発足以前の二四年四・五月分を含む）は表2-4のとおりであるが、この収支差額に収入・支出の前年度未済額および当年度未済額並びに資産の前年度からの引受けおよび翌年度繰越分等を加減した決算上の残余は一一六億六〇五〇万円であった。この残余額から昭和二四年法律第六四号により資本金の増加に充てられる額を差し引き、これに専売局から引き受けた益金の未納額を加えた額、一一七八億九四四万六千余円を二四年度の専売益金として一般会計に納付することになった。益金納付額は最終予算に比べ減少した。これはたばこ益金納付額は予定を上回ったが、塩・しょう脳分の実績が予定より下回り、差引予算額に約一二億円不足したのである。⁽¹¹⁾

(二) 昭和二五年度

二五年度の専売公社予算は公社の会計条項を定めた公社法改正（昭和二四年二月八日公布）前に編成されたため、二四年度予算と同じく専売局予算の予算形式にしたがって作成された。ただ「予算総則」において経費の流用項目を規定して専売局予算に比べ若干の融通性が増えられた。しかし予算の執行については、改正法が二五年度から実施されることになったため、公社法に規定された会計法規が適用されることになり、国の会計基準を離れた独自の基準をもつこととなった。しかし同じ公共企業体会計であっても専売公社は国鉄と比べると予算の融通性は少なく、国鉄に

おいて認められた弾力条項を欠いているのが特色であった。

表2-4のとおり、二五年度専売公社当初予算は、歳入歳出差引一二〇〇億四四二万七千余円である。事業収入総額一七六億三二〇万八〇〇〇円に対して事業費総額は五五一億八九五万九〇〇〇円である。事業別にみると、たばこ事業において事業収入は一五八億五千万円、前年度当初より二〇億余円の増加を見込んでいる。これは二五年四月一日から製造たばこの小売価格を大幅に値下げしたが、一方では配給制度を打ち切って全部自由販売とすることにより、販売数量・売上高の増加を見込んだものである。これに対してたばこ事業費は三七億五一四七万六〇〇〇円で、決算上の益金一二四億一七六万八〇〇〇円を見込み、これから資産の増加額を差し引いた専売益金納付額は前年度当初と同じく一二〇〇億円と予定され、これが一般会計歳入に計上された。塩事業においては、二五年度は塩売却価格の値上げをおこなって輸入塩価格差補給金は受け入れないこととし、事業収入は前年度当初より約二億二千万円多い一七六億余円を、事業費は前年度より一五億円近く節約し一七一億余円を計上したが、損益計算上の純益金は一億三七八万四千余円の欠損が予定された。しょう脳事業においてはしょう脳副産物が専売品からはずされたため、事業収入は前年度より二億円余を減少し六億四四一四万六〇〇〇円となったが、損益計算上の純利益二四五万七〇〇〇円が見込まれた。しょう脳事業の資産は増加していないので、益金額をそのまま国庫に納付する予定とされた。

右の当初予算は第九臨時国会に提出された補正予算により、歳入歳出とも減額修正がおこなわれた。事業収入の減少は製造たばこ上級品の売行き不振と食料塩の売渡価格引下げ（二六年一月一日以降）によるものである。歳出については公社職員の手当・給与に必要な経費が一三億余円追加されたのに対し、既定経費の節約および予備費の縮減によって八〇億余円が減額されている。

かくして二五年度における補正後の最終予算額および決算額は表2-4に示すとおりであった。当年度の歳入歳出

差引一一三八億二〇三一万余円の歳入超過となっている。

二五年度における損益計算上の事業益金は一一七〇億五六四一万余円であり、事業別にみるとたばこ一一六六億二六七八万余円、塩三億五二〇九万余円、しょう脳七七五三万余円となるが、事業年度内の固定資産・棚卸資産の増加額を控除した一一三八億二一五二万余円を専売納付金として国庫に納付した。⁽¹²⁾

(三) 昭和二六年度

前述のように公社独自の会計制度が実施されたのは二五年四月であって、二五年度予算は従前の方法によって編成されたので、二六年度の予算は実質的には公社会計制度のもとにおける最初の予算ともいえるものであった。同時に専売事業の戦後復旧計画が二五年度までに完成され、二六年度は新たな拡充計画に入ろうとしていた意味においても新段階の予算であった。

二六年度の予算・決算は前掲表2-4のとおりで、当初予算における歳入は一六八四億一〇六二万七〇〇〇円で前年度最終予算より六三億余円多く見積もられた。一方歳出は五五三億二四〇七万九〇〇〇円で、これも前年度より五三億余円増加している。とくに予備費を二〇億一〇〇〇万円と前年度九億三〇〇〇万円の二倍以上に増加し、予算の弾力性を拡げているのが特色であった。これは予算編成時にすでに朝鮮動乱の影響による経済変動があらわれ、既定予算の執行に支障をきたすことが予想されたからである。

たばこ事業においては、たばこの販売価格が二五年度に引き続き大幅に引き下げられたが、製造煙草の販売予定八二〇億本と二四・二五年に比し著しい増加を計画していたので、事業収入も前年度より八〇億円多く一五一四億余円が見積もられた。これに対したばこ事業費は三六七億余円であり、たばこ専売益金の国庫納付見込額は一一三〇億余円とされた。塩事業においても食料塩・工業塩とも前年度より増産する事業計画のもとに、事業収入一六〇億八〇二

六余万円に対し事業費一五一億一九七六万余円の予算が組まれた。塩事業については国庫納付を予定していない。次にしょう脳事業においては、粗製しょう脳およびしょう脳原油の売渡数量が前年度より減少する計画が立てられたので、事業収入・事業費ともに前年度より減少してそれぞれ六億二七六万余円、五億五八二二万余円が計上された。しょう脳事業益金の国庫納付額は五万九〇〇〇円を予定された。

二六年度の補正予算は当初予算額を歳入歳出ともに追加修正する予算となった。また、専売益金納付額も当初予定額を四五億余円上回って一一七五億余円とされた。歳入追加修正の要因は三事業とも収入が増加したことによる。とくにたばこ事業収入は特需景気を反映して上級品たばこの売行きが目立って伸びたため、たばこ売払代収入を一〇〇億余円増加する見込みとなった。塩およびしょう脳事業においても売払予定数量の増加および価格引上げに伴い、事業収入の増加が見込まれた。他方歳出においては、二六年一〇月より公社役職員の給与改善をおこなうための経費およびたばこの製造設備の増設、原材料の値上り、さらに塩・しょう脳の製造販売の増加に伴う追加経費が計上される一方、既定経費の節約による減額がおこなわれ、前年度までと異なって相当大幅な追加補正がおこなわれた。

右の補正後の最終予算額および決算額は前掲表2-4に示すとおりである。二六年度の歳入歳出決算では、一一八五億四一一五万余円の歳入超過となり、この年度の専売納付金は一一八八億三七八二万余円と決定された。納付金の決定額は最終予算をさらに一二億余円上回った。損益計算の実績を事業別にみると、たばこ事業においては、たばこの売行きが「専売史空前の売上高を記録し」⁽¹³⁾たため、最終予算の事業収入見込みをさらに上回り、その結果純利益は一二九八億余円に達した。塩およびしょう脳の両事業においては、ともに売渡高が予定額に達しなかったため、最終予算の収入見込みよりは事業収入が減少した。しかし塩事業では二七億余円、しょう脳事業では九七七六万余円の純利益が計上されている。

- (1) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第九卷「専売」、四二五—三五ページ。
- (2) 「フライン博士との会談記録」昭和二三年九月一五日渡辺渉外部長記（「大蔵省渉外特報」第九八号）（大蔵省資料Z五二六—二一六）。
- (3) 同前、昭和二三年九月二二日（「大蔵省渉外特報」第一〇〇号）（同前）。
- (4) 日本専売公社『十年の歩み』、二六—二七ページ。
- (5) 同前、二七—二八ページ。
- (6) 同前、三五—三六ページ。
- (7) 同前、三四—三五ページ。
- (8) 『国の予算』昭和二四年度、一八一—八二ページ。
- (9) 本項の説明でとくに注を付していない部分は、各年度『国の予算』『予算書』『決算書』によっている。
- (10) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第五卷、三九二—三九三ページ。
- (11) 主計局『昭和二四年度決算の説明』、一九ページ。
- (12) 主計局『昭和二五年度決算の説明』、二一八—二一九ページ。
- (13) 日本専売公社『十年の歩み』、五五—五六ページ。

第三節 その他の政府関係機関予算・決算⁽¹⁾

一 復興金融金庫

復興金融金庫の組織と活動については本財政史第一二巻で詳述されているので、ここでは政府関係機関予算として編成された復興金融金庫の予算・決算の推移を要説することとする。⁽²⁾

同金庫は全額政府出資の特殊法人として昭和二十一年一〇月に設立されたが、昭和二三年度までは政府出資金のみが一般会計予算に計上されたにすぎなかった（二二年度七〇億円、二三年度一八〇億円）。しかし、二四年度から「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」（昭和二四年四月一〇日法律第二七号）に基づいて、同金庫の全収支が国の予算に準じて国会に提出されることとなった。予算・決算の推移は表2-15に掲げておく。

(一) 昭和二四年度

二四年度はドッジ・ラインに基づく司令部の指示にしたがって、復金が事実上従来の融資活動を停止し、貸出金の管理回収にその全力を注ぎ、復金債の全面整理に入った年であった。このような政策転換は、二四年度の当初予算において、貸付金を貸付回収額を大きく下回る額に抑制し、新規債券を発行しないばかりか、過去に発行された復金債の残高全額を償還する方針として表わされた。すなわち、二三年度末における復金債残高一〇九一億円が支出予算に債券償還金として計上され、その財源は収入予算の中で、政府の現金出資三〇〇億円、貸付回収金中現金回収額七五

表 2-5 復興金融金庫予算・決算額 (昭和24)

項 目	昭 和 24 年 度			25
	当初予算	補正後予算	決 算	予 算
収 入				
事業益金	9,519,000	9,519,000	10,036,274	8,512,085
収入利息	9,500,000	9,500,000	9,865,371	8,507,639
収入手数料	19,000	19,000	17,292	4,346
雑収入	—	—	153,611	100
前年度剰余金受入	—	—	—	—
事業収入	21,614,000	25,754,000	29,500,184	12,795,000
貸付回収金	21,614,000	25,754,000	29,500,184	12,055,000
貸付回収金	7,500,000	11,640,000	15,389,011	—
交付公債収入	14,114,000	14,114,000	14,111,174	—
前年度繰越金受入	—	—	—	740,000
債券保全立替金収入	—	—	—	—
訟務費戻入	—	—	—	—
債券償還金受入	—	—	—	—
政府出資金	92,467,000	92,467,000	92,467,000	—
交付公債出資金	62,467,000	62,467,000	62,467,000	—
現金出資金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	—
合 計	123,600,000	127,740,000	132,003,458	21,307,085
支 出				
事業損金	865,679	865,679	736,305	855,085
事務費	199,649	199,649	216,073	230,815
諸支出金	106,030	106,030	85,278	527
事業費	560,000	560,000	434,954	623,743
事業支出	114,100,000	113,240,000	112,548,386	1,600,000
貸付金	5,000,000	4,140,000	3,448,386	1,600,000
債券償還金	109,100,000	109,100,000	109,100,000	—
債券保全立替金支出	—	—	—	—
訟務費	—	—	—	—
政府納付金	8,590,000	13,590,000	13,590,000	18,795,000
予備費	44,321	44,321	—	57,000
合 計	123,600,000	127,740,000	126,874,691	21,307,085

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

—26年度)	(単位 千円)	
	26	
決 算	予 算	決 算
8,200,086	5,590,401	8,104,747
8,066,284	5,577,624	5,860,331
4,297	961	1,469
129,505	11,816	39,521
—	—	2,203,426
20,016,127	8,281,544	14,381,301
12,797,359	6,100,000	8,423,936
12,797,359	6,100,000	8,423,936
—	—	—
5,128,768	2,090,000	5,934,698
—	70,088	17,406
—	21,456	5,261
2,090,000	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
28,216,213	13,871,945	22,486,048
—	—	—
584,338	997,599	1,082,809
231,099	244,462	248,191
505	4,093	2,311
352,734	749,044	832,307
698,751	661,911	336,070
698,751	300,000	296,945
—	—	—
—	271,719	25,827
—	90,192	13,298
18,795,000	12,152,435	12,152,435
—	60,000	—
20,078,089	13,871,945	13,571,314

億円のうち二四年度の貸付けに回される五〇億円を差し引いた二五億円、手数料収入一九〇〇万円、政府出資中交付公債出資分六二四億六七〇〇万円、貸付金を交付公債で回収した分一四一億一四〇〇〇万円、以上合計一〇九一億円が計上されている。このうち交付公債については、出資金として交付される分(一六四・六七億円)は見返資金特別会計で買入れ現金化されて償還財源に充て、石炭鉱業等の新勘定赤字補填の補償公債として二三年三月国庫から交付された公債を復金への債務返済に充てた分(一四一・一四億円)は日銀手持ちの復金債の償還に充てるといふ措置がとられることになっていた。

事業支出のうち債務償還金以外に計上された五〇億円の貸付金は、うち四〇億円が二三年度以前に復金の保証した債務の履行資金に充当するものであり、残り一〇億円のみが新規貸付けに充当される予定であった。また「復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律」(昭和二四年五月二八日法律第一一四号)により、従来新規貸出しに充当されてい

た剰余金も貸出しに充当せず、すべて国庫に納付することとされた。これにより二四年度は剰余金八五・九億円（利息収入九五億から諸経費を差引いたもの）の一般会計への繰入れが支出に計上された。

この政府納付金は、前掲法律の一部改正（昭和二十四年二月八日法律第二四八号）により貸付けの回収金も国庫に納付することとなったため、補正予算により五〇億円増額され最終予算額は一三五・九億円となった。これは貸付回収金収入を四一・四億円追加し、貸付金の支出を五〇億円から四一・四億円に圧縮して国庫納付金を増額したものであった。この結果、補正後の予算額は収入支出とも一二七七億四〇〇万円となったが、決算では貸付回収金収入および政府納付金がさらに増加し、貸付金は一六億円にとどまって、収支差引五一億二八七万余円の収入超過となった。そしてこの額は翌年度の収入に組み入れることとされた。

(二) 昭和二五年度

二四年一〇月七日の復興金融審議会の決議により今後新たに資金の融通、債務の引受け若くは保証をおこなわないことが確定された。そこで二五年度においては復金の全能力を貸付金の管理回収業務に集中する事業計画が立てられた。このために本店においては人員の主要業務への重点的配置をおこない、地方においては重要支所に専任職員を配置して管理回収事務および代理店の監督の強化を図るため、事務運営費は前年度より増額された。こうして二五年度の貸付金回収目標は前年度の七五億円に対して一二〇億五五〇〇万円と大幅な増額となった。他方事業費に計上される貸付金は、二三年度以前において金庫の保証した債務の履行資金一六億円のみとなった。この結果、二五年度における国庫へ納付する剰余金は、前年度補正後予算よりさらに六二億余円増額されて、一八七億九五〇〇万円が計上されている。しかし復金の業務が管理・回収中心に転換されたことから、予算収支の規模は前年度に比べて約六分の一に縮小された。

二五年度の決算では貸付金回収は当初の目標を超えて順調に進んだため事業収入は予算額を上回った。これにより決算収支は八一億三八一二万余円の収入超過を示し、このうち翌年度収入への繰越分を控除した八〇億三〇九四万余円の剰余金は、「復興金融庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律」（昭和二六年三月三十一日法律第一〇七号）附則第四号の規定によって翌年度の収入に組み入れ、政府に納付することとされた。

(三) 昭和二六年度

二六年度から日本開発銀行（以下「開銀」と略称することもある）が設立され、復金は二七年三月三十一日までの間に解散し、復金の業務は開銀が承継することとなった。したがって復金にとって二六年度予算は最後の予算となった。

二六年度においても、前年度にひき続き保証債務の履行のほかは新規融資および保証はおこなわず、業務を貸付金の回収強化および債権保全手続の整備に集中する計画が立てられた。貸付金回収の予算目標は一般産業より六一億円を予定し、一方保証債務の履行のための支出は三億円とされた。さらに二六年度は債権保全立替金、訟務費など回収手続に関する予算が計上されている。そして事業収入および事業益金より事業費・事務費および予備費を控除した残額は、すべて国庫へ納付することとし、政府納付金として一二一億五二四二万余円が予定された。かくして二六年度の予算は収入支出とも一三八億七一九四万余円となった。

なお復金の資本金は二三年度末に一四五〇億円に達したが、その後二四年度中に二五〇億円減資し、補正予算によって回収金中五〇億円は国庫に納付され、さらに二五年度以降は、回収金を国庫に納付した額から年度末に減資をおこなうこととされ、二五年度末の資本金は九五四億六三〇〇万円となった。二六年度においても事業収入から事業費を控除した残額に相当する金額が減資に充てられることが予定された。

二六年度の最終決算では、貸付金の回収が順調で予算額を二三億余円上回ったこと、前年度の回収金で二六年度に

繰り越された分が三八億余円増加したこと、前年度剰余金二億余円が加わったことにより、収入実績は予算を大幅に超過した。そのため二六年度は八九億一四七三万余円の剰余をもって決算を終結した。

復興金融庫は昭和二七年一月一六日に解散し、一切の権利義務を日本開発銀行に引き継いだ³が、解散時における資本金は八五二億三〇三六万七〇〇〇円であった。この資本金については「日本開発銀行法」の規定により日本開発銀行に対する政府の貸付金に振り替えられた。

二 国民金融公庫

国民金融公庫は庶民金庫（昭和一三年七月設立）および恩給金庫の業務（恩給金庫についてはその清算事務）を承継し、昭和二四年六月「国民金融公庫法」（昭和二四年五月二日法律第四九号）に基づいて設立されたものである。設立の目的は、一般の金融機関から融資を受けることが困難な国民大衆に対して事業資金の供給をおこなうことにある。本公庫の設立経緯および業務内容については、本財政史第一二巻に詳述されているので、ここでは公庫の予算会計制度と予算の推移のみを述べることにする。

（一）公庫に対する国の監督

国民金融公庫は全額政府出資（設立当初の資本金一三億円）の公法人であるので、「国民金融公庫法」は主務大臣たる大蔵大臣に公庫に対する次のような監督権限を与えている。

公庫の総裁および監事は大蔵大臣が任命し、また総裁が副総裁および理事を任命するには大蔵大臣の認可を受けなければならない。公庫の業務は大蔵大臣の定める計画および指示にしたがい、貸付けの限度・利率・期限、および無

尽会社・信用組合等に対する代理業務に関する準則等の業務規定、四半期ごとに作成する事業計画および資金計画は大蔵大臣の認可を受けなければならない。その他大蔵大臣は必要に応じて命令を発し、報告を徴し、また立入り検査をおこなうことができる。大蔵大臣が公庫の業務に認可を与えようとするときは、諮問機関として設けられた国民金融審議会の議を経なければならない。なお公庫の役員は国家公務員とされ、公務員関係法令の適用をうける一方、一般職の国家公務員としての給与を受ける。

（二）公庫の予算制度

本公庫の前身である庶民金庫時代には金庫への補助金が一般会計に計上されるにすぎなかったが、国民金融公庫が設立された二四年度には「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」が制定され、同法に基づいて設立当初から公庫の全収支が予算に計上され、政府関係機関予算として国会に提出されることになった。

公庫の経理については国庫との関係で次の点が規定される。すなわち所得税および法人税は免除されるが、毎事業年度の利益金を国庫に納付しなければならない。また公庫は予算の範囲内であつ大蔵大臣の認可を受けて政府から借入金をすることができる。この場合政府は利息を免除し、あるいは通常条件より有利な条件を公庫に付することができる。そして反面公庫は市中銀行その他民間からは借入金をする⁴ことはできない。

公庫の予算は、二五年度まではすべての収入と支出が計上される総額予算方式がとられたが、二六年度予算の作成に際して、予算形式は大きく改正されたことになった。すなわち、新たに「公庫の予算および決算に関する法律」（昭和二六年三月三十一日法律第九九号）が制定され、本公庫は住宅金融公庫とともに同法の適用を受けることになったからである。

この改正の主要点は、貸付金を支出予算に計上しないようにしたことである。貸付金は財源の範囲内で最も効果的

表 2-6 国民金融公庫予算・決算額

項 目	昭和 24 年 度			当初予算
	当初予算	補正後予算	決 算	
収 入				
事業益金	162,344	180,663	137,075	308,709
収入利息	46,900	63,161	52,881	190,485
収入手数料	85,000	87,058	49,857	109,110
特別勘定収益	27,636	27,636	20,444	8,214
雑収入	2,808	2,808	13,893	900
事業収入	1,700,000	2,426,334	3,559,917	2,782,403
貸付回収金	100,000	126,334	967,660	1,078,332
政府出資金	1,300,000	1,800,000	1,800,000	1,200,000
更生資金	300,000	500,000	500,000	500,000
特別勘定回収金	—	—	—	4,071
前年度繰越金受入	—	—	292,257	—
合 計	1,862,344	2,606,997	3,696,992	3,091,112
支 出				
事業損金	157,094	168,229	157,859	283,296
事務費	119,273	127,383	129,390	181,023
税金	684	815	1,606	1,307
手数料	24,809	27,703	22,121	62,661
特別勘定損金	2,428	2,428	4,742	773
雑損	—	—	—	32
減価償却費	9,900	9,900	—	37,500
借入金利子	—	—	—	—
事業支出	1,700,250	2,433,768	3,397,063	2,801,316
貸付金	427,000	1,160,518	1,864,101	2,781,152
自己資金貸付	127,000	656,954	1,322,314	1,813,708
更生資金貸付	300,000	503,564	541,787	967,444
債務償還金	1,273,250	1,273,250	1,269,733	5,204
施設支出	—	—	—	14,960
前年度未整理勘定支出	—	—	263,229	—
予備費	5,000	5,000	—	6,500
合 計	1,862,344	2,606,997	3,554,922	3,091,112

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

(昭和24—26年度)

(単位 千円)

25		26	
補正後予算	決 算	予 算	決 算
327,736	316,014	510,266	686,930
206,910	220,995	498,502	668,062
109,919	61,351	—	—
8,214	10,826	9,733	9,231
2,693	22,842	2,031	9,637
3,982,608	5,016,621	—	—
1,148,228	2,178,096	—	—
2,200,000	2,200,000	—	—
500,000	500,000	—	—
4,071	8,216	—	—
130,309	130,309	—	—
4,310,344	5,332,635	510,266	686,930
288,804	223,973	343,394	375,359
183,524	178,913	235,984	257,046
1,307	1,199	4,087	1,365
65,668	43,106	102,522	94,391
773	755	801	710
32	—	—	—
37,500	—	—	—
—	—	—	21,847
3,784,097	4,738,135	35,796	62,782
3,763,933	4,718,293	—	—
2,710,561	3,892,321	—	—
1,053,372	825,972	—	—
5,204	6,795	—	—
14,960	13,046	35,796	62,782
—	—	—	—
237,443	—	131,076	—
4,310,344	4,962,108	510,266	438,141

に支出されることが必要であり、貸付金支出を年度予算で拘束することは實際上無理が生じ、手続上も多くの無駄が出るという理由から改正されたものである。この結果、予算における収入は、「貸付金の利子その他資産の運用に係る収入及び付属雑収入」とし、支出は「借入金及び恩給債券の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費ならびに付属諸費」のみとされた。そして貸付金および債務償還金ならびにこれらに見合う政府出資金、回収元金および借入金元金は公庫の収入支出予算に計上されず、したがって予算執行の拘束を受けなかったことである。

(三) 公庫予算・決算の推移

国民金融公庫の予算・決算の推移は表2-16のとおりである。二四年度における当初予算は、収入支出共一八億六二三四万余円であったが、補正予算で七億四四六五万余円が追加され、最終予算は二六億〇六九九万余円となった。二四年度予算の特色は、総合予算の真の均衡というドッジ予算の方針によって、当初予算総額の約三分の二に当たる一二億七三二五万円の債務償還金が計上されたことであった。なお政府出資金は当初一三億円であったが、補正予算で五億円増資された。また予算項目にある特別勘定とは旧庶民金庫および旧恩給金庫に関するものである。

決算では貸付金回収が予算目標を大きく上回って収入実績は三六億九六九万余円となり、収支差額では一億四二〇六万余円の剰余を生じた。しかし損益計算では利益金は生じなかったので、国庫への納付はない。

二四年度決算に示された新規貸付実績は、一八億六四一〇万余円で当初予定額の一・六倍に上った。そのうち自己資金貸付一三億二二二万余円、生業資金貸付（公庫が国から借り入れた資金で貸付をおこなうもの）五億四一七八万余円であった。

二五年度の当初予算は収入支出とも三〇億九一一一万余円であったが、補正予算により追加されて最終予算は四三億一〇三四万余円となった。二五年度には政府出資は当初予算において一二億円、補正によってさらに一〇億円追加され、二五年度末における公庫の資本金は四〇億円となった。

二五年度においても貸付金回収は予算目標を約一〇億円上回り、収入実績は五三億三二六万余円となり、収支差額では三億七〇五二万余円の収入超過であった。二五年度は損益計算上において八四万余円の利益を生じ、この分が国庫に納付された。この年度の新規貸出実績は四七億一八二九万余円であり、このうち自己資金による普通小口貸付けが三八億九二二万余円、更生資金貸付け（生業資金が改称された）が八億二五九七万余円であった。

二六年度においては、前述のように予算形式が改正され、前年度までの事業収入および事業支出は予算に計上されず、予算外の収入支出として経理されることになった。したがって二六年度の予算は事業益金および事業損金のみが計上されたが、その当初予算は収入支出共五億一〇二六万余円となった。

二六年度の決算においては、二億四八九三万余円の収入超過となり、また損益計算においては九三八三万余円の利益が生じた。

予算外の収入支出として取り扱われることになった公庫の貸付金は総額五五億余円が予定されたが、年度末の貸付実績は総額一一六億二九七六万余円、そのうち普通小口貸付けは八五億〇一一二万余円、更生資金貸付けは三一億二八六三万余円であった。これらの貸付資金の財源に充当された主なものは、貸付回収金のほか政府出資の払込金三〇億円、更生資金の資金運用部借入金二〇億円であった。

三 住宅金融公庫

住宅金融公庫は「住宅金融公庫法」（昭和二五年五月六日法律第一五一号）に基づき、二五年六月五日に設立されたもので、銀行その他の金融機関から住宅建設資金の融通を受けることができない者に対して、長期かつ低利の住宅建設資金を融通し、国民大衆の健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設を図ることを目的とするものである。公庫はこの目的を達成するために、①自ら居住するため住宅を必要とするもの、②「住宅組合法」による住宅組合、③自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、住宅を建設して賃貸する事業をおこなう会社その他の法人の三者が住宅を建設する場合、またはそれに付随して土地または借地権の取得を必要とする場合に必要な資金の貸付けをおこなう。こ

表 2-7 住宅金融公庫予算・決算額 (昭和25・26年度) (単位 千円)

項 目	昭 和 25 年 度		26		
	予 算	決 算	当初予算	決 算	補正後予算
収 入					
事業益金	286,978	112,484	1,072,652	1,129,494	971,667
貸付回収金	150,486	25,516	—	—	—
政府出資金	5,000,000	5,000,000	—	—	—
見返資金会計交付金	10,000,000	8,640,000	—	—	—
雑収入	907	8,960	144	144	8,231
合 計	15,438,371	13,786,960	1,072,796	1,129,638	979,898
支 出					
自己資金貸付金	5,150,486	5,150,486	—	—	—
見返資金貸付金	10,000,000	4,886,255	—	—	—
事務費	40,585	69,892	77,533	90,358	95,623
手数料	300	—	1,000	1,000	3
借入金利息	176,000	44,355	223,078	319,278	436,751
予備費	71,000	—	136,500	168,583	70,830
合 計	15,438,371	10,150,988	493,111	694,219	603,208

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

れに付帯した業務として住宅の設計、工事の指導および住宅・土地・借地権の取得のあつ旋、管理ならびに処分などの業務をおこなう。なお「住宅金融公庫法」の制定過程およびその内容は、本財政史第一二巻で詳述されているので、ここではこれ以上ふれないことにする。⁽⁴⁾

住宅金融公庫は国民金融公庫と同じく、全額政府出資の公法人であり、公庫に対する国の監督・経理制度も国民金融公庫とほとんど同じである。ただ住宅金融公庫の場合は、貸付金の利率、償還期間が法律で定められていて、国民金融公庫のように主務大臣の諮問機関としての審議会は設けられない。また本公庫の機構は、経費節減をはかり、また事業運営に民間の長所をとり入れるため、公庫業務を銀行その他金融機関に委託することができている。

本公庫の予算・決算の推移は表2-7のとおりである。二五年度には公庫の全収支を予算に

計上し、政府関係機関予算として国会に提出したが、二六年度からは国民金融公庫と同様に事業収入および事業支出は予算外の収入支出として経理することに改められた。

二五年度予算においては、貸付金総額一五億五〇四八万余円を予定し、八万户の住宅を建設する計画であった。その貸付資金としては政府出資の払込金五〇億円、米国対日援助見返資金特別会計よりの交付金一〇〇億円および貸付回収金一億五〇四八万余円を充てることとされた。しかし、二五年度中には、見返資金よりの交付金が予定より減少し、さらに資材の値上り等の理由により、建設戸数は六万五六二五戸にとどまった。そのため決算額は収入支出とも予算を下回り、決算収支で三六億三五九七万余円の剰余を生じたが、損益計算では三一億〇五八二万余円の損失を計上し、これは翌年度に繰り越された。

二六年度における貸付金総額は、一一〇億四五五〇万円が予定され、この貸付資金としては、政府出資の払込金五〇億円、資金運用部よりの借入金五〇億円、貸付回収金一〇億五二四一万余円および前年度回収金繰越一一四一万余円、合計一一〇億六八八二万余円を充てる計画であった。この貸付金の予定戸数は当初四万一〇〇〇戸であったが、その後建設費の増額に伴い二万七九〇一戸に変更された。ところが、前年度中に設計審査に合格して貸付契約の締結に至らなかったものが二万〇三〇一戸を数えるに至り、この分を優先させれば新規貸付戸数は七六〇〇戸にすぎず、その後の住宅金融に大きな問題を残すことになった。

このため、第一二回臨時国会に提出された本公庫の補正予算においては、資金計画が変更され、貸付金を五〇億余円増加して年度中に一万九〇〇〇〇戸分の貸付けの追加を予定した。この貸付資金として政府出資金三〇億円、資金運用部からの借入金三〇億円、合計六〇億円が追加された。

前述のように二六年度からは損益勘定に属するものが主に予算に計上されることになったが、当初予算は資金計画

の変更により補正予算で収入・支出とも追加補正された。そして決算収支では三億七六八万余円の剰余を生じ、損益計算においては九一三七万余円の利益があげられた。この利益は公庫法により国庫に納付されることになった。

四 日本輸出銀行・日本開発銀行

日本輸出銀行は輸出関係の長期金融機関として昭和二五年一月二八日に設立され、次いで日本開発銀行が一般産業に対する長期資金を供給する政府金融機関として翌二六年四月二五日に設立されて、長期金融の体制がほぼ整備されるに至った。両銀行の設立経緯および業務内容については、本財政史第一三巻に詳述されているので、ここでは両行の予算・会計規定と昭和二五・二六年度予算を要説するにとどめる。

(一) 予算・会計規定

日本輸出銀行・日本開発銀行はともに全額政府出資の政府金融機関であり、またその機能からみても政府資金の供給機関としての性格をもつと同時に、政府から独立した金融機関であるという点で共通した組織と運営が定められている。予算・会計制度についても、両銀行法は共通して独立採算原則をとっている。「日本輸出銀行法」(昭和二五年一月二五日法律第二六八号)および「日本開発銀行法」(昭和二六年三月三一日法律第一〇八号)の会計規定に共通した条項は次のような点である。

両行は毎年事業年度の事業の運営により生じる収入および支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。大蔵大臣は閣議の決定を経てこれを国の予算とともに国会に提出し、国会の議決を経ねばならない。国の予算に準じて必要が生じたときは補正予算・暫定予算を組むことができる。この予算の収入は貸付金利息、社債の利息その他の資産の運用にかかる収入および所属雑収入とし、支出は事務取扱費、業務委託費、政府貸付金利息および付属諸費とされ、銀行が運用する資金自体の受払いは予算には計上されない。支出予算に予備費を設けることができるが、使用するときは大蔵大臣に通知しなければならない。予算とともに財産目録、貸借対照表および損益計算書を半期および事業年度ごとに作成して大蔵大臣に提出する。決算は会計検査院の検査を経て、国の決算とともに国会に提出される。

次に毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、準備金として積み立て、損失の補填に充てる場合を除いては、取り崩してはならないと定められた。また資金の借入れは一切禁止され、業務上の余裕金の運用は、国債の保有、資金運用部への預託金および日本銀行への預金に限られた。

(二) 日本輸出銀行予算

日本輸出銀行は二五年一月二八日に設立され、二六年二月一日業務を開始することになったので、政府は二五年度補正予算において二五年度内に一般会計および見返資金特別会計よりそれぞれ二五億円、二六年度においてそれぞれ五〇億円、合計一五〇億円を出資することを決定した。これに伴い、日本輸出銀行の収入支出予算も「昭和二五年度政府関係機関予算補正」(機第2号)においてはじめて国会に提出された。この予算に伴う事業計画では、二五年度において前述の五〇億円を財源として、金融機関への委託二九億円、手形割引一六億円、計四五億円の国内貸付けが予定された。

二五年度予算および決算の収入支出は表2-18のとおりであり、決算収支では五二二万四六六五円の収入超過となった。損益計算上の利益は三六七万四六六五円で、これは準備金として積み立てられた。

二六年度の事業計画では、融資のための資金として政府出資金五〇億、見返資金特別会計からの交付金五〇億円お

表 2-9 日本開発銀行予算・決算額 (昭和26年度) (単位 千円)

項 目	予算補正1号	予算補正2号	決 算
収 入			
利息料	526,656	2,872,207	2,223,128
手数料	—	389	123
雑収入	10	5,565	3,322
合 計	526,666	2,878,161	2,226,574
支 出			
業務費	85,035	194,341	130,622
予備費	144	980,895	289,836
支 出	—	130,666	88,964
合 計	40,000	60,000	—
支 出	125,179	1,365,902	509,422

出所：「予算書」「決算書」昭和26年度により作成。

表 2-8 日本輸出銀行予算・決算額 (昭和25・26年度) (単位 千円)

項 目	昭和25年度		26	
	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入				
利息料	41,863	17,463	712,586	440,277
雑収入	10	—	10	—
合 計	41,873	17,463	712,596	440,277
支 出				
業務費	12,086	12,079	30,030	46,303
予備費	16	—	125,978	199,315
支 出	1,165	160	21,835	878
合 計	1,000	—	10,000	—
支 出	14,267	12,239	187,843	246,496

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

政府機関予算補正(機第1号)として本予算よりやや遅れて第一〇国会に提出され、三月三十一日に成立を見た。

二六年度における日本開発銀行の予算・決算額は表2-9のとおりである。見返資金特別会計からの政府出資金一〇〇億円を資金とし、「政府資金による融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画」(昭和二六年五月一五日閣議決定)に基づいて総額九五億円の貸付けをおこなうというのが当初事業計画であった。これに伴う収入支出予算は、収入五億二六六万余円、支出一億二五二万余円が計上された。

次いで、二六年一二月に第一二臨時国会に提出された予算補正(機第2号)において当初の事業計画は次のように変更された。第一は二六年度に入って重要産業の資金需要が活発になったので、新たに一五〇億円の貸付増加を予定し、その財源として一般会計からの政府出資金追加七〇億円、復興金融庫の貸付回収金六〇億円、利益金等二〇億円合計一五〇億円を充当したことである。第二は当初予算では二六年度内に復金の業務を継承することを予定していたが、一月一日から復金の業務と人員を継承し、復金よりひき継いだ貸付金の回収及び整理をおこなうことになったことである。

よび余裕金五億円を充て、これをもって総額一〇四億五〇〇〇万円(委託貸付け八三億六〇〇〇万円、手形割引二〇億九〇〇〇万円)の新規貸付けをおこなう予定であった。二六年度一般会計の補正予算では、輸出銀行への出資が二〇億円追加され、貸付資金は当初計画より増額修正された。この出資追加は後進国開発計画等を考慮して計上されたもので、追加分はもっぱら東南アジア向けプラント輸出に対して融資される予定であった。

しかし二六年度における貸付高は六九億七九七〇万余円と予定よりも少なかった。二六年度決算(表2-8参照)において収入利息が予算より減少したのはそのためであった。支出については、「昭和二六年度政府機関予算補正」(機第2号)総則第一〇条に基づき使用額が当初予算に加えられたため、決算額が予算を上回った。しかし決算収支では一億九三七八万余円の収入超過となり、損益計算上の利益金も一億〇五五万余円が計上され、準備金として積み立てられた。

(三) 日本開発銀行予算

日本開発銀行の予算は、同銀行の設立計画が遅れ、二六年度政府関係機関予算の編成に間に合わなかったため、「昭和二六年度

これに伴い、当初の収入支出予算に対し、収入において二三億五一四九万余円、支出において一二億四〇七二万余円と大幅な追加修正がおこなわれた。

開銀資金の二六年度における収支実績をみると、復金より承継した債権について生じた回収金は補正予算における事業計画を上回って九〇億円に達し、さらに剰余金四七億円を加えて収入実績三一億円に対し、支出実績は二三七億円で七四億円が翌年度に繰り越された。

二六年度の最終予算および決算は表2-9のとおりである。決算において収入支出とも最終予算額より減少した。そして決算収支は一七億一七二五万余円の収入超過となった。また損益計算上の利益金は一億八四三七万余円であって、これは準備金として積み立てられた。

五 船舶運営会および商船管理委員会

(一) 船舶運営会の概要

船舶運営会は昭和一七年四月、「戦時海運管理令」(昭和一七年三月二五日勅令第二三五号)に基づいて設立され、船主またはその団体を構成員とし、海運事業の一元的統制に当たるとを目的とした特殊法人であった。

終戦後、日本の船舶の運航体制については、昭和二〇年一月九日付司令部覚書「民間商船委員会の任命」(SCAPIN二五六)によって民間商船委員会 Civilian Merchant Marine Committee を設置して商船の管理に当たり、この委員会はアメリカの日本商船管理局 U. S. Naval Shipping Control Authority for the Japanese Merchant Marine (SCAJAP) の監督を受けることを指示されたが、当時存在した船舶運営会が代わってその業務を

おこなうことが認められた。日本商船管理局の覚書「日本商船管理局監理下の船舶運営」(一九四六年七月二四日SCAJAP・QS一五)が指示した日本商船管理委員会の任務は、船舶の運航に対して指令を与える管理機関の役割を果たすことであったが、政府は終戦後も経済統制の一環として、輸送統制強化の必要を感じていたため、船舶運営会が戦時中からおこなってきた業務、すなわち自ら船舶を有して運航に当たる業務を継続することになった。船舶運営会は司令部の覚書が出された後も、一定規格以上の国内船舶を借り上げて備船料を支払い、一般物資の輸送、在外邦人の帰還輸送に当たるとともに、アメリカ船舶等の貸与を受けてアメリカ軍貨物の輸送に従事していた。

国内船舶借上げの方式は、当初裸備船契約(船体のみの備船)により船舶運営会の職員たる船員によってこれを運航してきたのであるが、昭和二四年一月に制定された「船舶運航管理令」(昭和二四年一月二六日政令第二六号)により、従来の備船方式は期間備船契約に切り換えられることになった。これは二三年後半頃から船腹需給も好転してきたので漸次海運の民営還元を進める一歩としてとられた措置であり、船舶運営会の赤字軽減のためでもあった。船舶運営会の経費は備船料、燃料費、事務費等からなるが、全額国費で支弁される帰還輸送業務を除くその他の一般輸送業務については、貨物および船客の運賃収入をもって経費をまかなう建前がとられていた。しかし、海上運賃とくに内航運賃は輸送原価に比してきわめて割安に定められていたため、一般輸送関係の収支ははなはだしい不均衡を示した。さらに外航の不振、内航貨物の出回り不振等が重なって、船舶運営会の経営は巨額の赤字を生じ、その赤字を補填するため、一般会計からの補助金は年々増額されてきた。補助金額は二〇年度一億七八七四万余円であったものが、二二年度二〇億九〇〇〇万円、二三年度六五億円と急増していた。

(二) 昭和二四年度予算

二四年度本予算は「経済安定九原則」に則って編成することが基本方針とされ、大蔵省は経費圧縮の方策の一つと

表 2-10 船舶運営会予算・決算額 (昭和24・25年度) (単位 千円)

項 目	昭 和 24 年 度			25	
	当初予算	補正後予算	決 算	予 算	決 算
収 入					
営業収入	19,250,453	17,123,452	17,946,850	—	—
一般収入	15,383,375	13,470,020	14,261,577	—	—
特別収入	2,210,958	2,210,958	2,236,809	—	—
雑収入	400,120	186,474	244,464	—	—
帰還輸送補助金	1,256,000	1,256,000	1,204,000	—	—
営業外収入	6,266,820	9,071,111	9,084,834	—	—
政府補助金	6,266,700	9,070,991	9,070,991	—	—
収入利息	120	120	13,843	—	—
清算事務交付金	—	—	—	181,447	179,508
合 計	25,517,273	26,194,563	27,031,684	181,447	179,508
支 出					
営業支出	24,697,190	25,510,011	26,075,969	—	—
一般輸送備船料	16,594,038	16,174,603	16,894,038	—	—
一般輸送船費	89,599	129,691	100,898	—	—
一般輸送運航費	3,909,528	5,122,427	5,291,143	—	—
一般輸送事務費	504,113	502,143	461,743	—	—
特別支出	2,189,068	2,189,068	2,169,980	—	—
雑支出	154,844	136,079	106,086	—	—
帰還輸送費	1,256,000	1,256,000	1,052,080	—	—
営業外支出	740,128	681,582	663,823	—	—
予備費	79,955	2,970	—	—	—
清算事務費	—	—	—	181,447	157,102
合 計	25,517,273	26,194,563	26,739,792	181,447	157,102

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

度予算概略案の査定方針」(昭和二四年九月二八日閣議提出)の中では二四年一月から海上運賃を九三%引き上げるものとされた。つまり船舶運賃の引上げを条件にして補助金が追加計上されたわけである。補助金の追加額は大蔵省査定案では二六億円であったが、九月三〇日の閣議決定案では六億円減額されて二〇億円となった。(8)ところが、その後の司令部との折衝のなかで運賃の九三%引上げは認められたが、実施時期が一月から一月に延期されたので、船舶運営会補助金も

して各種補助金の削減をとり上げた。そのなかで船舶運営会補助金の削減は、予算編成の早い段階で日程に上っていた。二月九日付で大蔵省が作成した資料(6)によれば、現行価格のまま据え置くとすれば、船舶運営会は八六億円の赤字を生じ、それだけの金額を一般会計から繰り入れる必要があることが指摘され、この赤字をなくすためには、海上運賃五割の引上げを必要とするとしている。しかし、海上運賃の引上げが基礎物資の値上りにつながることを考慮されて、最終的に司令部に提出された政府案では運賃値上げによる赤字解消案はとられず、補助金を五〇億円に削減して赤字を全額埋めない方針がとられた。これに対して司令部が日本側に示したいいわゆるドッジ予算では、船舶運営会の歳入一九八億四一〇〇万円、歳出二六一億〇七〇〇万円とし、差引六二億六七〇〇万円を一般会計から補助する案が示された。(7)そこでこの線に沿って予算が編成されることとなった。

船舶運営会の収支も二三年度までは予算に表われず、ただ補助金のみが一般会計に計上されるにすぎなかったが、二四年度からは「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」の適用をうけて、収入支出の全額が予算に計上され、国会に提出されることになった。船舶運営会の予算・決算額は表2-10のとおりである。

二四年度の当初予算は収入支出とも二五五億一七二七万余円であるが、このうち帰還輸送に要する経費は全額補助金収入でまかなわれるが、その他の経費は合計二四二億六一二七万余円であるのに対して、經常収入は一七九億九四五七万余円であり、この収入不足を補填するため、六二億六六七〇万円の政府補助金が計上されている。

当初予算成立後、編成当時予想しなかった外航の不振による収入減が起り、また九月一五日からは船用燃料炭補給金が廃止される一方、備船料支出が増加して赤字が拡大する見通しとなった。そこで運輸省は八月一日から八〇〇総トン以上の小型鋼船の民営還元を始める措置をとったが、予算面では二四年度一般会計補正予算に船舶運営会補助金が追加計上された。二四年度補正予算は二五年度予算と一括して審議され、編成作業がおこなわれたが、「二五年

表 2-11 商船管理委員会予算・決算額 (昭和25・26年度) (単位 千円)

項 目	昭 和 25 年 度		26	
	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入				
一 般 管 理 収 入	9,983,856	1,018,345	44,818	48,522
うち) 補 助 金	4,131,604	848,372	44,818	43,916
特殊管理費補助金	73,709	42,024	—	12,000
非定備船収入	148,580	—	—	—
雑 収 入	240	602,405	240	54,240
特 別 収 入	3,344,085	3,135,549	3,386,967	4,104,268
帰還輸送補助金	543,389	496,420	358,283	223,296
合 計	14,093,859	5,294,744	3,790,308	4,442,326
支 出				
一 般 管 理 費	9,983,856	1,205,387	44,818	38,790
特殊管理費	73,709	40,855	—	12,000
非定備船経費	148,580	—	—	—
雑 支 出	240	—	240	—
特 別 支 出	3,344,085	2,992,513	3,386,967	3,982,879
帰還輸送費	543,389	370,373	358,283	186,282
合 計	14,093,859	4,609,128	3,790,308	4,219,951

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

(四) 商船管理委員会予算・決算
昭和二五年度本予算の編成においても、船舶運営会への補助金がひき続き計上された。その額は二四年九月三〇日に二四年度補正予算とも閣議で決定された「昭和二五年度一般会計予算概略案」では二〇億円であったが、この政府案を基礎に経済科学局が検討を加えた司令部案では四二億〇七〇〇万圓に増額され、これに基づいて二五年度一般会計予算には四二億〇五三万三〇〇〇円の補助金が計上された。この補助金は、船舶運営会の業務をひき継ぐ商船管理委員会も一般船舶を備船し、これを運航して貨物輸送に従事するものとして、これにより生ずる海運収支の赤字を補填する必要があることを予定したものであった。
二五年度における商船管理委員会の事業計画によれば、商船を管理するため、五〇〇〇重量トン以上の一般船舶を備船することとし、二五

増額されることになった。結局一月一四日に決められた政府案ではその額は二八億〇六〇〇万圓とされ、これが一般会計補正予算に計上された。

この政府補助金を組み入れて船舶運営会の補正予算が編成されたが、この補正によって支出予算は当初額に六億七七二九万圓が追加された。これに対し収入予算は二五年一月一日より実施される運賃引上げによる収入増を見込んでもなお、当初見込みを二億二七〇〇万圓修正減少することとなった。そしてこの差額二八億〇四二九万一〇〇〇圓が政府補助金で補填されることになったわけである。

補正後の最終予算額および決算額は表2-11のとおりである。決算では支出が予算額を超過したが、これは予算総則で定められた使用額が加えられたためである。⁽⁹⁾しかし決算収支では二億九一八九万圓の収入超過となった。

(三) 船舶運営会の廃止と二五年度予算

二四年度補正予算の編成と合わせておこなわれた二五年度予算の編成時には、船舶運営会を廃止して新たに商船管理委員会を設置することが目標とされた。すなわち、船腹需給が好転して船腹に余剰を生ずる状況になってきたので、統制の必要性は薄らぎ、また二五年一月から実施された海陸運賃の引上げ調整により自営可能となったため、内航の運航はとりやめて外航のみを残し、これを新たな商船管理委員会の管理に任せる方針をとった。その後二五年三月三日付司令部覚書「日本商船」(SCAPIN二〇八六)が内外航とも完全に民営にすることを指示するに至り、これを契機に船舶運営会に代わって商船管理委員会が二五年四月一日から発足することが最終的に決められた。

かくして船舶運営会は二四年度をもって業務を打ち切ることになったので、二五年度はその清算事務をおこなうための予算となった。この清算は六カ月間で完了し、決算は二二四〇万圓の収入超過をもって終わった。

年四月一日現在における備船船腹（貨物船・貨客船五四隻・四七万七二二九重量トン、油槽船一六隻・二億四〇〇六万九〇六九重量トン）のほかに、二五年度中に貨物船四〇隻、油槽船七隻の増加を予定していた。これらの備船による輸送業務のほか、帰還輸送等の特殊業務に要する経費を含めた商船管理委員会の予算・決算は表2-11のとおりである。

二五年度の支出総額は一四〇億九三八万九〇〇〇円と予定された。これに対して事業収入、非定備船収入・雑収入および特別収入（SCAJAPより本委員会に貸与された貸与船からの収入）を合わせた経常収入は九三億四五一万七〇〇〇円と見込まれ、これらの経常収入と帰還輸送（二五年度はシベリア・樺太・満州地区よりの引揚者輸送）に対する国庫補助五億四三三万九〇〇〇円、一般会計より受け入れる前述の政府補助金四二億〇五三万三〇〇〇円とを財源に充てるというのが二五年度の当初予算であった。

ところが、前述のように二五年三月三日付の司令部覚書によって、完全な民営運行の建前がとられることになったため、補助金をもって海運収支を補填する意味が失われることになった。しかし同覚書は国内貨物の荷動きの減少に伴う船腹過剰に対する施策として荷持補助金の支給を指令し、これに基づいて各船舶が運航可能な状態を保持するのに必要な最少限度の経費に相当する繋船補給金と稼動中に乗り組んでいた船員で繋船と同時に予備となるものに対する繋船予備員補助を船主に支給することとした。これに要する所要額約一三億円は商船管理委員会の事業費から支出されることになったので、政府補助金も一部がその財源に流用された。この繋船補助金も二五年九月で打ち切れ、商船管理委員会に対する政府補助金も一般会計において、「低性能船舶買入法」（昭和二五年八月一〇日法律第二四二号）による民有船舶の買入に移用された。

かくして、二五年度は当初予定した委員会による船舶運航を民営に移管したことから、委員会の業務は大幅に縮小され、予算の使用も予定額を大幅に下回った。決算をみると、支出においては予算より九四億余円も減少し、収入も八七億余円の減少であった。

二六年度に入ると商船管理委員会の業務は、日本商船管理局（SCAJAP）と船主との連絡に当る管理事務のほかには、アメリカ軍貸与船によるアメリカ軍貨物の輸送と外地からの引揚者を輸送する帰還輸送業務が残されるだけとなった。二六年度予算はこのための支出三七億九〇三〇万八〇〇〇円を計上した。このうち三三億八六九万六〇〇〇円が特別支出（アメリカ軍貸与船による運航経費）であり、これに見合う収入として特別収入（貸与船からの日貸料・月貸料収入）が計上される。その他の経費の大部分は政府より補助金として交付される事務費補助、帰還輸送費補助によりまかなわれる。

二六年度の決算では支出が予算額を超過した。これは「昭和二六年度政府関係機関予算」予算総則第二三条「収入が予算以上に増加したときは、主務大臣を経由して、大蔵大臣の承認を得て、これを業務量の増加のため直接必要な支出に充てることができる」の規定によるものであったが、決算収支では二億二二三七万余円の収入超過となった。商船管理委員会は日本商船管理局（SCAJAP）の補助機関であったから、平和条約発効によって存続の意義は失われ、「商船管理委員会の解散及び清算に関する法律」（昭和二七年三月三十一日法律第二四号）が制定されて二七年三月三十一日をもって解散となり、二七年度予算には清算関係経費のみが計上された。

六 持株会社整理委員会

持株会社整理委員会は「持株会社整理委員会令」（昭和二一年四月二〇日勅令第二三二号）に基づいて設置された財閥解体政策の実施機関である。同委員会は昭和二一年八月八日設立され、「持株会社整理委員会解散令」（昭和二六年七月

表 2-12 持株会社整理委員会予算・決算額 (昭和24—26年度) (単位 千円)

項 目	昭和24年度		昭和25年度		昭和26年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
取 入						
持株会社整理等手数料収入	179,486	149,579	152,276	99,615	90,951	23,338
議決権行使手数料収入	800	499	390	159	156	12
過度経済力集中排除法等 事務費交付金収入	35,208	35,208	10,113	10,113	7,137	1,705
雑 収 入	5	954	150	979	184	16,194
合 計	215,499	186,241	162,929	110,866	98,428	41,249
支 出						
事 務 費	115,341	118,110	106,475	87,233	73,455	33,540
証券処理手数料	71,568	47,752	51,212	23,546	19,758	1,273
税金	590	379	242	87	215	29
予 備 費	8,000	—	5,000	—	5,000	—
前年度不足額補填金	20,000	20,000	—	—	—	—
合 計	215,499	186,241	162,929	110,866	98,428	34,843

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

らの会社の商号、通称、商標等の使用禁止等に関する事務であった。「証券保有制限令」により同委員会が処分した株式は、三四三六万余件、払込額一五億四五一三万余円であり、委任株式の議決権行使件数は三七三一件であった。

第三の業務は、「過度経済力集中排除法」(昭和二二年一月一八日法律第二〇七号)に基づく業務である。これは、営利を目的とする私企業またはその結合体で過大な経営規模をもっているものや独占的支配力をもっているものを排除するために、分割または再編成をそれらの企業に命ずる等の業務であって、二八社が排除措置の対象とされ、うち一八社に対して決定指令を通達し、他の一〇社に関しては、委員会の職権が公益事業委員会に移されて再編成された。排除措置の結果一八社のうち一一社は分割され、六社は資産処分となった。

同委員会の収入支出は、昭和二三年度までは予算に計上されず、ただ同委員会に対する国庫交付金の

一〇日政令第二六二号)によって二六年七月一日に解散するまで、約六年間その主な任務である株式の処分に当たった。同委員会に関しては、本財政史第二巻「独占禁止」編に詳述されているので、ここでは予算の説明に必要な限りで、同委員会のおこなった主な業務を要説するにとどめよう。

設立当初の委員会は、委員会の意見に基づいて内閣総理大臣が指定した持株会社および指定者の所有する有価証券その他の財産を譲り受け、これを管理処分することを基本的業務とし、それに伴う業務として持株会社の常務の執行および清算の指導監督および譲渡証券に付有する議決権の行使をおこなったが、その後財閥解体政策が多様化してくると、同委員会に付託される業務が拡大していった。その業務を大別すると次のとおりである。

第一は、持株会社および指定者の所有する有価証券を譲り受け、これを処分する業務である。同委員会は設置期間の約六年間に、持株会社八三社、指定者五七名から一億六五七万余株、払込額七五億七一六五万余円の有価証券を譲り受けた。この有価証券の処分は証券処理調整協議会を通じておこなわれ、その処分代金はこの委員会から各持株会社および指定者に対して、原則として一〇年以上の償還期限を有する登録国債をもって弁済されるものとされた。譲受株式および譲受未済のものについての委任分については議決権を行使したが、その件数は五八七八件であった。また委員会は持株会社の解散に至るまでの常務の執行および清算の遂行の指揮監督にあたった。

なお、持株会社八三社のうち財閥本格的性格をもつ三三社中三〇社は解散を命ぜられ、他の二社は持株会社の性格を排除された上で存続せしめられた。また持株会社八三社のうち現業部門を有する五一社は、機構上の再編をおこなったうえで、あるいはそのまま存続せしめられた。

第二の業務は、「会社の証券保有制限等に関する勅令」(昭和二二年一月二五日勅令第五六七号)による業務である。

この業務は制限会社またはその従属会社・関係会社・承認会社が保有している株式の処分計画書の承認ならびにこれ

みが一般会計に計上されていたが、二四年度からは「公団等の予算および決算の暫定措置に関する法律」の適用を受けて、全収支が予算に計上され、政府関係機関予算として国会に提出されることになった。

この予算には同委員会が取り扱った有価証券の譲受・処分に関する受払いは計上されず、支出の大半は事務運営に必要な人件費および物件費である。このほか株式の処分を委託する証券処理協議会に支払うべき手数料、税金および予備費から成る。これに対して収入では持株会社・指定者等から徴収する手数料収入が大半を占める。これに同委員会が議決権を行使した場合に徴収する手数料、国庫から交付される過度経済力集中排除法等の取扱事務費の交付金および雑収入が加わる。予算・決算の推移を示せば表2-12のとおりである。

同委員会の予算規模は昭和二四年度には収入支出とも二億五四九万余円であったが、以降業務は漸次縮少し、二五年度一六億二九二万余円、二六年度九億八四二万余円と漸減した。予算定員も業務縮小に伴って減員され、二四年度には四五〇名であったが、二五年度には三五〇名、二六年度には一七五名となった。

七 閉鎖機関整理委員会

閉鎖機関整理委員会は、昭和二二年五月一日、「閉鎖機関整理委員会令」(昭和二二年三月一〇日勅令第七五号)に基づいて閉鎖機関保管人委員会の事務をひき継いで設立され、昭和二七年三月三十一日に解散するまでの約五年間、閉鎖機関——連合国最高司令官の要求に基づき、大蔵大臣およびその所管大臣の指定を受けて、本邦内の業務を停止し財産の清算をおこなうことになった諸機関——の清算業務を担当した政府機関である。

閉鎖機関整理委員会に関しては本財政史第一巻「賠償・終戦処理」編、第四巻「財政機関」編に記述されている⁽¹²⁾ので、ここでは予算の説明に必要な限りの解説にとどめよう。

閉鎖機関の指定は昭和二〇年九月三〇日付司令部覚書「外地ならびに外国銀行および特別戦時機関の閉鎖」(SC APIN七四)による指令に始まった。この覚書に基づいて「外地銀行、外国銀行及特別戦時機関の閉鎖に関する省令」(昭和二〇年一〇月二六日大蔵・外務・内務・司法省令第一号)が発せられ、戦時金融金庫、資金統合銀行、朝鮮銀行、台湾銀行、東洋拓殖株式会社、南満州鉄道株式会社等の旧外地機関、戦時特殊金融機関を合わせた二九機関の閉鎖を決定した。次いで二二年二月以降司令部は閉鎖機関の指定を追加し、各産業にわたる戦時中の統制団体、統制会社に対し、順次閉鎖機関の指定が拡大された。指定をうけた閉鎖機関は指定日において解散し、以後は大蔵大臣および所管大臣のとくに指定する業務を除くほかはその業務をおこなうことはできず、役員および支配人も同日をもって解任されることになった。

指定閉鎖機関の清算・管理は、すべて特別の手続による特殊清算管理に付せられたが、その実施については当初朝鮮銀行等五銀行の清算人として日本銀行が、全国金融統制会の清算人として日本勧業銀行が指定され、残りの二三機関の管理については閉鎖機関保管人委員会が司令部の指令により設置されていた。ところが、閉鎖機関の指定が戦時中の各種統制団体にまで拡大するに及んで、司令部は二一年一〇月五日付の覚書「閉鎖機関対金融緊急措置」(SC APIN一二五三)により、閉鎖機関保管人委員会と閉鎖機関の清算業務をおこなう機関に発展させるための立法措置を命じた。この覚書に基づいて各閉鎖機関の清算を別個の機関で扱わず、一つの独立した委員会をもってこれに当てるよう法制の整備が図られた。すなわち、「閉鎖機関令」(昭和二二年三月一〇日勅令第七四号)が制定され、同時に「閉鎖機関整理委員会令」(同勅令第七五号)によって閉鎖機関保管人委員会は本委員に改組された。閉鎖機関整理委員会の性格は、行政機関とは別個の法人格をもった委員会形式の政府機関とされ、学識経験者の中から大蔵大臣が任命す

表 2-13 閉鎖機関整理委員会予算・決算額 (昭和24—26年度) (単位 千円)

項 目	昭和24年度		25		26	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
割当分担金収入	342,992	309,182	351,325	334,061	617,206	596,393
財 産 収 入	763,628	603,650	541,718	356,009		
合 計	1,106,620	912,832	893,043	690,070	617,206	596,393
支 出						
事 務 費	1,064,356	888,476	793,205	668,649	512,032	571,998
税 金 費	42,264	31,416	94,838	30,467	101,174	18,949
予 備 費	—	—	5,000	—	—	—
合 計	1,106,620	919,891	893,043	699,116	617,206	590,947

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

る若干名の委員によって構成された。その業務内容は、閉鎖諸機関の現務の急速な結了、財産の管理処分、債権の取立、債務の弁済のほか、残余財産の処分と指定業務の執行を含む特殊清算業務およびその付帯業務であった。

閉鎖機関整理委員会の収入支出についても、二四年度から「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」の適用を受け、業務に伴う収入支出のみが予算に計上され、政府関係機関予算として国会に提出されることとなった。支出予算には、委員会の事務運営に必要な人件費・事務費、地方税の支払いに必要な経費および予備費が計上される。閉鎖機関の職員は、指定業務執行中のものを除き、本委員会の外部職員とみなされ、その給与は本委員会の人件費から支払われる。これらの支出をまかなう収入には、各閉鎖機関から徴収される割当分担金および各閉鎖機関の財産の運用および処分等による収入が充てられる。なお国庫からこの委員会に対して、「閉鎖機関令」による聴問会に要する経費が交付され、また業務運転資金の貸付けをおこなったが、この分は予算に計上されていない。業務運転資金は二三年度までに二五〇〇万円、二四年度に一〇〇〇万円貸し付けられたが、二五年度から交付されなくなった。

予算に計上された収入支出は表2-13のとおりである。二四年度予算一億〇六六二万円のと、年々予算が減少していったのは、閉鎖機関の清算事務の進捗に伴って委員会職員定数の減員がおこなわれたからである。職員定数は二四年度予算では六二七〇名であったが、二五年度には一七〇四名、二六年度には一〇七八名となった。そして前述のように二六年度末をもって閉鎖機関整理委員会は解散され(昭和二七年三月三十一日政令第七三号)、残存機関についてはそれぞれ特殊清算人を選任し、大蔵省がその監督に当たることとなり、二七年度予算は委員会の残務整理に関する予算が編成された。

八 証券処理調整協議会

証券処理調整協議会は、「有価証券の処分の調整等に関する法律」(昭和二二年一月一八日法律第八号)の施行機関として昭和二二年六月一八日に設立された。協議会は国・持株会社整理委員会および閉鎖機関整理委員会の代表者によって構成される合議体である。同協議会に関しては、本財政史第一四巻「証券」編で詳述されているので、ここでは予算の説明に必要な限りの解説にとどめる。

協議会の業務は第一に、右の三者の所有する有価証券すなわち、①財産税並びに戦時補償特別税によって国庫に納付されるもの、②財閥解体の結果持株整理委員会が信託譲渡を受けたもの、③閉鎖機関の所有するもの、④「企業再整備備法」の規定に基づき整備計画の定めるところに従って処分を必要とする特別経理会社の旧勘定所屬株式および未払込株金徴収不能による失権株を、有価証券市場の状況に応じて、時期、価格、数量等を調整しながら広く民間に処分し、その分散を図ることであり、第二に前記法律に基づいて、国の指定する法人の株主または出資者を登録する

表 2-14 証券処理調整協議会予算・決算額 (昭和24—26年度) (単位 千円)

項 目	昭和24年度		25		26	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
証券処分手数料収入	95,846	54,416	78,992	40,377	16,786	3,945
登録事務政府負担金収入	8,000	6,902	8,519	7,347	9,155	3,568
雑 収 入	—	3,246	—	2,907	110	4,728
前年度繰越金受入	—	25,207	—	276	—	—
合 計	103,846	89,771	87,511	50,906	26,051	12,242
支 出						
事 務 費	103,846	89,496	85,011	50,906	25,051	12,242
予 備 費	—	—	2,500	—	1,000	—
合 計	103,846	89,496	87,511	50,906	26,051	12,242

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

表 2-15 連合国軍人等住宅公社予算・決算額 (昭和25・26年度) (単位 千円)

項 目	昭和25年度		26	
	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入				
事業収入	319,680	101,483	544,272	747,965
見返資金特別会計より借入	5,256,000	6,949,677	—	459,351
前年度繰越資金受入	—	—	—	99,352
合 計	5,575,680	7,051,160	544,272	1,306,669
支 出				
住宅建設費	5,256,000	6,918,160	—	389,004
見返資金特別会計へ繰入	319,680	33,647	544,272	917,664
合 計	5,575,680	6,951,808	544,272	1,306,669

出所：各年度「予算書」「決算書」により作成。

事務を執行することであった。

同協議会は、創立されてから約四カ年の間に有価証券の調整処分を終わり、二六年七月一日「有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律」(昭和二六年六月二日法律第一九二号)によって解散した。その債権債務は、国、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会に引き継がれ、二六年一〇月五日清算事務を完了した。

本協議会が設置期間中に処分した証券数は株式が二億三三一三万余株、公社債が額面金額二・七五億円であった。これらの証券は財産税の徴収、戦時補償の打切り、財閥の解体、多数機関の閉鎖ならびに企業の再建整備等のため、処分することが必要となったもので、本協議会設立当初には、全国会社資本のほぼ三五%程度に達する巨額な証券が処分の対象とされた。これらの有価証券はいずれも急速に現金化する必要があったから、各機関が各個に処分するときは、一時に証券市場に殺到し競合して証券市場を混乱せしめ、このため証券価額も不当に低落する可能性が多分にあった。したがって証券市場への影響を極力考慮しつつ、公正なる価格、方法によって国民の間に分散化する目的をもって、処分することが課題となった。処分株数を時期的にみると、設立されてから二四年一〇月までにすでに一億七四三一万株の処分をおこなったが、これは前述の解散時に処分した株数の七四・八%に当たっていた。したがって同協議会の業務も二四年度を頂点として以降漸次縮小に向かった。

証券処理調整協議会の収入支出についても、「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」の適用を受けて、二四年度からその全収支が予算に計上され、政府関係機関予算として国会に提出されることになった。

二四年度以降の予算および決算は表2-14のとおりであるが、この予算の支出には証券処分および登録事務運営に必要な人件費および事務費が計上される。そして収入の大半を占めるものは、有価証券の処分に伴う手数料収入であり、これに国庫から交付される登録事務政府負担金収入、および雑収入が加わる。

九 連合国軍人等住宅公社

連合国軍人等住宅公社は「連合国軍人等住宅公社法」(昭和二五年四月一日法律第八二号)に基づいて、見返資金の融資によって連合国の軍人等の住宅を建設する目的で、二五年四月一日に特別調達庁内に設置された。設置事情および活動は、本財政史第一三卷「見返資金」編に詳しいので、⁽¹⁴⁾ここでは予算・決算の表を掲げておく(表215)。この会計は見返資金を借り入れて住宅建設費に充て、建設された住宅の家賃収入を受け入れて、見返資金会計からの借入金の元利償還に充てるのである。

- (1) 本節の説明で、とくに注のない部分は、各年度『国の予算』を参照した。
- (2) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第二二卷「政府関係金融」第一章。
- (3) 同前、第二章第二節。
- (4) 同前、第二章第三節。
- (5) 同前、第一三卷「政府関係金融」第三章、第四章。
- (6) 「予算編成に関連する基本的事項(二四、二、九)」(大蔵省資料Z五〇一—二六)。
- (7) 前掲書、第五卷「歳計(1)」四〇〇ページ表612、四〇二ページ表614。
- (8) 同前、四一七—二二ページ。
- (9) 「昭和二四年度政府関係機関予算補正」(機第一号)「予算総則」第三条は次のとおり。
船舶運営会においては運賃収入の増加によって、収入が支出を越えたときは、主務大臣を経由して、大蔵大臣の承認を得て、その越えた金額に相当する金額を、備船料の支払に充てることができる。但し、その金額は七一九・四三五千円を超えない。
- (10) 前掲書、第五卷「歳計(1)」、四五四ページ表711参照。

- (11) 前掲書、第二卷「独占禁止」、二二八—四六ページ。
- (12) 前掲書、第一卷「賠償・終戦処理」第九章、第四卷「財政機関」、六一九—二三ページ。
- (13) 前掲書、第一四卷「証券」、三〇五—二二ページ。
- (14) 前掲書、第一三卷「見返資金」、一〇七八—八一ページ。